

令和7年度実績評価書

(評価対象期間: 令和7年7月～令和8年6月)

令和8年9月
金融庁

目 次

I 実績評価の実施に当たって

1. 金融庁における政策評価の取組み 4
2. 実績評価の実施に当たって（実績評価書の記載内容） 4
3. 政策評価に関する有識者会議委員による意見 6

II 各施策の評価結果

基本政策	施策	施策目標	ページ
I 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮	1 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施	金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保	8
	2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	金融システムの安定性確保のための国際的な議論への貢献、ルール整備等、及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実	22
	3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施（特にコロナ後を見据えた取組の実施）	金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること	27
II 利用者の保護と利用者利便の向上	1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること	37
	2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	金融サービスの利用者の保護が図られること	45
III 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上	1 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備	市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること	58
	2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施	企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること	70
	3 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化	市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資すること	82

(横断的施策)

施策	施策目標	ページ
1 デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応	デジタル技術を用いた金融サービスの変革への対応を実施することにより、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大、以下同じ）を図ること	91
2 サステナブルファイナンスの推進	サステナブルファイナンスの推進を通じ、GXを含む経済・社会の変革・成長を金融面から支援する取組を幅広く支援するとともに、関係省庁・地方公共団体・民間事業者と連携し、我が国の様々な取組・貢献について、国際的に積極的な発信を行う	101
3 業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応	大規模災害等発生時の金融システム全体における業務継続体制の確立を図るとともに、近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナによる影響を受けた事業者等の生活や事業の再建に資すること 金融機関のサイバーセキュリティ及びITガバナンスの強化に向けた取組を推進すること	109
4 その他の横断的施策	基本政策に横断的に関係する施策（「横断的施策－1」、「横断的施策－2」及び「横断的な施策－3」に該当するものを除く）の実施により、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大、以下同じ）を図ること	116

(金融庁の行政運営・組織の改革)

施策	施策目標	ページ
1 金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化	金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を通じた金融行政の質の向上	121
2 検査・監督の質の向上	金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくこと	129
3 質の高い金融行政を支える人事戦略・働き方改革	①金融行政の目標についての全庁一丸の共通理解の深化、②職員の能力・資質の成長の促進、③誰もががのびのびと働きやすく良い仕事ができる環境の整備を図り、金融行政を担う組織としての力を高めること	134

(巻末参考) 金融庁における政策評価への取組み

I 実績評価の実施に当たって

1. 金融庁における政策評価の取組み

金融庁においては、平成 14 年 4 月に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、政策評価の実施を通じて、

- ① 国民に対する金融行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底すること
- ② 国民本位の効率的で質の高い金融行政を実現すること
- ③ 国民的視点に立った成果重視の金融行政を実現すること

を目指しています。

また、政策評価に関する基本計画や実施計画などを策定の上、政策評価に鋭意取り組んでおり（巻末参考）、実績評価については、平成 13 年度以降、毎年度、実績評価書を作成・公表してきています。今回は、これに引き続き、令和 7 年度（令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月）を対象とする実績評価を実施し、本評価書を公表するものです。

なお、こうした金融庁の政策評価の取組み状況については、インターネット等により公表しています。（<http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html>）

2. 実績評価の実施に当たって（実績評価書の記載内容）

実績評価書については、使いやすく分かりやすいものとしていくことに加えて、国民に対する説明責任を徹底するため、各行政機関間の統一性及び一覧性の確保を図ることから、金融庁においても、統一的な標準様式により、評価対象となる施策ごとに評価書を作成しました。

令和 7 年度における実績評価の実施に当たっては、これまでと同様、法において示されている施策や業務の必要性、効率性、有効性等の観点（注）から評価を行いました。

（注）「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）

- 必要性の観点…施策効果からみて、対象とする施策に係る行政目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか。行政関与の在り方からみて当該施策を行政が担う必要があるか。
- 効率性の観点…施策効果と当該施策に基づく活動の費用等との関係が明らかか。
- 有効性の観点…得ようとする施策効果と当該施策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる施策効果との関係が明らかか。

なお、金融庁が実施する政策評価に関する基本計画は、

- I. 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮
- II. 利用者の保護と利用者利便の向上
- III. 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上

を「基本政策」として位置付け、「基本政策」を実現するための中期的な「施策」を定めています。

令和 7 年度金融庁政策評価実施計画においては、当該計画に基づいて策定されており、各施策において達成すべき目標については、施策ごとに可能な限りアウトカム（行政活動の結果として国民生活や社会経済にもたらされた成果）の視点から評価できるように「達成目標」を設定し、この達成目標を実現するための取組みを「主な事務事業」として掲げることとしています。

また、実績評価の記載に当たっては、施策目標ごとに各施策の評価結果を記載した上で、施策ごとに、その効果等について可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めつつ、以下の項目について説明を行いました。

① 施策名

令和 7 年度金融庁政策評価実施計画に定めた「施策」を記載しました。

②施策の概要

目標を達成するために実施した内容のほか、施策の必要性や趣旨などについて説明しました。

③達成すべき目標

令和7年度金融庁政策評価実施計画に定めた「達成目標」を記載しました。

④目標設定の考え方・根拠

当該施策の目標設定の考え方・根拠（当該施策に関係する主な内閣の重要政策を含む）を説明しました。

⑤測定指標及び参考指標

設定した測定指標及び参考指標について、その進捗状況を説明しました。

⑥評価結果

○目標達成度合いの測定結果

令和7年度の想定基準（状況）に対する目標の単年度における達成度について、5ページの「評価の判断基準」に基づき、S、A、B、C、Dの5段階で評価を行い、その判断根拠について説明を行いました。

○評価の判断基準

- S： 目標を超過して達成した場合
- A： 目標を達成した場合
- B： 相当程度進展があった場合
- C： 進展が大きくない場合
- D： 目標に向かっていない場合

○施策の分析

評価結果の概要として、可能な限り取組みの成果（アウトカム）について分析し、法において示されている3つの観点（必要性、効率性、有効性）から評価するよう努めました。

○今後の課題・次期目標等への反映の方向性

当期の評価を踏まえた、今後の課題、次期の施策及び測定指標を説明しました。

⑦主な事務事業の取組内容・評価

当該施策の達成すべき目標を実現するための取組内容とその評価を説明しました。

⑧施策の予算額・執行額等

当該施策についての予算額及び執行額を説明しました。

⑨学識経験を有する者の知見の活用

各施策の評価に当たり、「政策評価に関する有識者会議」での意見を参考としました。

⑩政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

評価を行う過程において使用した資料等を記載しました。

⑪担当部局名及び政策評価実施時期

当該施策の担当部局及び評価の実施時期を記載しました。

※ 金融庁では令和8年8月7日に組織再編を行いました。本評価書においては、組織再編前の組織名を記載しています。

3. 政策評価に関する有識者会議委員による意見

政策評価に関する有識者会議委員からは、「政策評価に関する有識者会議」(令和8年6月 23 日)をはじめ、様々な機会に多くのご意見をいただきました。

各施策の実績評価に関するご意見は、実績評価書を作成する上で参考とさせていただきました。

委員のご意見の中には、今後の評価のあり方と合わせ、金融行政のあり方に関わるご意見をいただいております。今後の評価や金融行政に活かされるよう努めてまいります。

政策評価に関する有識者会議 委員

令和8年6月30日現在

内田 貴和 株式会社みずほフィナンシャルグループ社外取締役

江川 雅子 学校法人成蹊学園学園長

岡崎 哲二 明治学院大学経済学部教授

中曾 宏 株式会社大和総研理事長

星 岳雄 東京大学副学長

本田 桂子 早稲田大学商学学術院大学院経営管理研究科教授

〔 計 6 名 〕

(敬称略・五十音順)

Ⅱ 各施策の評価結果

令和 7 年度 実績評価書

金融庁令 7(施策 I - 1)

施策名	マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施
施策の概要	「金利のある世界」への移行など、金融機関の業務の前提が大きく変化していること等を踏まえ、金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析するとともに、その分析結果を基にマクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリング（監督・検査）を実施する。
達成すべき目標	金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保
目標設定の考え方・根拠	金融システム全体に内在する脆弱性について把握・分析するマクロプルーデンスの観点からのモニタリングや、個々の金融機関の財務の健全性及びそれらを確保するためのガバナンス態勢についての深度あるモニタリングの実施等の取組を通じて、金融システムの安定性や公正性・安全性への信頼を確保することが必要である。 【根拠】 ・金融庁設置法 ・各業法の目的規定、各種監督指針 ・検査・監督基本方針（平成 30 年 6 月 29 日） ・地域銀行有価証券運用モニタリングレポート（令和 5 年 9 月 8 日） ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） ・経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） ・2025 年 保険モニタリングレポート（令和 7 年 7 月 4 日） ・令和 7 事務年度証券モニタリング基本方針（令和 7 年 8 月 1 日） ・2025 事務年度金融行政方針（令和 7 年 8 月 29 日） ・金融機関の内部監査の高度化に向けたモニタリングレポート（2024）（令和 6 年 9 月 10 日） ・金融機関の内部監査高度化に関する懇談会報告書（2025）（令和 7 年 6 月 20 日）

測定指標		
指標① 〔主要〕「金融行政方針」に基づくマクロプルーデンスの取組		【達成】
7 年度目標	金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析	
7 年度実績	・経済、金融市場や金融機関を含む市場参加者の動向等を適時に把握し、こうした動向等を踏まえた金融システムの将来的なリスクや脆弱性に関する調査・分析を行いました。	
指標② 〔主要〕「金融行政方針」等に基づく金融モニタリングの実施		【達成】
7 年度目標	「金融行政方針」等に基づく金融モニタリングを実施	

	7 年度実績	・「金融行政方針」等に基づき、金融システムの安定性確保に向けたモニタリングを実施しました。
指標③ [主要] 金融機関のリスク管理の高度化に向けた取組		【達成】
	7 年度目標	金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証
	7 年度実績	・金融機関に対する適時のヒアリングとデータ分析等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証を行い、金融機関との対話や業界団体との意見交換会等において高度化を促しました。
指標④ [主要] 各業態の健全性指標（自己資本比率、不良債権比率等）		【達成】
	基準値	実績
	6 年度	7 年度
	6 年度 各業態の 比率 (別紙参照)	7 年度 各業態の 比率 (別紙参照)
		前年度水準を維持（保険会社については、経済価値ベースのソルベンシーマージン比率の一定水準を維持）
指標⑤ グローバルなシステム上重要な銀行等に対する適切な監督		【達成】
	7 年度目標	関係当局との情報共有・意見交換も行いつつ、経済・市場・競争環境の変化を踏まえたリスク管理・経営管理の高度化等に向けたモニタリングを実施
	7 年度実績	・個々の金融機関のリスク管理態勢等を横断的に実態把握・検証する取組を強化し、信用リスクについて、事業再編資金などニーズの高い分野の融資慣行等について金融機関と対話しました。市場リスクについて、大手銀行グループに加えて、大手生命保険会社等の運用・調達方針についてタイムリーに把握し、金利上昇等の金融市場の変動が各金融機関の財務の健全性や金融システムに与える影響を分析するとともに、市場運用や外貨流動性に係るリスク管理態勢について金融機関と対話しました。 ・上記モニタリングを効果的に実施するため、日本銀行や海外金融当局等の関係当局と情報共有・意見交換を行いました。 ・グループ・グローバルのリスク管理の枠組みの有効性の確認といった金融機関のガバナンス等に係る対話をさらに進めました。
指標⑥ 国内で活動する金融機関のリスク管理及びリスクテイク戦略の高度化に向けた取組		【達成】
	7 年度目標	金融機関との対話を通じ、リスク管理及びリスクテイク戦略の把握・検証を実施
	7 年度実績	・大きな市場変動等に際して、迅速な対応が図られるよう、各金融機関の経営方針やリスクテイクの状況を踏まえながら、有価証券運用の状況や各種リスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク等）の管理態勢、不動産ノンリコースローンを含む不動産業向け融資、大口融資や圏外融資の審査・期中管理態勢等について、モニタリングを実施しました。

指標⑦ 大手証券会社グループに対する適切な監督		【達成】
7 年度目標	関係部門間で連携しつつ、ヒアリング等を通じ、グループ全体の経営管理（ガバナンス）態勢及びリスク管理態勢の整備状況についてモニタリングを実施	
7 年度実績	- 顧客本位の業務運営に向けた取組を深化させ、顧客の真のニーズを捉えるべく不断の取組が行われるよう対話を通じて促しました。 - 不公正取引等の検知・防止のための態勢整備も含め、実効性のあるコンプライアンス態勢や内部管理態勢が構築されているかについてモニタリングを行いました。 - グループ・グローバルでの事業戦略及びそれに見合ったガバナンスやリスク管理態勢等について、実地調査や海外当局との連携を含め、モニタリングを行いました。 - システム上重要な金融機関における秩序ある処理等の円滑な実施の確保に向けた取組について、フォローアップを行いました。	
指標⑧ 大手保険グループに対する適切な監督		【達成】
7 年度目標	関係当局との情報共有・意見交換等も行いつつ、規模・特性に応じたグループガバナンスやリスク管理の高度化に向けたモニタリングを実施	
7 年度実績	市場環境の変化や自然災害の頻発・激甚化等を見据え、監督カレッジ等を通じ海外当局とも情報共有・意見交換を行った上、各保険グループの規模やリスク特性に応じたグループガバナンスの状況、各保険会社の資産運用やデジタル化の状況等についてモニタリングを実施しました。	

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	A（目標達成） 【判断根拠】 金融システムの安定性を維持するため、金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析（測定指標①）しました。 また、金融機関の健全性を確保するための重要な取組として、金融行政方針等に基づくモニタリングの実施（測定指標②）や、金融機関に対する定期及び随時のヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢等の把握・検証を実施（測定指標③）するなど、全ての測定指標で目標を達成することができたことから、「A」としました。
	【必要性】 金融機関を取り巻くリスクが多様化・複雑化するなか、そのリスクの特性や変化をきめ細かく、かつフォワード・ルッキングに把握・分析する必要性は高まっています。 また、金融行政方針等に基づくモニタリングの実施（測定指標②）等の取組を通じて、金融機関の健全性の確保を図ることは、信用秩序の維持につながるとともに国民経済の健全な発展の基礎となることから、必要不可欠であると考えています。
施策の分析	

	【効率性】 金融市場の変化等について、日々情報収集を行うと共に、トレンドの変化等について、海外当局者や市場関係者等の見方を調査・分析することを通じて、効率的に金融システムのリスクの把握を行うことができました。また、モニタリング担当部局が緊密に連携し、リスクベースによるモニタリングを実施することで、より効果的・効率的にモニタリングに取り組めたものと考えています。 【有効性】 金融行政方針に基づくマクロプルーデンスの取組(測定指標①)により、集積した情報及び分析結果について、庁内に幅広く情報共有を実施しました。こうした情報及び分析結果を利用した、金融行政方針等に基づくモニタリングの実施(測定指標②)等により、金融機関の抱えるリスクやその管理態勢、財務の健全性等についての実態把握・検証、それに基づく金融機関との対話を行いました。この結果、金融機関のリスク管理の高度化が促され、健全かつ適切な業務運営の確保(測定指標④)に資することができたと考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 実施計画において掲げた測定指標の目標は達成となっていますが、金融行政方針に基づき、引き続き今後の課題に対する取組を実施していく必要があります。 まず、グローバルな経済・金融市場環境は刻一刻と変化し、そこから新たなリスクが生まれることを踏まえ、今後も情報収集・分析を通じて、引き続き金融システムの安定性の維持に向けた取組の高度化を進めていく必要があります。 また、金融機関の健全性を確保・維持するため、引き続き、業態横断的な対応に加え、業態ごとのビジネスモデルや当該ビジネスモデルに起因する課題に応じたモニタリングなども行っていく必要があります。なお、主要な業態における課題は以下の通りです。 【大手銀行グループ】 海外業務やグループ連携の強化・拡大等、戦略に応じたリスクの多様化・複雑化を踏まえた対応 【新形態銀行】 グループ企業とも連携した経営管理戦略の深化、AML/CFT、システムの安定稼働、財務・流動性リスク管理等、幅広いリスクへの対応強化 【日本郵政グループ】 顧客本位の業務運営の定着に向けたガバナンスや法令等遵守態勢の強化、市場環境の変化を踏まえた市場運用・リスク管理態勢の強化等 【地域金融機関】 金融仲介機能の十分な発揮と必要な健全性の確保への対応 【証券会社】

	顧客本位の業務運営態勢に向けた取組、コンプライアンス態勢や内部管理態勢の構築等 【資産運用会社等】 運用力の向上やガバナンスの強化に向けた取組等 【保険会社】 適切な経営戦略の策定・推進を支えるリスク管理態勢やガバナンス機能の発揮、持続可能なビジネスモデルの構築 【少額短期保険業者】 財務の健全性及び業務の適切性を確保するための態勢整備等 【施策】 本邦金融機関は全体として十分な自己資本を有しており、金融システムは総体として安定していますが、引き続き、金融システムにおける潜在的なリスクに関するフォワード・ルッキングな調査・分析や金融機関に対する効果的なモニタリングを行い、金融システムの安定性と金融機関の健全性の維持に向けた取組を進める必要があります。 【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。
--	--

主な事務事業の取組内容・評価	
① マクロプルーデンスの取組	・グローバルな金融経済情勢等の動向を注視しつつ、国内外の金融政策・金利動向や不動産市況等が金融システムの安定に与える影響について分析を行いました。 ・金融システムの状況について、日本銀行と実務者連絡会等を通じて意見交換を行い、マクロ健全性維持のための規則（カウンター・シクリカル・バッファー等）についても、適切に運用しました。
② 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施	・金融機関の経営戦略を確認するとともに、営業基盤、財務基盤、ガバナンスや信用・市場・流動性等の各種リスク管理態勢、内部監査等について金融機関との対話等を通じて確認し、それぞれの状況に応じて経営基盤の強化を促しました。 ・金融機関における内部監査の高度化に向けた取組等について、現状の進捗や具体的な工夫、各金融機関が抱える課題に関して対話を行いました。また、対話等を通じて、金融機関に対し、内部監査の高度化を促しました。 ・リスク特性を横断的視点から把握しつつ、金融機関の規模・特性に応じた優先課題を特定するため、令和7事務年度より従来の監督各課と専門的横断テーマのモニタリングを担当する部局（以下、「横断モニタリング部局」）を、より一体的・効果的に運用する体制としました。こうした体制の下で、財務局を含む各金融機関の担当者は、横断モニタリング部

局から、専門的知見に基づく支援を受けながら、金融機関毎のリスクプロファイルに基づいて、対応すべき課題に優先順位を付け、実効性のある監督・検査を計画的に実施しました。

- ・銀行・信託銀行・証券会社等、複数の金融機関を経営している金融グループ等の実態を踏まえ、関係課室が密に連携し、グループ内の異なる業態が相互に与える影響やグループ全体の経営管理（ガバナンス）の把握を含めたグループ全体を俯瞰した監督・検査を行いました。
- ・国際的に活動する金融グループを中心に、海外当局との監督協力を強化しました。
- ・気候関連金融リスクについては、国際的な動向も踏まえつつ、金融機関におけるリスク管理や顧客の気候関連リスクへの対応支援等に関する取組・課題について議論を進めました。
- ・このほか、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題に応じ、以下の取組を実施しました。

【大手銀行グループ】

a) 総論

- ・金融仲介機能の発揮状況やその基盤となる財務の健全性について、データを用いて分析・把握し、各金融機関と対話を行いました。その際、金融機関の負担軽減及び効果的なモニタリングの実現のため、日本銀行と適切に連携しました。また、監督カレッジや日々のモニタリングに関する情報共有等を通じて、海外当局と連携を深めました。

b) 信用リスク

- ・各行のリスクアペタイトやリスクテイク方針を確認したうえで、それに応じた審査態勢やリスク管理態勢の構築、健全なリスクカルチャー、融資規律が醸成されているかなどについてモニタリングを行いました。
- ・与信先の業況等について実態把握を行い、それを踏まえた与信先の期中管理及び事業者支援等の取組について確認し、各行に必要な対応を促しました。なお、必要に応じて個別債務者の自己査定や償却・引当等の状況を確認しました。
- ・米国関税政策が各行の信用リスクに与える影響について、与信先の大口個社への影響や関税影響を受けやすい業種への影響を中心として実態把握を行いました。
- ・国内の不動産業向け融資に関して、国内外の経済・金融環境の変化等を踏まえ、各行の与信方針や融資動向について、引き続き日本銀行と合同でヒアリングを実施し、実態把握を行いました。

c) 市場・流動性リスク

- ・各行の運用・調達方針を把握した上で、国内外の金融市場の変動が各行の財務の健全性や金融システムに与える影響について分析を行いました。

た。また、金利の上昇など、本邦の金融環境に変化がみられることを踏まえ、預貸、有価証券を含めた ALM 運営方針・リスク管理態勢について検証し、その高度化を促しました。

- ・外貨流動性リスク管理に関し、各行のリスクプロファイルを再整理した上で、金融政策等外部環境の変化を踏まえた先行きの方針や管理枠組み等について日本銀行と共同で調査を行いました。

d) ガバナンス・横断的リスク

- ・ストレステストの実施状況について対話を行いました。また、ストレステストの実施手法の検証を主眼に、引き続き共通シナリオによるストレステストを日本銀行と共同で実施しました。
- ・各金融機関が海外での買収や拠点拡大等国境・業態を超えた業務展開を推進する中、グループ・グローバルのガバナンスについて、業務の規模・複雑性に応じた IT・システムや内部監査等のあり方、本社による適時・適切な状況把握を含めた海外拠点の管理態勢について対話を行いました。
- ・政策保有株式について、保有意義の検証や縮減計画の進捗等に係る確認を行いました。
- ・「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」(BCBS239)について、リスクデータに係る定期的な適時報告演習等の結果を踏まえた対話を通じて、各社に対して遵守状況の評価や課題事項のフィードバックを行うことで、各金融機関グループにおけるリスクデータ集計能力とリスク報告態勢のさらなる高度化を促しました。くわえて、各社のデータガバナンスの発揮状況についても確認しました。

【新形態銀行】

- ・通信・流通等の非金融事業者も含め、母体事業者とも対話を行いつつ、グループ企業とも連携した経営管理戦略の深化、AML/CFT、システムの安定稼働、財務・流動性リスク管理等、幅広いリスクへの対応状況について、金融機関へのモニタリングを今年度も引き続き実施しました。

【日本郵政グループ】

- ・足元における経営環境の変化を踏まえ、リスク管理態勢の高度化など経営の健全性の維持に向けた各種取組や中長期的な収益基盤の確保等に向けた取組を確認しました。
- ・現在直面している諸課題の改善に向けて、グループガバナンスや法令等遵守態勢の強化に係る取組状況等を確認しました。

【地域金融機関】

- ・地域金融機関が、自行の融資ポートフォリオを踏まえた、よりの確な信用リスクの見積もりを行う取組を後押ししていくため、格付制度や引当の見積りのプロセス、開示のあり方を含めて、引き続き、取組状況の把

握等に努めました。

- ・国内外の経済・金融市場の動向や、それが金融機関・事業者等に及ぼすその影響を引き続き注視し、大きな市場変動等に際して迅速な対応が図られるよう、各地域金融機関の対応方針や態勢整備の状況を随時確認しました。
- ・地域金融機関の経営方針やリスクテイクの状況、経営環境や直面している各種課題の軽重、経営資源等を踏まえながら、有価証券運用の状況や市場リスク、流動性リスク、取引先等の実態把握の状況を含む信用リスクの管理態勢等について、必要に応じて検査等も活用し、モニタリングするとともに、必要な改善を促しました。持続可能な収益性や将来の健全性に課題を有する先に対しては、早期警戒制度等に基づく深度ある対話を継続することで、経営基盤の強化に向けた実効性のある取組を強く促しました。
- ・地域銀行について、預貸、有価証券を含めた ALM 運営方針・リスク管理態勢に加え、仕組貸出に関するモニタリングを実施し、商品性の留意点を整理し、金融機関がリスク管理態勢の強化や開示の充実にに向けた対策を講じる上で重要な論点を取りまとめました。
- ・協同組織金融機関についても、「協同組織金融モニタリング室」を設置し、財務局との緊密な連携により、実効性の高い検査等のモニタリングを実施しました。
- ・不正融資や重大な法令違反が確認されたことも踏まえ、経営管理と業務運営の適切性について、早期に課題を発見し、的確な対応を行いました。

【証券会社】

a) 横断的課題

- ・商品の複雑さやリスクといった商品の特性等に応じた組成・販売勧誘態勢（商品組成を行っていない場合は、組成会社との情報連携等管理態勢）について、法令や自主規制規則等の遵守状況を含めたモニタリングを行いました。
- ・顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行うための経営管理態勢及び業務運営態勢の構築状況について、モニタリングを行いました。
- ・特に、顧客の最適なポートフォリオを構築するための取組状況について、モニタリングを行いました。
- ・インターネット取引サービスにおけるログイン時の認証強化等を求めるため、金融商品取引業者等向けの監督指針を改正し、改正後は対応の進捗状況についてモニタリングを行いました。

b) 大手証券会社

- ・グループ・グローバルでの事業戦略及びそれに見合ったガバナンスやリ

スク管理（オペレーショナル・リスク管理やカウンターパーティ信用リスク管理を含む）態勢等の整備状況について、海外当局とも連携し、モニタリングを行い、各社に対し、これらの体制の整備・強化を促しました。

c) 準大手証券会社・地域証券会社

- ・持続可能なビジネスモデル構築の観点から、各社における経営課題や当該課題解決に向けた取組状況のほか、顧客本位の業務運営の確保・徹底に向けた取組状況などについて、モニタリングを実施しました。

d) ネット系証券会社

- ・口座数が急増する中、システムの安定的な稼働の観点からのシステムリスク管理態勢の整備・運用状況のほか、認証機能の強化に伴う問合せの増加を踏まえたコールセンターの受電状況等の顧客管理態勢についてモニタリングを実施しました。
- ・新規事業の立上げや新サービス・商品の導入に際し、必要な法令等遵守態勢や適切な業務運営態勢が整備されているかについて引き続きモニタリングを実施しました。

e) 外資系証券会社等

- ・モニタリングを通じて、日本拠点のビジネスモデルについて分析を行い、ビジネスモデルに見合ったガバナンスや法令等遵守態勢、リスク管理態勢の整備・運用状況を確認しました。また、監督カレッジへの参加や海外当局との意見交換により、グループレベルでのビジネスの状況やガバナンス等についても理解を深め、日本拠点に対する深度あるモニタリングにつなげました。
- ・法令等遵守態勢や投資家対応の適切性に関して、過去に問題が認められた先の改善状況について、必要に応じて海外母国当局とも連携しつつ、継続的にモニタリングを行いました。
- ・顧客本位の業務運営の推進の観点から、仕組債等のリスク性金融商品の組成会社としての取組の進捗を確認しました。
- ・国際的金融グループの経営統合の動きに関して、引き続き、グループ全体の動向を把握しつつ、日本拠点の統合に係る対応及び将来的な方向性の検討が適切なガバナンス態勢の下で進められているかについてモニタリングを行いました。

【資産運用会社等】

- ・投資運用会社については、専門性の高い運用人材の育成・確保等の運用力の向上に必要な取組の強化を促すとともに、「顧客本位の業務運営に関する原則（2024年改訂）」を踏まえ、プロダクトガバナンス（顧客の最善の利益に適った商品提供等を確保するためのガバナンス）に関する取組状況をフォローアップしました。また、ファンドモニタリング調査

を行い、投資信託や集団投資スキーム等に関する潜在的なリスクの有無について把握しました。くわえて、運用面の外部委託管理態勢を含む運営体制について引き続きモニタリングを行いました。

- ・投資法人については、特に親会社等の利益を優先する誘因が強い経営体制や業務状況にある投資法人資産運用会社における利益相反管理体制等についてモニタリングを行いました。
- ・投資助言・代理業者については、インターネット、SNS 等を利用した広告表示や勧誘行為に関する情報分析を進め、必要に応じて監督上の対応を行うなど、適切に対応しました。

【保険会社】

- ・持続可能なビジネスモデル構築に向け、各保険会社との対話を実施しました。その際、生命保険会社とは、非保険領域のビジネスモデルを含めた経営戦略やデジタル戦略をテーマとし、損害保険会社とは、企業向け保険ビジネス戦略等をテーマとし、対話を行いました。
- ・大手保険会社とのビジネスモデルヒアリング等を通じて、各社の海外戦略やグループガバナンスの高度化に向けた取組状況を確認しました。引き続き、監督カレッジを通じて海外当局との連携を図りました。
- ・自然災害が頻発・激甚化する中で、再保険料率の高止まり、異常危険準備金の取崩が続いており、統合的リスク管理（ERM）の高度化の重要性が一層増しています。自然災害リスクへの対応は、各損害保険会社における継続的な取組が必要であり、引き続き再保険や異常危険準備金に関するモニタリングを継続しました。
- ・経済・金融市場の動向も踏まえつつ、保険会社の財務・業務の健全性や資産運用の状況について、モニタリングを行いました。

【少額短期保険業者】

- ・財務局と連携して、迅速かつ適切な登録審査を着実に行うとともに、問題のある少短業者の早期把握・早期対応に努めました。
- ・登録審査・モニタリング方法について、実施状況の振り返りを行い、必要に応じ実務や運用の改善を図りました。
- ・少短協会との間で、少短業者をめぐる課題認識等の共有を図り、傘下少短業者の経営管理態勢等の一層の整備に向けた自主的な対応の促進を図りました。

【その他の業態】

- a) 外国為替証拠金取引業者（FX 業者）・暗号資産等関連デリバティブ取引業者
 - ・日々の為替相場やそれに伴う FX 取引量の変動を踏まえ、店頭 FX 業者の決済リスク管理態勢強化への取組状況についてモニタリングを継続しました。

	・暗号資産等関連デリバティブ取引業者については、ビジネスモデルを適切に把握し、投資者保護の観点から業務の適切性について引き続きモニタリングを行い、必要に応じてリスク管理態勢や説明態勢等の強化を促しました。
	b) 第二種金融商品取引業者 ・取得勧誘やファンド運営等について、関係機関からの情報や当局に寄せられる相談等を参考として、リスクベースのモニタリングを行い、投資者保護等の観点から問題が認められる業者に対しては厳正な対応を行いました。 ・貸付事業等権利の取得勧誘に関しては、改正金融商品取引法（令和 5 年 11 月成立）の施行を踏まえ、ファンド審査や投資家への適切な情報提供等に係る業務管理体制の整備状況も含め、二種業者に対する実態把握を継続しました。
	c) 適格機関投資家等特例業務届出者 ・適格機関投資家等特例業務届出者における法令等遵守態勢の状況について引き続きモニタリングを行い、業務運営上の問題が認められる業者に対しては厳正な対応を行いました。
	d) 信用格付業者 ・信用格付業者における業務の適切性等のモニタリングを継続していくとともに、監督カレッジ等を利用しながら海外当局との連携を深めました。
	e) 金融商品仲介業者 ・アンケート調査等を通じ、顧客本位の業務運営の確保・徹底に向けた取組状況等についてモニタリングを実施しました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
	予算の状況 （百万円）	当初予算	190	154	162	167
		補正予算	78	88	128	-
		繰越等	46	23		
		合 計	314	265		
	執行額（百万円）		247	140		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和 8 年 6 月 19 日～7 月 3 日）
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標③】 ・業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 https://www.fsa.go.jp/common/ronten/index.html ・「地域銀行における仕組貸出モニタリングレポート（2026）」の公表について https://www.fsa.go.jp/news/r7/ginkou/20260331/20260331.html
---------------------------	---

	・証券モニタリング概要・事例集 https://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/shiteki_jirei.html ・2025 年 保険モニタリングレポート（令和 7 年 7 月 4 日公表） https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250704/20250704.html
--	---

担当部局名	総合政策局 総合政策課、健全性基準室、検査監理官室、コンダクト監理官室、マクロ・データ分析監理官室、決済・デジタル金融グループモニタリング室、気候関連リスクモニタリング室 監督局 総務課、郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、大手銀行モニタリング参事官室、大手証券等モニタリング室、銀行第二課、地域金融企画室、地域金融モニタリング参事官室、協同組織金融室、保険課、証券課、資産運用課 証券取引等監視委員会事務局 証券検査課
-------	--

政策評価実施時期	令和 8 年 8 月
----------	------------

(別紙)

指標④[主要] 各業態の健全性指標 <自己資本比率、不良債権比率等>

【資料１－１】総自己資本比率等^{※1}（国際統一基準行）

		R 7 / 3 期	R 8 / 3 期
主要行等	総自己資本比率	17.1%	16.4%
	Tier1 比率	15.4%	14.8%
	普通株式等 Tier1 比率	13.2%	12.5%
地域銀行	総自己資本比率	13.5%	13.9%
	Tier1 比率	13.2%	13.6%
	普通株式等 Tier1 比率	13.2%	13.5%

（出所）金融庁総合政策局マクロ・データ分析監理官室、監督局銀行第二課地域金融企画室調

【資料１－２】自己資本比率^{※1}（国内基準行）

	R 7 / 3 期	R 8 / 3 期
主要行等	11.5%	11.4%
地域銀行	10.2%	10.2%
信用金庫	13.2%	13.2%
信用組合	11.6%	11.7%

（出所）金融庁総合政策局マクロ・データ分析監理官室、監督局銀行第二課地域金融企画室、地域金融モニタリング参事官室調

【資料１－３】自己資本規制比率（証券会社^{※2}）

	R 7 / 3 期	R 8 / 3 期
証券会社	339.8%	313.5%

（出所）金融庁監督局証券課調

【資料１－４】単体ソルベンシー・マージン比率^{※3}（生命保険会社、損害保険会社）

	R 7 / 3 期	R 8 / 3 期
生命保険会社	214.6%	－
損害保険会社	203.1%	－

（出所）金融庁監督局保険課調

^{※1} 国際統一基準行は 25 年 3 月期よりバーゼル 3 の適用を開始（段階実施ベース）

国際統一基準行：主要行等は 4 グループ、地域銀行は 10 行

国内基準行：主要行等は 3 グループ、地域銀行は R7/3 期：88 行、R8/3 期：87 行

※2 有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者

※3 R8/3 期の数値については、公表時点では各社からの報告期限前であるため把握できていないが、関連する実施状況を示す資料に基づき、施策の進捗を確認した。

【資料 2】不良債権比率（＝金融再生法開示債権÷総与信額）

	R 7 / 3 期	R 8 / 3 期
主要行等	0. 7%	0. 6%
地域銀行	1. 6%	1. 5%
信用金庫	3. 6%	(P)
信用組合	2. 9%	(P)

（出所）金融庁総合政策局マクロ・データ分析監理官室、監督局銀行第二課地域金融企画室、地域金融モニタリング参事官室調

令和 7 年度 実績評価書

金融庁令 7(施策 I-2)

施策名	健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	
	施策の概要	金融システムの安定性を確保するため、国際的な議論への参画、国際合意を踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備等、及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。
達成すべき目標	金融システムの安定性確保のための国際的な議論への貢献、ルール整備等、及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実	
	目標設定の考え方・根拠	金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、金融システムの安定性が確保されることが必要であり、そのためのルール整備等を行う。 【根拠】 ・預金保険法第 1 条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（平成 17 年 4 月 1 日大臣発言）、自己資本比率告示、主要行等向けの総合的な監督指針、2025 事務年度金融行政方針（令和 7 年 8 月 29 日公表）等

測定指標		
指標①	【主要】金融システムの安定確保のための国際的な議論への参画	
	【達成】	
	7 年度目標	国際的な議論への貢献
指標②	7 年度実績	・金融のデジタル化やノンバンク金融仲介の脆弱性への対応など、金融規制・監督に関する論点を中心に、金融分野に関する幅広い世界共通の課題に係る国際的な議論に積極的に参画するとともに、海外当局との連携強化を通じて政策推進力の向上を図りました。 ・国際的な議論に対して国内の議論の積み重ねに根ざす建設的な提言を行うとともに、国内の課題解決にも国際的な政策対話を通じて得られた知見を活用しました。
	【主要】国際合意を踏まえた国内制度の検討及び整備等	
	【達成】	
	7 年度目標	バーゼルⅢ関連告示等の整備及び告示に則った承認事項の審査等、IAIS（保険監督者国際機構）から公表された令和 6 年 12 月に最終化された ICS（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）を踏まえた国内規制の検討
	7 年度実績	・我が国において令和 7 年 3 月期より全ての対象金融機関への適用が開始されたバーゼルⅢについて、経過措置を含む新規制の金融機関への影響や諸外国におけるバーゼルⅢの実施動向を注視しつつ、リ

		スク計測手法に係る承認事項の審査及び承認後のモニタリングなど、円滑な国内での運用を行いました。 ・保険会社向けの新たな資本規制である経済価値ベースのソルベンシー規制等について、令和7年7月23日に関連法令を公布し、令和8年3月31日より適用開始しました。また、IAIS（保険監督者国際機構）が採択したICS（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）と各国規制との整合性を検証する実施評価が2027年から開始される予定であり、その準備として、今年度は自己評価を行いました。あわせて、経済価値ベースのソルベンシー規制の導入を踏まえ、保険監督会計について、同規制との関係性や契約者保護の観点での制度上の課題についての継続的な議論を行う勉強会を開催しました。	
指標③	〔主要〕 必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避		【達成】
	7年度目標	金融システムの混乱の回避	
	7年度実績	・期中において預金保険法に基づく金融危機対応等を実施すべき事態は生じておらず、金融システムの安定性が確保されました。	
指標④	名寄せデータの精度		【達成】
	7年度目標	預金保険機構等との連携による名寄せデータの整備状況の検証	
	7年度実績	・名寄せデータの精度の維持・向上等の観点から、預金保険機構等の関係機関と連携し、名寄せデータの整備状況の確認を行いました。	
参考指標			
指標①	各業態の健全性 指標＜自己資本比率、不良債権比率等＞		
	7年度実績	【参照（施策Ⅰ－1）】	

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	A（目標達成）
	【判断根拠】 我が国において令和7年3月期より全ての対象金融機関への適用が開始されたバーゼルⅢについて、リスク計測手法に係る承認事項の審査及び承認後のモニタリングといった円滑な国内での運用を行ったほか、経済価値ベースのソルベンシー規制に関しても、保険会社における態勢整備状況の確認や法令等の公布・改正を行い、国際的な議論を踏まえた国内制度の検討及び整備等を進める（測定指標②）など、令和7年度に設定した全ての測定指標で目標を達成したため、「A」としました。

施策の分析	【必要性】 市場等を通じて伝播するような危機に対応するため、国際的な基準に合わせて規制の見直しを行うこと（測定指標②）等は、金融システムの安定に資するものと考えています。 【効率性】 関係機関と連携した取組により、金融システムの安定を確保するための制度環境の整備を効率的に進めることができたものと考えています。
	【有効性】 国際的な基準に合わせた規制の見直し（測定指標②）等の取組により、金融システムの安定の確保のための制度・態勢整備は進展しているものと考えています。
	【今後の課題】 金融システムの安定性を確保するため、引き続き、国際的な議論も踏まえた関連告示等の整備や承認事項の審査等に加え、令和 7 年度に導入された経済価値ベースのソルベンシー規制の円滑な運用等に取り組んでいく必要があります。 【施策】 金融システムの安定性は維持されているものと考えられますが、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のため、今後とも金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備を進めていく必要があります。 【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価	
① 健全な金融システムの確保のための国際的な議論への参画	- 金融のデジタル化やノンバンク金融仲介の脆弱性への対応など、金融規制・監督に関する論点を中心に、金融分野に関する幅広い世界共通の課題に係る国際的な議論に積極的に参画するとともに、海外当局との連携強化を通じて政策推進力の向上を図りました。 - 国際的な議論に対して国内の議論の積み重ねに根ざす建設的な提言を行うとともに、国内の課題解決にも国際的な政策対話を通じて得られた知見を活用しました。
② 国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等	- 我が国において令和 7 年 3 月期より全ての対象金融機関への適用が開始されたバーゼルⅢについて、経過措置を含む新規制の金融機関への影響や諸外国におけるバーゼルⅢの実施動向を注視しつつ、リスク計測手法に係る承認事項の審査及び承認後のモニタリングなど、円滑な国内での運用を行いました。 - 経済価値ベースのソルベンシー規制等について、IAIS（保険監督者国際機構）により採択された ICS（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）や「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書、「経済価値ベースのソルベンシー規制

等に関する残論点の方向性等について」の内容を踏まえ、令和7年7月に新規制導入に係る関連法令を公布しました。引き続き関係者との対話等を行いつつ、令和8年3月31日の新規制の円滑な導入に向けた準備を進めました。保険監督会計について、経済価値ベースのソルベンシー規制の導入を踏まえ、同規制との関係性や契約者保護の観点での制度上の課題に関する継続的な議論を行う勉強会を開催しました。

③ 円滑な破綻処理のための態勢整備

- ・システム上重要な金融機関における秩序ある処理等の円滑な実施の確保に向けた取組について、金融機関の破綻処理準備態勢の更なる高度化を促すとともに、実効性を確保するためのモニタリングを継続しました。FSBの報告書等やIMFのFSAP対日審査報告書において、破綻処理枠組みの実効性強化、特に当局間連携の強化の重要性が指摘されていることも踏まえ、危機時の当局間連携を強化するための中期的な取組を検討・実施しました。
- ・名寄せデータの精度の維持・向上等の観点から、預金保険機構等の関係機関と連携し、名寄せデータの整備状況の確認を行いました。
(預金保険法第137条第6項に基づく検査実施件数)
(対象期間：7年7月～8年6月)

年度	預金保険機構実施				合計
	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	
元	7	13	10	1	31
2	1	0	0	0	1
3	2	29	23	0	54
4	7	22	16	0	45
5	6	15	15	0	36
6	3	21	5	1	30
7	9	11	4	0	24

(出所) 総合政策局調

(注1) 信用金庫には信金中央金庫、信用組合には全国信用協同組合連合会、労働金庫には労働金庫連合会を含む。

(注2) 実施件数は検査着手ベース。

施策の 予算額・執行額等	区 分		5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	8	8	8	8
		補正予算	-	-	-	-
		繰越等	10	-		
		合 計	17	8		
	執行額 (百万円)		10	-		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和 8 年 6 月 19 日～7 月 3 日）
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標②】 ・「自己資本比率規制に関する Q & A の公表（更新）について」（令和 8 年 1 月 26 日） https://www.fsa.go.jp/news/r7/ginkou/20260126.html ・「自己資本比率規制に関する Q & A の公表（追加）について」（令和 8 年 5 月 25 日） https://www.fsa.go.jp/news/r7/ginkou/20260525.html ・「「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表について」（令和 8 年 6 月 8 日） https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260608/20260608.html ・「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する保険業法施行規則の一部改正（案）」等に対するパブリック・コメントの結果等の公表について https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250723/20250723.html
---------------------------	--

担当部局名	総合政策局 健全性基準室、検査監理官室、国際室 監督局 信用機構対応室、郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、保険課、大手証券等モニタリング室
-------	--

政策評価実施時期	令和 8 年 8 月
----------	------------

令和 7 年度 実績評価書

金融庁令 7(施策 I-3)

施策名	金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施（特にコロナ後を見据えた取組の実施）
施策の概要	コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中、金融機関が金融仲介機能を発揮し、経済・顧客企業等の成長・発展に貢献できるよう、事業者のニーズを深く理解して付加価値の高い支援・サービスを提供するために必要な制度・環境の整備を図るとともに、効率的・効果的な金融モニタリングを実施し、金融機関による持続可能なビジネスモデルの構築を促すなど、行政としても万全を期す。
達成すべき目標	金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること
目標設定の考え方・根拠	・我が国は、人口減少・少子高齢化という構造的な課題を抱えている。地域の事業者の多くにとって、人手・後継者不足は深刻である上、足元の原材料費や人件費の上昇も経営を圧迫している。デジタル化や設備更新による生産性向上や、事業承継による技術・顧客基盤の維持に取り組む事業者を、金融機関が後押ししていくことが、金融機関自身が収益基盤を強化し持続可能なビジネスモデルを確立するという観点からも重要である。 【根拠】 ・2025 事務年度金融行政方針（令和 7 年 8 月 29 日）等

測定指標		
指標①	[主要] 金融機関による実情に応じた適切な事業者支援の促進	【達成】
7 年度目標	資金繰りや経営改善・事業転換・事業再生等について、事業者の実情に応じた適切な支援を促進	
7 年度実績	・物価高や人手不足、米国関税措置への対応等に加え、中東情勢の影響を受け、厳しい経営環境に直面する事業者が数多く存在することを踏まえ、「事業者支援の促進及び金融の円滑化に関する意見交換会」の開催や関係大臣連名による要請等を通じて、金融機関に対し、事業者支援の徹底に向けた働きかけを実施しました。	
指標②	[主要] 事業の実態や将来性に着目した融資（事業性融資）の更なる推進	【達成】
7 年度目標	企業価値担保権の実装に向けた環境整備、経営者保証に依存しない融資慣行の確立	
7 年度実績	・「経営者保証改革プログラム」の進捗状況として、民間金融機関の令和 7 年度における新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資の件数」の割合及び新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資の件数」と「有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資の件数」との合計の割合を公表しました。新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資の件数」の割合は 55.7%となり、同割合が過半に達した令和 6 年度	

	の 52.9%から更なる伸長が見られました。また、新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資の件数」と「有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資の件数」との合計の割合についても令和 6 年度の 99.5%から 99.9%へ上昇しました。 ・「経営者保証改革プログラム」や監督指針に基づく適切な説明・記録の実施状況等について、金融機関へのアンケート調査により、本部部署等において監査やモニタリングにより確認されているか等の態勢整備状況や、信用保証協会との連携状況を確認し、その結果を公表しました。 ・金融機関の、「経営者保証に関するガイドライン」を浸透・定着させるための取組方針の公表状況を確認し、取りまとめの上、公表しました。 ・事業性融資の推進等に関する法律が令和 8 年 5 月 25 日に施行されるにあたって、以下の取組を行いました。 ①金融機関の融資担当者有志からなる「企業価値担保権の実装に向けた勉強会（実装勉強会）」を開催して、企業価値担保権を活用した融資における実務上の課題等について議論しました。 ②企業価値担保権信託契約等の実務上の課題を整理するための、実務者を中心とする勉強会（「企業価値担保権信託契約等の書式例に関する勉強会」）を開催し、その成果を「企業価値担保権信託契約等の書式例に関する勉強会 議事概要及び書式例」として公表しました（令和 8 年 3 月）。 ③「実装勉強会」など、これまでの実務的な議論を踏まえて「「事業者と金融機関の信頼関係に基づく事業性融資に関する基本的な考え方」等（案）の公表について」のパブリックコメントを実施し、その結果を公表しました（令和 8 年 5 月）。
指標③	[主要] ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進 【達成】
7 年度目標	金融仲介機能を発揮しつつ、同時にビジネスモデルの持続可能性を確保する方策について、金融機関と対話を実施
7 年度実績	・地域金融機関に対して、厳しい経営環境の中でも、地域から求められる金融仲介機能を継続的に発揮するとともに、収益基盤の強化を通じて持続可能なビジネスモデルを構築することを促しました。 ・事業性融資や顧客の経営課題解決の支援等により金融仲介機能を発揮しつつ、同時にビジネスモデルの持続可能性を確保する方策について、金融機関と対話を行いました。
指標④	金融機能強化法に基づく「資本参加制度」（「東日本大震災に関する特例」及び「新型コロナウイルス感染症等に関する特例」含む、以下同じ）の適切な運用 【達成】
7 年度目標	「資本参加制度」、「資金交付制度」に係る申請を受けた場合には、「経営強化計画」・「実施計画」の適切な審査を実施、また同法等に基づき資本参加の決定・「実施計画」の認定を受けた金融機関に対しては、適時、計画の履行状況のフォローアップを実施し、履行状況報告書を半期ごとに公表
7 年度実績	・金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関における経営強化計画等の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました（令和 7 年 9 月、令和 8 年 3 月）。

	- 金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関のうち、計画の実施期間が終了した6金融機関が策定した新たな経営強化計画等を公表しました（令和7年9月、12月）。 - 金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関のうち、東日本大震災の著しい影響を受け、財務の状況を確実に見通すことが困難となった2金融機関から新たに提出された特別経営強化計画等を適切に審査し、認定・公表しました（令和8年1月、2月）。 - 金融機能強化法に基づく新型コロナウイルス感染症等に関する特例の活用に向けて提出された経営強化計画等を適切に審査し、1件の資本参加を決定・公表しました（令和8年2月）。				
指標⑤		貸出態度判断 D. I			【達成】
	基準値	実績			目標値
	7年6月	8年6月			8年6月
	13	12			前年同期（7年6月）の水準を維持
参考指標					
指標①		金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報＜内容・件数＞			
	7年度実績	令和7年7月から令和8年6月までの金融庁の金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報の受付件数は、36件となっています（令和6事務年度:31件）。相談者の申出内容等を基に、事実確認や態勢整備状況等に関するヒアリングを実施しております。また、中小企業の実態を踏まえた円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢の整備状況のほか、貸出先に対する説明責任の履行状況や苦情処理態勢等の検証を行っています。			
指標②		法人向け規模別貸出残高（日本銀行「預金・現金・貸出金」）			
	7年度実績	令和8年6月の国内銀行の法人向け融資残高は対令和7年6月比7.8%の増加となっており、うち中小企業向けが対令和7年6月比6.1%の増加となっています。			
指標③		企業アンケート調査等による取引先金融機関に対する企業の評価に関する情報＜内容＞			
	7年度実績	- 金融機関による、金融仲介機能の発揮に係る取組に対する顧客企業の評価を把握するため、地域金融機関等をメインバンクとする中堅・中小規模企業約3万社に対してアンケート調査を令和8年1月に実施し、回答のあった10,720社について、その分析結果を公表しました（令和8年6月）。調査結果を見ると、「メインバンクとなる金融機関が、経営課題等をよく聞いてくれる、ある程度聞いてくれる」と考える企業は8割弱、「メインバンクから事業内容が十分理解され、必要な融資が受けられている」と考える企業は約7割となり、メインバンクに対して好意的な評価をしている企業が多いことが把握される結果となりました。 - また、金利上昇局面にあるなか、メインバンクから金利改定の申出に対し			

	て「金利交渉に応じる」または「メインバンクとの取引継続を念頭に、金利改定の幅を交渉する」と回答した企業の割合は、9割弱となりました。そのうち約7割の企業が「信頼関係があり、満足できるサービスの提供を受けている」ことが金利改定に応じ、メインバンクとの取引を継続する理由として挙げており、金融機関と事業者との関係性の構築が重要であることが改めて認識されました。
--	---

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	B（相当程度進展あり） 【判断根拠】 物価高や人手不足、米国関税措置への対応等に加え、中東情勢の影響を受け、厳しい経営環境に直面する事業者が数多く存在することを踏まえ、「事業者支援の促進及び金融の円滑化に関する意見交換会」の開催や関係大臣連名による要請等を通じて、金融機関に対し、事業者支援の徹底に向けた働きかけを実施しました（測定指標①）。 「経営者保証改革プログラム」の進捗状況として、民間金融機関の令和7年度における新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資の件数」の割合及び新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資の件数」と「有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資の件数」との合計の割合を公表しました。新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資の件数」の割合は55.7%となり、同割合が過半に達した令和6年度の52.9%から更なる伸長が見られました。また、新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資の件数」と「有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資の件数」との合計の割合についても令和6年度の99.5%から99.9%へ上昇しました。なお、事業性融資の推進等に関する法律が令和8年5月25日に施行されるにあたって、企業価値担保権に関する実務的な議論を踏まえて「事業者と金融機関の信頼関係に基づく事業性融資に関する基本的な考え方」や「企業価値担保権信託契約等の書式例に関する勉強会 議事概要及び書式例」を公表する等、制度の実装に向けた環境整備を進めました（測定指標②）。 地域金融機関に対して、厳しい経営環境の中でも、地域から求められる金融仲介機能を継続的に発揮するとともに、収益基盤の強化を通じて持続可能なビジネスモデルを構築することを促しました。また、事業性融資や顧客の経営課題解決の支援等により金融仲介機能を発揮しつつ、同時にビジネスモデルの持続可能性を確保する方策について、金融機関と対話を行いました（測定指標③）。 金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関にお

	ける経営強化計画等の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました（令和7年9月、令和8年3月）。また、計画の実施期間が終了するなどした6金融機関が策定した新たな経営強化計画等を公表しました（令和7年9月、12月）。さらに、同法に基づき2金融機関から新たに提出された特別経営強化計画等を適切に審査し、認定・公表（令和8年1月、2月）、同法に基づき1金融機関から提出された新型コロナウイルス感染症等に関する特例に係る経営強化計画等を適切に審査し、資本参加を決定・公表しました（令和8年2月）（測定指標④）。 全ての測定指標で目標を達成することができましたが、引き続き金融機関との間で深度ある対話を行い、金融機関による金融仲介機能の更なる発揮に向けた取組を促していく必要があることから、測定結果を「B」としました。
施策の分析	【必要性】 人口減少・少子高齢化が進行する中で地域が持続的に発展していくため、地域金融機関には地域経済の「要」として、地域企業への資金供給にとどまらず、事業者の価値向上や地域課題の解決に向けた幅広い金融仲介機能を発揮することで、地域経済の発展に貢献していくことが求められています。地域金融機関が地域においてこうした金融仲介機能を発揮していくため、規制緩和等の環境整備を図っていくとともに、適切なモニタリング・対話を通じて、自主的な取組を促していくことが必要であると考えています。 【効率性】 業界団体との意見交換を行いつつ関係省庁や民間団体と連携して金融庁・財務局のリソースを有効に活用し、効率的な施策展開を図っているものと考えています。
	【有効性】 金融仲介機能の十分な発揮に向けた環境整備・金融モニタリング等の実施により、円滑かつ柔軟な信用供与を図った結果、中小企業向け貸出残高は増加傾向にあります。 また、金融機関と事業者の間の共通理解の醸成等については、相応の成果が上がっているもの（参考指標③）と考えています。 加えて、地域金融機関による経営基盤強化に向けた取組には一定の進展があったと考えています。
	【今後の課題】 事業者の経営課題が多様化する中、金融機関に対し、事業者への資金繰り支援にとどまらない、事業者の価値向上や地域課題の解決に向けた幅広い金融仲介機能の発揮を促すべく、引き続き必要な措置を実施していく必要があります。 また、不動産等の有形資産担保や経営者保証等に安易に依存せず、事業者の実態や将来性に着目した融資を推進するため、必要な制度整備を含め、引き続き取組を進めてい
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	

	く必要があります。 さらに、引き続き金融機関との間で深度ある対話を行い、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組を促す必要があります。 【 施 策 】 上記課題を踏まえ、金融機関による金融仲介機能の十分な発揮に向けて、引き続き制度・環境整備や金融モニタリングなどの必要な取組を進めていきます。 【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。
--	---

主な事務事業の取組内容・評価	
① 金融機関による実情に応じた適切な事業者支援を促進	・地域金融機関等が地域経済に貢献する力（＝地域金融力）を発揮するための取組等を検討するとともに、関連施策をパッケージ化した「地域金融力強化プラン」を令和7年12月に策定し、着実に実施しました。 ・「地域金融力強化プラン」の取組の一環として、地域企業の成長支援のため、地域金融機関が国内外の市場開拓や事業の発展に知見を有するプレイヤーとの連携を促進できるよう「地域金融力の発揮を通じた企業価値創造実証事業」を開始しました。 ・地域の人々の暮らしに欠かせないサービスを提供し、雇用の場を提供し、地域社会を支える中小企業に対するきめ細やかな支援や、様々な地域資源を活かした地域活性化に向けた取組等が引き続き推進されるよう、地域金融機関との対話を強化しました。 ・地域金融機関による地域活性化の取組が数多く積み重ねられているところ、全国各地の金融機関が他の地域でのそうした取組を相互に学び合い、応用し、実践していくことを促すため、取組事例の取りまとめに取り組みました。 ・令和5事務年度に実施した重点的なヒアリング及び同ヒアリングのフォローアップ結果や令和6年4月より適用された改正監督指針等も踏まえつつ、金融機関における事業者支援の取組状況をフォローアップしました。 ・金融機関のM&A・事業承継支援機能の強化や、M&A・事業承継時の経営者保証の適切な取扱いに向け、令和8年2月に監督指針を改正（同年4月より適用）し、監督上の着眼点を明確化しました。 ・金融サービス利用者相談室で受け付けた相談のうち、相談者の同意を得られたものについては、引き続き金融機関に対して、速やかに事実関係を確認し、適切な対応を求めました。 ・金融機関に対して、貸付条件の変更等の状況の報告を求め、その状況を公表しました。 ・令和8年3月に改定した「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」、

	令和 5 年 11 月に改定した「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」の活用促進のため、金融機関・支援機関等に周知を行いました。 ・令和 6 年 6 月に創設した「事業再生情報ネットワーク」について、窓口に寄せられた再生可能性の高い中小企業の情報を金融庁等から関係省庁を通じて公租公課の徴収現場等に共有することで、事業者の公租公課の確実な納付と事業再生の両立を促しました。 ・「企業アンケート調査」について、地域金融機関の金融仲介の取組等に対する顧客評価を確認するため、必要に応じて、アンケート項目の検討・見直しを行った上で、調査を実施しました。 ・地域金融機関の現場職員が事業者の経営改善支援に着手する際に着目すべきポイントを業種ごとに整理した「業種別支援の着眼点」については、有識者や実務家の意見等も踏まえ、勉強会等を通じた普及促進に取り組みました。 ・「地域企業経営人材マッチング促進事業」について、地域経済活性化支援機構（REVIC）が整備した大企業人材と地域企業を地域金融機関の仲介でつなぐプラットフォーム「REVICareer（レビキャリ）」に登録される大企業人材の拡充をさらに進めるために、これらの人材が在籍する大企業への普及啓発等を進めました。この結果、令和 7 年度は大企業人材の登録者数が過去最多となり、地域への新たな人の流れの創出と地域経済の活性化の後押しにつながりました。 ・地域金融機関による経営改善・事業再生支援の取組を後押しするため、過去の事業者支援による経済的な効果を定量的に計測して「見える化」する研究を実施しました。 ・地域金融力強化プランを踏まえ、金融機関の投資専門子会社の投資対象拡充等について、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等を令和 8 年 6 月に施行しました。 ・金融機関による投資促進については、引き続き、金融機関による投資専門子会社等を活用したファンドの組成、スタートアップへの投資等について、取組を促しました。 ・金融機関共通の課題について「共同化」により、費用を抑制しつつ効率的・効果的な対応を可能とすることで、小規模な金融機関でも顧客支援など地域のための取組に注力できる環境を整備しました。この観点から、例えば、内部監査について複数金融機関が共同で対処することができないか委託調査を実施したほか、複数金融機関による広範なシステムの共同利用を促進しました。
②	事業者の持続的な成長を促す融資慣行の確立 ・金融機関が保証契約締結時に事業者・保証人に対して保証契約の必要性等を個別具体的に説明した件数を把握し、「経営者保証に関するガイドライ

	ン」の活用実績のうち、新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資の件数」と「有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資の件数」との合計の割合について、業態別実績及び個別行実績を公表しました。 ・金融機関の、「経営者保証に関するガイドライン」を浸透・定着させるための取組方針の公表状況を確認し、取りまとめの上、公表しました。 ・令和6年10月適用の改正監督指針に基づき、金融機関が顧客企業の主たる株主等が変更になることを把握した場合、どうすれば経営者保証の解除の可能性が高まるか等を顧客企業に対し説明するよう、金融機関の取組を促しました。 ・監督指針に基づく適切な説明・記録に関する態勢整備の促進のため、「経営者ホットライン」等に寄せられた情報等も踏まえつつ、金融機関に対するヒアリングを通じ、取組状況を確認しました。 ・「経営者保証改革プログラム」や監督指針に基づく適切な説明・記録の実施状況等について、金融機関へのアンケート調査により、本部部署等において監査やモニタリングにより確認されているか等の態勢整備状況や、信用保証協会との連携状況を確認し、その結果を公表しました。 ・令和8年2月に監督指針を改正（同年4月より適用）し、令和5年3月以前（＝「経営者保証改革プログラム」以前）に締結された個別の保証契約について、新規に締結する保証契約や、令和5年3月以前に締結した根保証契約等と同様に説明・記録を求めることを、金融機関に対する監督上の着眼点として明確化しました。 ・令和8年5月に導入された「企業価値担保権」については、企業価値担保権の制度の本旨に沿った質の高い取組を後押しし、企業価値担保権の実装に向けた環境整備を進めました。 ・スタートアップに対する新株予約権付融資の法的安定性を向上させ、その活用促進を図る観点から、全国銀行協会が設置した「新株予約権付融資に関する検討会」において必要な情報提供を行い、全国銀行協会が「新株予約権付融資に関する検討会報告書」を取りまとめ、公表することなどを通じて、活用促進に向けた環境整備を行いました。 ・融資を通じたスタートアップへの資金供給について、銀行等へのモニタリングの中で、ヒアリング等を通じ、スタートアップ向けの支援の状況についても、機動的に確認、フォローしました。
③	ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進 ・地域銀行グループが行うリスク性金融商品の組成・販売・管理等に関し、顧客本位の業務運営に関する論点に加え、リテールビジネスの経営戦略への位置付けや持続可能なビジネスモデルの構築に向けて、引き続き、持株会社や地域銀行等との対話を実施しました。 ・協同組織金融機関が会員・組合員間の相互扶助の理念の下、顧客のニーズに応じた支援を通じて地域課題の解決に貢献することで、自らも経営基盤

	を強化し、持続可能な経営の確立を図ることができているか、それぞれの規模や特性、地域の人口動向等といった経営環境を踏まえつつ、財務局とともに対話を進めました。 ・新規業務の許認可等に関して、相談の初期段階から金融庁及び財務局・財務事務所が一体となったヒアリングを実施するなど、効率的な監督業務に努め、地域金融機関による自主的な取組を後押ししました。 ・協同組織金融機関における中央機関については、対話を通じて、リスク管理の高度化や人材育成等の観点も含む、経営や業務のサポートといった役割の発揮にくわえ、協同組織金融機関間や他の支援機関等との結節点として、様々な事業者支援施策の推進など、協同組織金融機関による地域課題の解決・経営基盤の強化に資する取組への支援を進めることを促しました。 ・金融審議会「地域金融力の強化に関するワーキング・グループ」において、地域金融機関が、安定的に地域金融力を発揮していくための制度的な環境整備について検討を行い、報告書を取りまとめ、令和 7 年 12 月に公表しました。同報告書の提言を踏まえて策定した「地域金融力強化プラン」に基づき、資本参加制度と資金交付制度の期限延長・拡充等の措置を講ずる「金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案」を令和 8 年 2 月に国会に提出し、同国会において同年 4 月に成立しました。また、関連する政令・内閣府令等の整備を早期に行い、令和 8 年 6 月に施行しました。 ・金融機能強化法に基づき、「資本参加制度」の申請を受けた場合は、「経営強化計画」について、金融仲介の取組方針・各種施策の実効性及び収益化の実現性の観点等から検証・評価しました。 ・金融機能強化法に基づき国が資本参加及び資金交付を行う金融機関については、金融仲介機能の十分な発揮を促進する観点から、将来を見据えた経営改革や経営基盤の強化、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組を促すなど、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期ごとに公表しました。
--	---

施策の 予算額・執行額等	区 分		5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	54	50	49	47
		補正予算	813	516	858	-
		繰越等	250	296		
		合 計	1,118	861		
	執行額 (百万円)		786	818		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和 8 年 6 月 19 日～7 月 3 日）
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標】 ・2025 事務年度金融行政方針（令和 7 年 8 月 29 日公表） ・金融の円滑化に向けた取組及び事業者支援の徹底について（令和 7 年 11 月 27 日） ・地域金融力強化プラン（令和 7 年 12 月 19 日） ・中東情勢を踏まえた金融上の対応について（令和 8 年 3 月 27 日） 【測定指標②】 ・「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績（令和 7 年 12 月 19 日、令和 8 年 6 月 26 日公表） ・2025 事務年度金融行政方針（令和 7 年 8 月 29 日公表） 【測定指標③】 ・2025 事務年度金融行政方針（令和 7 年 8 月 29 日公表） 【測定指標④】 ・経営強化計画等の履行状況報告書（令和 7 年 9 月 22 日、令和 8 年 3 月 24 日公表） ・経営健全化計画の履行状況報告書（令和 7 年 6 月 25 日公表） ・経営強化計画等（令和 7 年 9 月 22 日、12 月 19 日、令和 8 年 1 月 16 日、2 月 13 日公表） ・豊和銀行から 70 億円の公的資金返済（令和 7 年 8 月 1 日） ・気仙沼信用金庫、石巻信用金庫、あぶくま信用金庫及び東京厚生信用組合からそれぞれ 130 億円、157 億円、175 億円、50 億円の公的資金返済（令和 8 年 2 月 13 日） ・信金中央金庫に対する信託受益権（81.4 億円）の買取りの決定（令和 8 年 2 月 18 日公表） 【測定指標⑤】 ・「全国企業短期経済観測調査」（第 209 回：令和 8 年 7 月 1 日公表）
担当部局名	監督局 総務課、監督調査室、事業性融資推進室、地域金融支援室、人材マッチング推進室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、地域金融企画室、地域銀行モニタリング室 企画市場局 信用制度参事官室 総合政策局 総合政策課、リスク分析総括課
政策評価実施時期	令和 8 年 8 月

令和 7 年度 実績評価書

金融庁令 7(施策Ⅱ-1)

施策名	利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
施策の概要	国民の安定的な資産形成を促進するよう、金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組や、家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組などを行うとともに、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるよう取組を行う。
達成すべき目標	国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること
目標設定の考え方・根拠	国民の安定的な資産形成を促進し、また、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるようにするためには、家計及び金融機関に対する取組を推進する必要がある。 【根拠】 ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号） ・ 金融経済教育研究会報告書（平成 25 年 4 月 30 日公表） ・ 消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成 25 年 6 月 28 日閣議決定） ・ 金融・資本市場活性化に向けての提言（平成 25 年 12 月 13 日公表） ・ 金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）（平成 26 年 6 月 12 日公表） ・ 消費者基本計画（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定） ・ 未来への投資を実現する経済対策（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定） ・ 金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成 28 年金融庁告示第 3 号） ・ 高齢社会対策大綱（平成 30 年 2 月 16 日閣議決定） ・ 未来投資戦略 2018—「Society5.0」「データ駆動型社会」への変革—（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定） ・ 「高齢社会における金融サービスのあり方」（中間的なとりまとめ）（平成 30 年 7 月 3 日） ・ 認知症施策推進大綱（令和元年 6 月 18 日） ・ 金融審議会市場ワーキング・グループ報告書—顧客本位の業務運営の進展に向けて—（令和 2 年 8 月 5 日） ・ 資産所得倍増プラン（令和 4 年 11 月 28 日新しい資本主義実現会議） ・ 金融審議会 市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」中間報告（令和 4 年 12 月 9 日） ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和 5 年 3 月 14

	日閣議決定) ・資産運用立国実現プラン（令和5年12月13日） ・国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和6年3月15日） ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」報告書—プロダクトガバナンスの確立等に向けて—（令和6年7月2日） ・「顧客本位の業務運営に関する原則」（改訂版）（令和6年9月26日） ・国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策（令和6年11月22日） ・対日直接投資促進プログラム2025（令和7年6月2日対日直接投資推進会議決定） ・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和7年度改訂）（令和7年6月6日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定） ・経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日） ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日） ・データ利活用制度の在り方に関する基本方針（令和7年6月13日） ・2025 事務年度金融行政方針（令和7年8月29日）
--	---

測定指標					
指標① NISA 口座の開設数					【未達成】
基準値	実績（※12月末時点）				目標値
5年度	6年度	7年度			9年度
2,124万口座	2,558万口座	2,821万口座			3,400万口座
指標② [主要] NISA の普及等を通じた国民の安定的な資産形成					【達成】
7年度目標	①NISA 制度の普及・活用促進に向けた官民連携による積極的な広報展開、②「NISA 対象商品の拡充を含む制度の充実」等に係る税制改正要望提出				
7年度実績	・全国紙への出稿、大規模イベント・セミナーの開催、イベント・講演会での金融庁幹部の登壇等、NISA の積極的な周知・広報を引き続き実施しました。 ・「NISA 対象商品の拡充を含む制度の充実」等に係る税制改正を要望し、その結果、つみたて投資枠の年齢要件の撤廃や対象商品の拡充等の措置が講じられました。				
指標③ [主要] 金融経済教育の充実					【達成】
7年度目標	広く国民が金融経済委教育を受けることができる機会の提供				
7年度実績	・J-FLEC と連携して各省庁宛の事務連絡を発出するなどし、職域における金融経済教育の提供の促進を図りました。 ・J-FLEC を含め関係省庁、関係団体、各都道府県等と連携し、各世代・地域				

		に即して金融経済教育の講師派遣を促進する枠組み構築に取り組みました。
指標④	【主要】 金融事業者による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組状況	【達成】
	7 年度目標	金融事業者による取組の「見える化」の促進に向けた各種施策の実践
	7 年度実績	・金融事業者による顧客本位の業務運営の取組を「見える化」し、より良い取組を行う金融事業者が顧客から選択されるメカニズムを実現するため、「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、原則の項目ごとに自らの取組方針等の記載内容との対応関係を明らかにしている金融事業者の一覧である「金融事業者リスト」と、「投資信託及び外貨建保険の共通 KPI に関する分析結果」を金融庁ウェブサイトで公表しました（令和 7 年 9 月、令和 8 年 3 月） ・主要行、地域銀行及び証券会社を中心に、各金融事業者が公表している取組方針と取組状況に乖離がないかどうかの実態把握を行い、「見える化」の充実やリスク性金融商品の販売・管理に関する態勢全般の強化を促すことを通じて、金融事業者による顧客本位の業務運営の確立と定着を図りました。
指標⑤	【主要】 利用者の利便を向上させるための取組状況	【達成】
	7 年度目標	①障がい者等の利便性向上に向けた取組の実施（各金融機関に対するアンケート調査の公表等、令和 7 年度）、②後見制度支援預貯金等の導入状況調査の公表、令和 7 年度、③外国人の銀行口座の利用に関して、利便性を損なっている点についてその妥当性や対応策を調査・検討する
	7 年度実績	・障がい者等の利便性の向上に向けた取組として、各金融機関に対して、アンケート調査を実施し、その結果を公表しました（令和 7 年 10 月、11 月）。また、業界団体との意見交換会を通じて、各金融機関に対し、現場レベルへの取組の浸透・徹底を促しました。 ・成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、各金融機関の後見制度支援預貯金及び後見制度支援信託の導入を引き続き促すとともに、後見制度支援預貯金等の導入状況に係る調査の結果を公表しました。 ・金融機関の外国人顧客対応にかかる留意事項・取組事例等を活用しながら、外国人の金融サービス利用の利便性向上に向けた金融機関の取組を促しました。加えて、金融機関へのモニタリングを通じて、在留期間の把握、帰国時の口座売買等の防止など、特殊詐欺やマネー・ローンダリング等への対策に資する適切な顧客管理を促しました。
指標⑥	損害保険を活用した企業のリスクマネジメントの促進	【達成】
	7 年度目標	損害保険を活用した企業のリスクマネジメントの促進
	7 年度実績	・「企業のリスクマネジメントの高度化に向けた検討会」を計 3 回開催し、企業を取り巻く環境の変化や企業のリスクマネジメントの現状と課題、企業のリスクマネジメントの高度化に向けた対応事項等について議論を行い、報告書を取りまとめました（令和 8 年 4 月）。
指標⑦	保険プロテクションギャップに関する国際会議（G20 等）への参加	【達成】

状況		
7 年度目標	保険プロテクションギャップに関する国際会議（G20 等）への参加	
7 年度実績	・令和 7 年南アフリカ共和国議長下の G20 における、自然災害に係る保険プロテクションギャップへの対処に関する議論に参加しました。G20 財務大臣・中央銀行総裁会議に際し令和 7 年 7 月に開催された自然災害に係る保険プロテクションギャップへの対処に関するサイドイベントでは、金融担当大臣及び金融国際審議官が登壇しました。 ・令和 8 年フランス議長下 G7 において、異常気象の経済・金融上の影響とプロテクションギャップへの対処についての議論に参加しました。 ・当庁の金融国際審議官が執行委員会（実質的な最高意思決定機関）の議長を務める保険監督者国際機構（IAIS）において、自然災害に係る保険のプロテクションギャップに関する議論を牽引しました。	
参考指標		
指標①	「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択した上で、取組方針や取組状況等を策定・公表し、「金融事業者リスト」に掲載された金融事業者数	
7 年度実績	・令和 8 年 3 月に公表した「金融事業者リスト（報告期限：令和 8 年 1 月 9 日）」に掲載されている金融事業者数は、1,383 者	
指標②	つみたて NISA、一般 NISA 及びジュニア NISA の口座数	
7 年度実績	・令和 7 年 12 月における、 つみたて NISA の口座数は、938 万 7,881 口座 一般 NISA の口座数は、1,051 万 1,526 口座 ジュニア NISA の口座数は、98 万 5,553 口座	

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	B（相当程度進展あり）
	【判断根拠】 令和 8 年度税制改正により、NISA のつみたて投資枠について、令和 8 年 4 月からは対象商品の拡充等、令和 9 年 1 月からは年齢要件の撤廃が講じられることとなったほか、NISA の趣旨や内容の周知に努め、個々のライフプラン・ライフステージに基づいた適切な制度の活用を促しました（測定指標②）。 各地域の職域や学校における J-FLEC 講師派遣のより一層の活用に向け環境整備を行い、広く国民が金融経済教育を受けることができる機会の提供に取り組みました。（測定指標③） 「金融事業者リスト」と、「投資信託及び外貨建保険の共通 KPI に関する分析結果」を金融庁ウェブサイトで公表しました。また、「見える化」の充実やリスク性金融商品の販売・管理に関する態勢全般の強化を促すことを通じて、金融事業者による顧客本位の業務運営の確立と定着を図りました（測定指標④）。 さらに、障がい者や高齢者、外国人等の利便性の向上に向けて、上記実績に記載のとおり、それぞれ着実に取組を進めました（測定指標⑤）。 「企業のリスクマネジメントの高度化に向けた検討会」を計

	3 回開催し、報告書を取りまとめ（令和 8 年 4 月）、損害保険を活用したリスクマネジメントを企業に促すにあたり、関係省庁とも連携し、企業と損害保険会社との間での具体的ニーズやリスク管理の知見に係るコミュニケーションを促し、関係者間での共通理解の醸成に取り組みました。（測定指標⑥） 自然災害に係る保険プロテクションギャップへの対処に関して、令和 7 年南アフリカ共和国議長下の G20、及び令和 8 年フランス議長下の G7 における議論に参加したほか、IAIS において議論を牽引しました。（測定指標⑦） 上記の結果のとおり、測定指標①を除くすべての測定指標において目標を達成することができましたが、国民の安定的な資産形成の促進に向けて、引き続き取り組むべき課題があることから評価結果を「B」としました。
施策の分析	【必要性】 国民の安定的な資産形成を促進することや、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるようにするためには、金融サービスが適切になされるための環境整備が必要であると考えています。 【効率性】 業界団体との意見交換会やアンケート調査結果等を活用した実態把握や新たな施策の検討等を行うことにより、効率的な取組を進めることが出来たと考えています。
	【有効性】 個人の金融面での厚生を高めることを目的として、安定的な資産形成への国民の関心を広く喚起し、資産形成に寄与するための環境や、顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための環境を整備することは、目標の達成に有効な施策であると考えています。
	【今後の課題】 NISA の積極的な周知・広報活動、金融事業者における「顧客本位の業務運営」の確立・定着につながる施策について引き続き議論等を行っていきます。 【施策】 国民の安定的な資産形成を促進するため、引き続き、顧客本位の業務運営の確立・定着や長期・積立・分散投資の推進等に取り組んでいく必要があります。また、利用者が顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を受けられるよう、引き続き、障がい者や高齢者の利便性の向上に向けた取組が、現場レベルにまで浸透・徹底していくよう各金融機関に対して対応の向上を強く促していく必要があります。 【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	

主な事務事業の取組内容・評価	
① NISA の普及等を通じた国民の安定的な資産形成の促進	・全国各地での大規模イベントやセミナーの実施等、積極的な周知・広報を引き続き実施しました。

	・あらゆる世代が自身のライフプランに沿った形で資産形成を行えるよう、NISA の拡充として、つみたて投資枠の年齢要件の撤廃や対象商品の拡充等が措置されました。 ・確定拠出年金について、手続の簡素化・コストの低減等につながるよう、関係省庁との議論・検討に積極的に参画しました。
② 金融経済教育の充実	・職場における金融経済教育を広める観点から、金融経済教育機構の講師派遣等の認知度向上に向けた取組を支援しました。 ・詐欺被害対策等、金融経済教育推進機構における教育内容の充実を促しました。 ・次期学習指導要領における金融経済教育に関する記載の拡充を文部科学省と検討しました。 ・金融経済教育推進機構に「家計の見える化検討会議」を設置し、家計の収支管理やライフプランの設計・点検のための金融情報の「見える化」について検討を開始しました。 ・各世代・地域に即した形で金融経済教育の講師派遣を促進する枠組みの構築に取り組みました。
③ 顧客本位の業務運営	・販売会社等において、経営理念等を出発点として、「リテールビジネス戦略」・「取組方針」・リソース配分・業績評価体系といった一連の枠組みが全て整合的に策定され、実効的に機能するとともに、経営陣の主体的な関与の下でPDCA サイクルを通じて顧客本位の業務運営を実践する態勢等が自律的に改善・高度化する仕組みが構築されるよう懲慫しました。 ・資産運用会社等における適切なプロダクトガバナンスを確立すべく、「顧客本位の業務運営に関する原則」（令和 6 年改訂）を踏まえた各社の対応状況や、金融商品を購入した顧客属性を検証するための製販間の情報連携の枠組みに基づく各社の取組状況についてフォローしました。 ・ファンドラップに関し、販売会社における導入時・導入後のプロダクトガバナンス態勢、販売・管理態勢を検証しました。 ・「金融事業者リスト」及び「投資信託及び外貨建保険の共通 KPI に関する分析結果」を公表しました（令和 7 年 9 月、令和 8 年 3 月）。 ・各金融機関が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づく「取組方針」等に関し、営業現場への浸透状況や実践状況等の観点から、金融機関と対話を行いました。 ・外貨建保険の販売等については、直近の苦情発生状況等を注視しつつ、生命保険会社等を対象に、中長期において顧客の最善利益を追求する観点からのアフターフォローなど、顧客本位の取組の進捗状況について確認しました。 ・各種雑誌への寄稿や業界団体等での講演等を通じて、金融機関における顧

客本位の業務運営の確保に資する情報を広く発信しました。

④ 顧客に寄り添った利用者サービス

- ・金融機関に対するアンケート調査を実施し取組状況を把握した上で、障がい者が安全で利便性の高い金融サービスを利用できるよう、障がい者に配慮した施設等の整備、研修等を通じた現場職員による対応の徹底、電話リレーサービスを用いた連絡への対応、窓口やウェブサイトでの障がい者向けのサービスの提供内容の表示・周知を促しました。
- ・障がい者団体、金融機関関係団体との意見交換会の開催を通じ、障がい者の利便性向上に向けた取組に関する議論を深めました。
- ・成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、各金融機関の後見制度支援預貯金及び後見制度支援信託の導入を引き続き促しました。
- ・認知判断能力が低下した顧客の取引を親族等が代理する場合における対応等について、顧客利便の向上を図りつつ、対応に伴う顧客及び関係者との間でのトラブルを未然に防止する観点から、後見制度支援預貯金等の導入状況調査の結果も踏まえて、金融機関等との対話を行い、更なる取組を支援しました。
- ・金融機関及び受入れ企業等に対して、外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けパンフレットも活用しながら、外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上及びマネロンや口座売買等の犯罪への関与の防止等に係る周知活動を実施しました。
- ・銀行口座開設手続の迅速化・円滑化を図る観点から、金融・資産運用特区において実証的に、海外からのビジネス進出を志向する外国人を支援するため、地方公共団体・金融機関による支援ネットワーク（地方公共団体と銀行の連携強化、地方公共団体による伴走型支援等）の運用を4地域（北海道・札幌市、東京都、大阪府・大阪市、福岡県・福岡市）において開始したところ、4地域の運用状況を検証するとともに、対象自治体の拡大等を検討しました。
- ・損害保険の活用も含め、企業がリスクを適切に管理しつつ成長に向けた投資を推進できるよう、関係者間で共通理解を醸成することを目的として、経済産業省と連携し、「企業のリスクマネジメントの高度化に向けた検討会」を計3回開催しました。本検討会では、企業を取り巻く環境の変化や企業のリスクマネジメントの現状と課題、企業のリスクマネジメントの高度化に向けた対応事項等についてメンバー間で議論を行い、メンバーから提示された主な意見を整理した報告書を令和8年4月に公表しました。
- ・自然災害の激甚化が進む中で、既存の保険では十分にリスクがカバーされない保険プロテクションギャップの課題に関し、G20等における国際的な議論を牽引しました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	29	161	159	172
		補正予算	1,104	105	91	—
		繰越等	414	▲5		
		合 計	1,546	261		
	執行額 (百万円)		1,422	201		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和 8 年 6 月 19 日～7 月 3 日）
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・資産所得倍増プラン（令和 4 年 11 月 28 日決定） ・金融審議会 市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」中間報告（令和 4 年 12 月 9 日公表） ・資産運用立国実現プラン（令和 5 年 12 月 13 日公表） ・「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」（平成 12 年法律第 101 号） ・「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（令和 6 年 3 月 15 日閣議決定） ・「顧客本位の業務運営に関する原則」（令和 6 年 9 月 26 日公表） ・令和 5 年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等について（令和 6 年 10 月 30 日公表） ・「金融商品取引業等に関する内閣府令」等の改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について（令和 7 年 3 月 11 日公表）
---------------------------	---

担当部局名	総合政策局 総合政策課、リスク分析総括課コンダクト監理官室、国際室 企画市場局 市場課 監督局 監督調査室、総務課、銀行第一課、保険課、証券課、資産運用課
-------	--

政策評価実施時期	令和 8 年 8 月
----------	------------

令和 7 年度 実績評価書

金融庁令 7(施策Ⅱ-2)

施策名	利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
施策の概要	金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるように利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図る。 また、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組む。
達成すべき目標	金融サービスの利用者の保護が図られること
目標設定の考え方・根拠	金融商品・サービスの多様化・高度化が進む中、金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実等、周辺環境の整備を図る必要がある。 また、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関の法令等遵守態勢が確立されることが重要であることから、法令等遵守に対する適切な行政対応を行うとともに、必要に応じて金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備する必要がある。 【根拠】 ・各業法の目的規定、各監督指針等 ・多重債務問題改善プログラム（平成 19 年 4 月 20 日多重債務者対策本部決定） ・預貯金者保護法、振り込め詐欺救済法、消費者基本計画（平成 27 年 3 月 24 日） ・顧客本位の業務運営に関する原則（改訂版）（令和 6 年 9 月 26 日） ・ギャンブル等依存症対策推進基本計画（令和 7 年 3 月 21 日閣議決定） ・国民を詐欺から守るための総合対策（令和 6 年 6 月 18 日、令和 7 年 4 月 22 日犯罪対策閣僚会議決定） ・2025 事務年度金融行政方針（令和 7 年 8 月 29 日）

測定指標		
指標① [主要]保険会社等における更なる態勢整備		【達成】
7 年度目標	保険業の信頼の回復と健全な発展に向けて、政府令の整備や監督指針等の改正を進め、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う	
7 年度実績	・「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」及び「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」報告書等を踏まえながら、令和 7 年 5 月に成立した「保険業法の一部を改正する法律」（令和 7 年 6 月公布）の施行に向けて、政令（令和 7 年 12 月公布）及び内閣府令	

	等（令和 8 年 3 月公布）並びに監督指針の改正を進め、複数回にわたりパブリックコメントを実施し、結果を公表しました。 ・保険会社の経営を取り巻く中長期的な環境やリスクの変化に直面する中、健全かつ持続可能なビジネスモデルを構築するために取り組むべき課題等について、各社と対話を行いました。 ・「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」の報告書や「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」の報告書等を踏まえ、業界ガイドラインの策定・改定等の状況を確認しました。 ・保険金不正請求事案、保険料調整行為事案及び情報漏えい事案に関する業務改善命令に基づき各社が提出した業務改善計画について、抜本的な改善対応が適切に実施されるよう、フォローアップを実施しました。 ・保険本来の趣旨を逸脱するような商品開発や募集活動を防止する観点から、国税庁と意見交換会等を通して連携を図りました。 ・保険代理店ヒアリングの実施や個別の監督事例の共有等を通じて、財務局との連携を一層強化しつつ、保険代理店に対する監督を行いました。 ・代理店業務品質検討ワーキング・グループへのオブザーバー参加等を通じて、生命保険協会の代理店業務品質評価運営の動向を確認するとともに、各生命保険会社に対して代理店管理の徹底を促しました。 ・営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の高度化に向けた取組に関し、生命保険協会における継続的なフォローアップや各社の取組状況を確認しました。	
指標②　〔主要〕金融商品取引業者等における更なる態勢整備		【達成】
7 年度目標	必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点を明確化するとともに自主規制機関等と連携しつつ、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う	
7 年度実績	・「金融行政方針」を踏まえ、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、より優れた業務運営に向けモニタリングを行いました。	
指標③　〔主要〕前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備		【達成】
7 年度目標	前払式支払手段発行者及び資金移動業者のビジネスモデルを適切に把握し、利用者保護の観点から、更なる態勢整備が図られるよう指導・監督を行う	
7 年度実績	・前払式支払手段発行者及び資金移動業者については、法令・事務ガイドラインに基づく態勢整備の状況についてモニタリングを行いました。	
指標④　〔主要〕無登録業者等に対する適切な対応		【達成】
7 年度目標	無登録業者による詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起等や、個別の無登録業者等への適切な対応を行う	
7 年度実績	・金融庁において、無登録で金融商品取引業を行う者による悪質な投資勧誘等について、警告書の発出・公表を 86 件実施しました。 ・証券取引等監視委員会において、無登録でファンドを販売・勧誘する行為等が認められた 2 件の事案について、裁判所への禁止命令等の申立てを行いました。	

	・無登録で金融商品取引業を行う者の情報や詐欺的な投資勧誘を含む無登録業者で金融商品取引業を行う者との取引の危険性について、SNS 等も活用しつつ、投資者等に広く周知及び注意喚起を行いました。		
	・過去に警告書が発出された無登録業者を紹介するような X（旧 Twitter）の投稿に対して、投資者へ注意喚起を促すための返信投稿を行いました。		
指標⑤ 相談室相談員の研修受講状況			
【達成】			
基準値	実績		目標値
6 年度	7 年度		7 年度
5 回	5 回		5 回
指標⑥ 金融トラブル連絡調整協議会の開催状況			
【達成】			
基準値	実績		目標値
6 年度	7 年度		7 年度
2 回	2 回		2 回
・金融トラブル連絡調整協議会においては、各指定紛争解決機関の業務実施状況及び、「利用者にとって納得感のある手続実施に向けた指定紛争解決機関の取組について」等をテーマとして議論を行いました。			
指標⑦ 多重債務相談窓口の周知・広報に係る活動状況			
【達成】			
7 年度目標	多様な手段により効果的に周知・広報活動を行う		
7 年度実績	・多重債務相談窓口の周知・広報として、消費者及び事業者向けの相談窓口を記載したリーフレット等の作成・配布や SNS（LINE や Google）による広告配信を行うとともに、地方自治体に対し、SNS 等による周知・広報を行うよう促しました。		
指標⑧ 財務局における管内自治体の相談員等向け研修の実施			
【達成】			
7 年度目標	各財務局において実施		
7 年度実績	・多重債務相談に有用な知識の習得のため、財務局において地方自治体の多重債務相談員等向けに、債務整理手続やギャンブル等依存症に係る相談対応に関する研修を実施し、地方自治体における相談体制の強化をバックアップしました。		
指標⑨ ギャンブル等依存症対策の観点からの多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組の状況			
【達成】			
7 年度目標	連携強化に向けた取組を行う		
7 年度実績	・多重債務者相談強化キャンペーンに際し、地方自治体に対して多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携を促しました。		
指標⑩ インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のためのセキュ			
【達成】			

リティ対策の実施状況		
7 年度目標	インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取組を促すよう指導・監督を行う	
7 年度実績	・偽造キャッシュカードやインターネットバンキングによる不正送金被害等に対する注意喚起の観点から、引き続き、被害発生状況及び金融機関による補償状況を金融庁ウェブサイトにおいて公表しました（令和 8 年 6 月）。 ・金融犯罪被害を減らすため、金融機関に対して各種セキュリティ対策等の向上を促す観点から、偽造キャッシュカードやインターネットバンキング等に係るセキュリティ対策の導入状況についてアンケート調査を実施し、その結果について金融庁ウェブサイトにおいて公表しました（令和 7 年 9 月）。 ・フィッシング詐欺による預金の不正引出しが急増していることを踏まえ、業界団体との意見交換会において、預金取扱金融機関に対し被害防止対策の検討・実施・顧客への注意喚起の徹底を要請するとともに、警察庁と連携し、不正送金の主な手口や注意点に関する注意喚起を行いました（令和 7 年 12 月）。	
指標⑪ 不正利用口座等への対応状況		【達成】
7 年度目標	金融機関において利用停止等の措置を実施	
7 年度実績	・金融庁及び全国の財務局等から金融機関に対して情報提供を行い、金融機関において、令和 7 年度に 277 件の利用停止、198 件の強制解約等の措置が行われたことを確認しました（令和 6 年度：利用停止 221 件、強制解約等 49 件）。	
指標⑫ 暗号資産交換業者及び電子決済手段等取引業者における態勢整備		【達成】
7 年度目標	暗号資産交換業者等のビジネスモデルを適切に把握し、利用者保護の観点から、ガバナンス・内部管理態勢等について、モニタリングを継続的に実施するとともに、検査・監督やサイバー演習等を通じて、サイバーセキュリティ水準の向上を促す	
7 年度実績	・暗号資産交換業者等の経営陣との面談等を通じて各社のビジネスモデルを適切に把握するとともに、利用者保護の観点から、各社のビジネスモデルを踏まえたガバナンス・内部管理態勢等について、モニタリングを継続的に実施しました。 ・令和 6 年度に発生した暗号資産交換業者における大規模な不正流出事案等を踏まえ、検査・監督やサイバー演習等を通じて、サイバーセキュリティ水準の向上を促しました。	
指標⑬ 金融犯罪対策の推進		【達成】
7 年度目標	金融犯罪対策に関する関係機関等との情報連携を強化し、同対策を強く推進する	
7 年度実績	・「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」（令和 7 年 4 月）に基づき、国民を金融犯罪から守るための各種取組を推進しました。 ・金融庁内に金融犯罪対策に関する連絡会を設置し、同連絡会の定期的な開催を通じて、情報連携を行いました。	

		・金融機関向けに金融犯罪対策に係る取組をまとめた資料を作成しました。
参考指標		
指標① 各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況＜受付件数＞		
	7 年度実績	・苦情処理手続受付件数 8,757 件、紛争解決手続受付件数 1,441 件（令和 6 年度：苦情処理手続受付件数 7,731 件、紛争解決手続受付件数 1,305 件）
指標② 無届募集等の件数		
	7 年度実績	・3 件（令和 6 年度：9 件）
指標③ 金融サービス利用者相談室における相談等の受付件数		
	7 年度実績	・令和 7 年度に金融サービス利用者相談室に寄せられた相談等の受付件数は、61,780 件です（令和 6 年度の受付件数は、48,257 件）。
指標④ 財務局及び地方自治体における多重債務相談件数		
	7 年度実績	・財務局及び地方自治体の令和 7 年 1 月～12 月における相談件数の合計は 34,814 件です（アンケート調査による集計）。
指標⑤ 金融機関への預金口座の不正利用に係る情報提供件数		
	7 年度実績	・金融庁及び全国の財務局等から金融機関に対して、令和 7 年度に 513 件の情報提供を行いました（令和 6 年度：287 件）。
指標⑥ インターネットバンキング等による不正送金被害発生状況＜件数・金額＞		
	7 年度実績	・各類型による被害発生状況は以下のとおりです（令和 8 年 3 月末時点）。 ①偽造キャッシュカード：21 件、39 百万円 （令和 6 年度：13 件、26 百万円） ②盗難キャッシュカード：5,496 件、5,028 百万円 （令和 6 年度：7,387 件、5,856 百万円） ③盗難通帳：30 件、57 百万円 （令和 6 年度：20 件、15 百万円） ④インターネットバンキング：3,946 件、14,213 百万円 （令和 6 年度：11,896 件、17,448 百万円） ⑤連携サービス：510 件、195 百万円 （令和 6 年度：342 件、95 百万円）
指標⑦ 振り込め詐欺救済法に基づく被害者への被害回復分配金の支払状況＜金額＞ ※預金保険機構公表資料		
	7 年度実績	・約 342 億円（被害者への返金額（令和 7 年度末までの累計））（令和 6 年度末：約 280 億円）
指標⑧ 特殊詐欺被害発生状況・被害額＜件数・金額＞ ※警察庁公表資料		
	7 年度実績	・令和 7 年の特殊詐欺の被害は、27,832 件、約 1,423.1 億円（令和 6 年：21,043 件、約 718.8 億円）。

指標⑨ 無登録業者等に係る裁判所への申立て件数

7 年度実績

・2 件（令和 6 年度：1 件）

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	B（相当程度進展あり） 【判断根拠】 金融サービスの利用者の保護の観点から、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、より優れた業務運営に向けたモニタリング（測定指標②）など、利用者が安心して金融サービスを受けられるための環境整備等を進めました。 そのほか、保険業の信頼の回復と健全な発展に向けて、改正保険業法の施行に向けた政府令や監督指針の整備を実施（測定指標①）、無登録で金融商品取引業を行う者による悪質な投資勧誘等について、警告書の発出・公表の実施（測定指標④）を行うなど、多くの測定指標で目標を達成しました。 上記以外の測定指標についても、目標を達成したものの、今後も金融犯罪被害の防止に向けた金融機関の適切な態勢整備を引き続き促していく必要があること、また、無登録業者による詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者等への適切な対応を引き続き行っていく必要があることから、評価結果を「B」としました。
	【必要性】 金融商品・サービスの多様化・高度化が進む中、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備することや制定した利用者保護ルールの運用状況について適切にフォローアップしていくことが必要であると考えています。 【効率性】 利用者が安心して金融サービスを受けられる環境の整備に向けて、金融審議会での議論、業界団体との意見交換や金融サービス利用者相談室で受け付けた相談等を踏まえつつ検討を行うことにより、効率的かつ有効な取組を進めることができます。 【有効性】 利用者が安心して金融サービスを受けられる環境の整備に向けて、金融審議会での議論、業界団体との意見交換や金融サービス利用者相談室で受け付けた相談等を踏まえつつ検討を行うことにより、効率的かつ有効な取組を進めることができます。
今後の課題・ 次期目標等への 反映の方向性	【今後の課題】 金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中、引き続き利用者が安心して金融サービスを受けられるよう、利用者保護のために必要な制度整備を進めるとともに、金融犯罪被害の防止に向けた金融機関の適切な態勢整備を促していく必要があります。

	加えて、無登録業者による詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者等への適切な対応を引き続き行っていく必要があります。 また、保険業法に基づく業務改善命令に基づき各社が提出した業務改善計画について、着実かつ実効的に改善が進むよう、フォローアップを行う必要があります。また、保険会社及び保険代理店等において、改正保険業法等を踏まえた適切な業務運営がなされるよう、財務局と連携し、引き続き監督を行う必要があります。 また、金融機関による法令等遵守態勢の確立も重要であり、引き続き、各種紛争解決機関や相談窓口との連携及び当局での相談体制の強化を図るとともに、金融機関が法令を遵守しているか適時・適切に各業者に確認するなど、問題事案の早期発見のため適切な監督に努める必要があります。 【 施 策 】 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備に向けて、利用者保護のために必要な制度整備や金融機関の適切な態勢整備を促すための指導・監督などについて、引き続き取組を進めていきます。 【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。
--	---

主な事務事業の取組内容・評価	
① 金融サービスを安心して享受できるための金融機関における態勢整備等	・保険金不正請求事案、保険料調整行為事案及び情報漏えい事案に関する業務改善命令に基づき各社が提出した業務改善計画について、抜本的な改善対応が適切に実施されるよう、フォローアップを継続しました。 ・令和7年5月に成立した改正保険業法の施行に向け、政府令等の整備を進めました。また、「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」や「損害保険等に関する制度等ワーキング・グループ」の報告書等を踏まえ、顧客本位の業務運営を徹底し、保険市場における健全な競争環境の構築を実現するため、以下の点について、監督指針の改正を進めるとともに、業界ガイドラインの策定・改正等の状況を確認しました。 ① 保険会社による代理店に対する指導等の実効性の確保 ② 代理店手数料の算出方法の適正化 ③ 保険会社による自社商品の優先的な取り扱いを誘引する便宜供与の解消 ④ 保険会社から保険代理店への不適切な出向の防止 ⑤ 乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保 ⑥ 共同保険のビジネス慣行の適正化 ⑦ 保険仲立人の活用促進 ⑧ 企業内代理店に関する規制の再構築等

- ⑨ 政策保有株式の縮減
- ⑩ 顧客等情報の適切な管理
- ⑪ 保険会社の保険金等支払管理態勢の確立
- ⑫ 自動車修理業を兼業する代理店に関する体制整備
- ⑬ 保険会社の適正な営業推進態勢の確保
- ⑭ 保険仲立人等と保険募集人等の協業解禁

- ・保険本来の趣旨を逸脱するような商品開発や募集活動を防止する観点から、国税庁と意見交換会等を通して連携を図りました。
- ・保険代理店ヒアリングの実施や個別の監督事例の共有等を通じて、財務局との連携を一層強化しつつ、保険代理店に対する監督を行いました。
- ・保険会社及び保険代理店等において、改正保険業法等を踏まえた適切な業務運営がなされるよう、金融庁及び財務局の監督体制を強化しました。
- ・代理店業務品質検討ワーキング・グループへのオブザーバー参加等を通じて、生命保険協会の代理店業務品質評価運営の動向を確認し、各生命保険会社に対して代理店管理の徹底を促しました。
- ・営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の高度化に向けた取組に関し、生命保険協会における継続的なフォローアップや各社の取組状況を確認しました。
- ・重大な金銭不祥事が発生している保険会社に対しては、保険会社における内部管理態勢の実効性や再発防止策の実施状況等に係る確認・検証を進めました。
- ・金融商品取引業者等については、金融商品の組成・販売勧誘態勢等について、法令や自主規制規則等に則っているかモニタリングを行うとともに、顧客本位の業務運営の取組を深化させるための不断の取組が行われるよう促しました。くわえて、不公正取引等の検知・防止のための態勢や情報管理態勢の整備も含め、実効性のあるコンプライアンス態勢や、内部管理態勢が構築されているかモニタリングを行いました。
- ・貸金業者については、財務局及び都道府県と連携しつつ、貸金業法等関連法令に基づき適切に登録制度を運用するとともに、業務規制等を踏まえたモニタリング（若年者貸付けに係るモニタリングを含む。）を適切に実施しました。
- ・資金移動業者については、登録審査及び業務実施計画の認可審査における手続きの迅速化に取り組むとともに、法令・事務ガイドラインに基づく態勢整備の状況についてモニタリングを行いました。また、前払式支払手段発行者については、電子移転可能型前払式支払手段の発行者に求める不正利用防止措置等や高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者に求める取引時確認・マネロンリスク管理態勢等を踏まえ、法令・事務ガイドラインに基づく態勢整備の状況についてモニタリングを行いました。一部

	の決済サービスは、国民生活のインフラへと成長しつつあることから、ビジネスモデルや国民の期待に応じたリスク管理態勢の整備を求めました。 ・電子決済等代行業者については、登録審査を適切に行うとともに、システム障害発生時の対応状況の検証等を通じ利用者保護やシステムの安定性を図りました。また、自主規制機関とも連携し、業界内における課題を把握しました。 ・金融サービス仲介業者については、登録審査において、ビジネスモデルに応じた法令等遵守や適切な業務運営を確保するための管理態勢について適切に審査を実施しました。また、自主規制機関とも連携の上、金融サービス仲介業者に対する登録審査及びモニタリングを適切に実施しました。 ・暗号資産交換業者及び電子決済手段等取引業者の経営陣との面談等を通じて各社のビジネスモデルを適切に把握し、利用者保護の観点から、各社のビジネスモデルを踏まえたガバナンス・内部管理態勢等について、継続的にモニタリングを実施するとともに、令和 6 年度に発生した暗号資産交換業者における大規模な不正流出事案等を踏まえ、検査・監督やサイバー演習等を通じて、サイバーセキュリティ水準の向上を促しました。 ・暗号資産交換業者等のサイバーセキュリティをさらに強化するため、個別業者の自助の取組及び業界全体の共助の取組を促すとともに、公助の観点から一定の支援策を講じることとし、取組方針として公表しました。
② 利用者保護のための制度・環境整備	・無登録で金融商品取引業を行う者に対する照会書及び警告書の発出や裁判所への禁止又は停止命令の申立てを行うとともに、無登録で金融商品取引業を行っている疑いがある者に対する問い合わせ等も通じて、積極的に実態把握を行いました。無届で有価証券の募集等を行う者についても、上記に準じた対応を行いました。 ・利用者が無登録業者との取引を行わないよう、金融商品取引業等の登録の有無を利用者が容易に検索できる機能を開発し、運用を開始しました。 ・無登録で金融商品取引業を行う者等による SNS 型投資詐欺等が多数発生している状況を踏まえ、関係機関との連携を強化して対応しつつ、SNS 上の、金融商品取引法に違反する可能性がある偽広告等に関し、情報受付窓口へ寄せられた情報をもとに、当該広告等の削除につなげるなど、引き続き SNS 事業者等と連携し対応を実施しました。 ・情報受付窓口へ寄せられた情報から確認できる複数の類似した投資詐欺の手法を紹介する注意喚起ページを開設し、当該ページを新聞やバナー広告による投資詐欺に関する政府広報と連携させて周知を行いました。 ・金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・相

談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行いました。また、令和4年9月に導入した電話受付時間外での質問等への対応ができるサービス（AIチャットボット）を、令和8年3月よりデジタル庁が提供する「国・地方共通相談チャットボット」（通称「Govbot（ガボット）」）を利用した「金融庁チャットボット」に移行し、利便性の向上を図りました。さらに、研修を充実させることなどで、相談員の相談対応水準の向上を図り、相談態勢の充実を推進しました。

- ・「金融トラブル連絡調整協議会」（指定紛争解決機関（以下「指定機関」という。）、学識経験者・消費者団体及び弁護士等によって構成）等の枠組みも利用しつつ、関係諸機関及び金融機関の監督部局とも連携の上、利用者にとって納得感のある手続実施に向けた取組を整理・共有するなど、利用者利便に一層資する取組を促しました。
- ・指定機関向け監督指針に沿った監督を通じて、利用者の信頼性向上や各指定機関の特性を踏まえた運用の整合性の確保を図りました。また、金融ADR連絡協議会（すべての指定機関によって構成）を活用し、指定機関間の連携強化に取り組みました。
- ・多重債務相談の主要な担い手である地方自治体の主体的な取組を促すとともに、各自治体などの多重債務相談窓口を訪れる契機となるようこれら相談窓口の認知度向上を図るための周知・広報を実施しました。
- ・財務局の多重債務相談窓口において多重債務相談を実施するとともに、地方自治体向けに債務整理手続やギャンブル等依存症に係る相談対応に関する研修を実施し、地方自治体における相談体制の強化をバックアップしました。また金融庁において、多重債務相談窓口における取組状況を把握するためアンケート調査を実施しました。
- ・ギャンブル等依存症対策の観点から、多重債務者相談強化キャンペーンに際し、地方自治体に対して多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組を促しました。
- ・貸金業を利用している消費者及び事業者の借入実態や制度の認知状況等に関する調査を行いました。
- ・返済能力を超えた過大な債務を負うことがないように、SNS等を通じ、過剰借入・ヤミ金融に関する広報・啓発活動を積極的に行いました。
- ・SNS等を利用した個人間融資などのヤミ金融の手口について、政府広報の活用や関係機関との連携を通じ、広く一般への注意喚起等を行うとともに、ヤミ金融業者に対し警察当局との連携により厳正に対処しました。
- ・前払式支払手段等の電子マネーを利用した特殊詐欺被害の増加がみられるところ、被害防止に向けて、自主規制団体である一般社団法人日本資金決済業協会と協力をしながら広報・啓発活動に取り組みました。また、前払式支払手段手段発行者等に対して、不正利用等防止に向けた対策の強化を

	要請しました。 ・暗号資産交換業者及び電子決済手段等取引業者については、無登録事業者に関する利用者相談が引き続き寄せられていることを踏まえ、無登録事業者に対し厳正に対応しました。加えて、令和6年5月に発生した暗号資産交換業者による利用者財産の不正流出事案を踏まえ、利用者保護の観点から、自主規制機関との連携も含め、各事業者の暗号資産等の管理に係るセキュリティの高度化を促しました。 ・法人名義の口座を含む預貯金口座等の不正利用防止対策を強化するため、関係省庁や金融業界と緊密に連携し、インターネットバンキングに係る対策強化や、預貯金口座の不正利用に係る検知能力の強化、預金取扱金融機関間における不正利用口座に係る情報共有に向けた枠組みの構築など、不正利用防止の措置等を行う取組を推進しました。また、金融機関に対し、こうした不正送金・利用被害の実態を踏まえた対策に加え、顧客へのセキュリティ対策に係る情報提供や広報・啓発といった取組を促すとともに、モニタリングの強化を図りました。 ・金融機関に対し、振り込め詐欺等の特殊詐欺等による被害の未然防止策の更なる実施や実効性の検証に努めるよう促しました。また、被害の迅速な回復のため、「振り込め詐欺救済法」に沿った被害者救済対応を的確に行っているか確認しました。 ・第三者による不正取引の被害発生を踏まえ、インターネット取引サービスにおけるログイン時の認証強化等を求めるため、監督指針及び事務ガイドラインを改正し、改正後は証券会社における対応の進捗状況について重点的にモニタリングを行いました。
--	--

施策の 予算額・執行額 等	区 分		5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	22	28	51	56
		補正予算	-	-	-	-
		繰越等	-	-		
		合 計	22	28		
	執行額 (百万円)		21	27		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和8年6月19日～7月3日）
-----------------	-----------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標①】 ・「2024 事務年度金融行政方針」（令和6年8月30日公表） ・「2024 年 保険モニタリングレポート」（令和6年7月3日公表） (https://www.fsa.go.jp/news/r6/hoken/20240703/20240703.html) ・「2025 事務年度金融行政方針」（令和7年8月29日公表）
---------------------------	---

- ・「2025 年 保険モニタリングレポート」（令和 7 年 7 月 4 日公表）
(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250704/20250704.html>)
 - ・「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等の公表について
(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250828/20250828.html>)
 - ・「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表について（保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）関係）
(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20251217-3/20251217-3.html>)
 - ・令和 7 年保険業法改正に係る政令の公布及びパブリックコメント結果の公表について
(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20251219/20251219.html>)
 - ・令和 7 年保険業法改正に係る内閣府令等の公布及びパブリックコメント結果の公表について
(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20260330/20260330.html>)
 - ・令和 7 年改正保険業法（1 年以内施行）に係る「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等の公表について
(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20260330-2/20260330-2.html>)
 - ・「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等の公表について
(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20260330-3/20260330-3.html>)
- 【測定指標②】
- ・「2025 事務年度金融行政方針」（令和 7 年 8 月 29 日公表）
- 【測定指標④】
- ・無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について
(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html>)
 - ・裁判所への申立ての実施状況
(<https://www.fsa.go.jp/sesc/actions/moushitate.html>)
- 【測定指標⑥】
- ・第 68 回金融トラブル連絡調整協議会資料（令和 7 年 6 月 23 日公表）
(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_trouble/siryou/20250623.html)
 - ・第 69 回金融トラブル連絡調整協議会資料（令和 8 年 2 月 26 日公表）
(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_trouble/siryou/20260226.html)
 - ・第 70 回金融トラブル連絡調整協議会資料（令和 8 年 6 月 19 日公表）
(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_trouble/siryou/20260619.html)
- 【測定指標⑦】
- ・リーフレット、多重債務者相談強化キャンペーンポスター
(<https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/index.html#leaflet>)
- 【測定指標⑨】
- ・「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」（令和 7 年 3 月 21 日閣議決定）
 - ・多重債務者相談強化キャンペーン 2025 の実施について
(<https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/campaign/campaign2025.htm>)

	1) 【測定指標⑩】 ・「預貯金の不正送金被害等の発生状況（令和8年3月末）について」（令和8年6月30日公表） https://www.fsa.go.jp/news/r7/ginkou/20260630.html ・「預貯金の不正送金問題等に対する対応状況（令和7年3月末）について」（令和7年9月5日公表） https://www.fsa.go.jp/news/r7/ginkou/20250905.html 【測定指標⑪】 ・「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」（令和8年6月16日公表） https://www.fsa.go.jp/news/r7/ginkou/20260615.html
担当部局名	監督局 監督調査室、銀行第一課、保険課、証券課 企画市場局 調査室、信用制度参事官室、保険企画室、企業開示課 総合政策局 リスク分析総括課、暗号資産・ブロックチェーン・イノベーション参事官室、資金決済参事官室、貸金業室、ADR室、金融サービス利用者相談室、金融犯罪対策室 証券取引等監視委員会事務局 証券検査課、開示検査課
政策評価実施時期	令和8年8月

令和7年度 実績評価書

金融庁令7(施策Ⅲ-1)

施策名	世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
施策の概要	市場機能の強化、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築、市場の公正性・透明性の確保のための制度・環境整備として、資金調達にかかる利便性の向上等の環境を整備するための取組を行う。
達成すべき目標	市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること
目標設定の考え方・根拠	「資産運用立国」の基盤となる、インベストメント・チェーン（投資を通じた価値創造の連鎖）を強固にし、企業・経済の持続的な成長と国民の安定的な資産形成に貢献する。 そのために、コーポレートガバナンス改革や、資産運用サービスの高度化、アセットオーナーの機能向上など、インベストメント・チェーンを構成する各主体に対する働きかけをより一層効果的なものとするとともに、日本市場の魅力等に関する海外向け情報発信を充実させる。 また、市場を通じたスタートアップ企業等への成長資金・リスクマネー供給の強化のため、プロの投資家等による非上場株式のプライマリー市場、セカンダリー市場双方の取引の促進に取り組む。 【根拠】 ・企業会計審議会「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（平成25年6月19日） ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」（令和4年6月7日閣議決定） ・「『責任ある機関投資家』の諸原則〈日本版スチュワードシップ・コード〉～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」（令和7年6月26日第三次改訂） ・コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム2025（令和7年6月30日） ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第一次報告（令和2年12月23日） ・「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」（令和3年6月11日再改訂） ・「投資家と企業の対話ガイドライン」（令和3年6月11日改訂） ・「スタートアップ育成5か年計画」（令和4年11月28日） ・「資産運用立国実現プラン」（令和5年12月13日） ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタス

	クフォース」報告書（令和5年12月12日） ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」報告書—プロダクトガバナンスの確立等に向けて—（令和6年7月2日） ・「アセットオーナー・プリンシプル」（令和6年8月28日） ・「経済財政運営と改革の基本方針2025 ～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～」（令和7年6月13日閣議決定） ・「規制改革実施計画」（令和7年6月13日閣議決定） ・2025 事務年度金融行政方針（令和7年8月29日） ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（令和4年6月13日、令和4年12月27日） ・清算・振替機関等向けの総合的な監督指針（令和8年8月17日改訂）
--	---

測定指標		
指標① 〔主要〕コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた取組の状況		【達成】
7年度目標	企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム2025」を踏まえた取組を進める。	
7年度実績	・「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム2025」(令和7年6月公表)を踏まえ、稼ぐ力の向上、情報開示の充実・投資家との対話促進、取締役会等の機能強化、市場環境上の課題の解決、サステナビリティを意識した経営等の課題への取組を進めました。 ・上記の取組の一環として、企業が持続的な成長と中長期的な価値向上に向けた本質的な取組に注力できるよう後押しする観点からコーポレートガバナンス・コードの見直しを実施しました。 ・有価証券報告書における開示の適切性について検証を実施しました。 ・有価証券報告書における政策保有株式等を含めたコーポレートガバナンス開示の好事例を取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集2025」を公表しました（令和7年12月公表、令和8年3月最終更新）。また、有価証券報告書レビューの審査結果等を取りまとめて公表しました（令和8年3月）。あわせて、企業等に対する開示充実のためのセミナー等に参加し取組の発信を行いました。	
指標② 〔主要〕資産運用サービスの高度化、アセットオーナーの機能向上に向けた施策の取組状況		【達成】
7年度目標	大手金融機関グループのプランのフォローアップ、新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）の実施など	
7年度実績	・資産運用会社や信託銀行、生命保険会社等のサービスの提供者を横断的にモニタリングし、その結果を取りまとめて公表しました。 ・日本投資顧問業協会と投資信託協会の統合を着実に実施し（令和8年4月）、資産運用立国の実現に向けた業界の健全な発展を後押ししました。 ・大手金融機関グループにおいて、資産運用ビジネスの経営戦略上の位置付	

		けを明確にし、運用力向上やガバナンス改善・体制強化を図るためのプランを策定・公表しており、各社の取組をフォローアップするとともに、各社に継続的な取組の深化を求めました。 ・プロダクトガバナンスの実効性を高める観点から、金融商品を購入した顧客属性を検証するための組成会社と販売会社間の情報連携の枠組みに基づく、各社の取組状況をフォローアップしました。 ・投資運用業に係るミドル・バックオフィス業務（法令遵守・計理）を外部委託できる「投資運用関係業務受託業」の登録を円滑に進めました。 ・新興運用業者促進プログラム（日本版 EMP）について、金融機関グループ等における取組事例の把握を継続し、必要に応じて取組事例の更新を行うとともに、金融機関グループ等による新興運用業者の積極的な活用を推進しました。また、アセットオーナー・プリンシプルを踏まえ、アセットオーナーにおける EMP に関する取組状況について把握しました。 ・アセットオーナーの運用やガバナンス、リスク管理に係る共通原則である「アセットオーナー・プリンシプル」について、関係省庁と緊密に連携して、その受入れをアセットオーナーに働きかけました。
指標③	【主要】「拠点開設サポートオフィス」で受け付けた相談への対応状況	【達成】
	7 年度目標	「拠点開設サポートオフィス」で受け付けた相談について、内容・ニーズに応じて的確に対応
	7 年度実績	・「拠点開設サポートオフィス」について、事業者とのより密接なコミュニケーションや関係機関との連携等を行い、令和 7 年度は 127 件の相談を受け付け、6 件の登録が完了しました（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月）。
指標④	【主要】国内外金融事業者等に対するプロモーション活動等の取組状況の取組状況	【達成】
	7 年度目標	資産運用立国及び国際金融センターの実現に向けた施策の情報発信を行う
	7 年度実績	・国際金融センターの特設ウェブサイトを通じた情報発信や国内外主要メディアを活用した広報を実施しました。また、新規開拓分を含む国内外金融関連イベントへの登壇や海外出張先における現地金融関係者との面会、「Japan Weeks 2025」の実施等、積極的にプロモーション活動を実施しました。
指標⑤	市場機能強化に向けての施策の取組状況	【達成】
	7 年度目標	市場を通じた企業への成長資金・リスクマネー供給の強化に向けた施策の実施など
	7 年度実績	・令和 6 年に策定・公表された「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項」について、より一層投資家とベンチャーキャピタル運営者の間の対話に活用されるよう、フォローアップを行いました。 ・スタートアップへの資金供給を支える各プレイヤーの間で、目指すべきエコシステムの方向性について認識共有を図りました。

	・「プロ投資家」の範囲を定める特定投資家制度について、日本証券業協会と連携して必要な見直しを検討しました。 ・証券会社による非上場株式の勧誘が原則禁止されている自主規制規則について、投資家保護に留意しつつ、市場関係者のニーズ等を踏まえ、原則勧誘禁止から一定の取引制度（投資者保護を考慮して制度設計された取引制度）に基づき勧誘・取引を行う規制体系へ転換する方向で、日本証券業協会において必要な見直しを検討しました。 ・投資信託等を通じた非上場株式投資を活性化するため、資産運用業協会の自主規制規則の緩和や、非流動性資産への投資に特化した新たな投資信託の組成・販売の枠組等を検討しました。 ・投資者保護の要請を踏まえつつ、スタートアップ企業等への資金供給の拡大に資するよう、有価証券届出書の提出免除基準を 1 億円から 5 億円に引き上げること、特定投資家私募の相手方の範囲を潜在的特定投資家（特定投資家要件を満たし、高い情報分析能力を有するものの、特定投資家への移行手続きを行っていない者）に拡大すること、非上場会社等によるものも含め、株式報酬としての株式の交付に伴う勧誘を「募集」から除外することについて検討を進め、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告を取りまとめました（令和 7 年 12 月 26 日公表）。 ・当該報告の提言を踏まえ、「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」を第 221 回国会に提出し（令和 8 年 4 月）、同国会において成立しました（令和 8 年 7 月）。 ・「サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ」やサステナブルファイナンス有識者会議における議論を通じて得られた示唆を踏まえて、サステナビリティ投資を選好する投資家における認知・理解の向上や、サステナビリティ投資商品の組成・提供に関する更なる取組が進むよう、関係者との意見交換を通じて取組状況をフォローしました。 ・銀証ファイアーウォール規制について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」を踏まえ、関係部署との連携を図りつつ、引き続き検討を行いました。 ・東京証券取引所と連携しつつ、スタートアップ企業等が上場する同取引所の「グロース市場」の上場前後の企業への支援を充実させることで、より早く、より大きな成長が実現できる環境の整備を進めました。具体的には、上場会社が成長の実現に向けて参考にすべきガイダンスの策定や、上場会社と機関投資家との接点づくりといった同取引所における取組についてフォローしました。 ・株式決済期間の T+1 化について、海外市場の動向を注視しながら、市場関係者と連携し、実務的な検討を進めました。
指標⑥	清算・振替機関等を含む市場インフラにおける財務基盤・システムの安定性の確保に向けた態勢整備、及び市場の利便性を向上する

【達成】

ための取組の状況		
7 年度目標	清算・振替機関等を含む市場インフラに対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組を促す	
7 年度実績	・市場インフラにおける財務基盤・システムの安定性の確保に向けた態勢整備、及び市場の利便性を向上するための取組状況をフォローしました。その際、関係者の意見を反映するための協議を行う仕組みが機能するよう注視しました。 ・危機管理グループ会合や監督カレッジへの参加等を通じて、外国清算機関の母国当局と一層の連携強化を図りました。 ・取引情報報告制度の報告項目の拡充について、適正に報告が行われるよう、各金融機関の対応をサポートするとともに、当庁の取引情報報告・蓄積システムの整備を実施しました。	
指標⑦	金融指標の頑健性・信頼性・透明性の維持・向上に向けた取組の状況	【達成】
7 年度目標	特定金融指標である TIBOR 及び TORF の頑健性・信頼性・透明性向上に向けた全銀協 TIBOR 運営機関及び QUICK ベンチマークスによる取組のフォローアップなど	
7 年度実績	・TORF について、頑健性・信頼性・透明性向上に向けた QUICK ベンチマークスによる取組をフォローアップしました。TIBOR についても、頑健性・信頼性・透明性向上に向けた全銀協 TIBOR 運営機関による取組をフォローアップしました。特定金融指標である TIBOR 及び TORF の欧州域内利用に関しては、将来の安定的な利用を確保するための方策について欧州委員会と協議を継続しました。	
参考指標		
指標①	指名・報酬委員会（任意の委員会を含む）の設置状況（東京証券取引所プライム市場）	
7 年度実績	・指名委員会 91.3%(令和 7 年 7 月時点)(令和 6 年度 90.6%(令和 6 年 7 月時点)) ・報酬委員会 93.1%(令和 7 年 7 月時点)(令和 6 年度 92.2%(令和 6 年 7 月時点))	
指標②	独立社外取締役を 3 分の 1 以上選任している企業数（東京証券取引所プライム市場）	
7 年度実績	・98.8%(令和 7 年 7 月時点)(令和 6 年度 98.1%(令和 5 年 7 月時点))	
指標③	中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標・状況を開示している企業数（東京証券取引所プライム市場）	
7 年度実績	・81.2%(令和 7 年 4 月時点)	
指標④	スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関数及び個別の議決権行使結果の公表を行う機関数（年金基金等を除く）	
7 年度実績	・スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関数 350 機関(令和 7 年 12 月時点)(令和 6 年度 340 機関(令和 7 年 3 月時点)) ・個別の議決権行使結果の公表を行う機関数(年金基金等を除く)137 機関	

	(令和7年6月時点)(令和6年度136機関(令和7年3月時点))
--	----------------------------------

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	A（目標達成） 【判断根拠】 市場の公正性・透明性・信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保するため、「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム2025」を踏まえた取組（測定指標①）や、大手金融機関グループにおける資産運用力向上やガバナンス改善・体制強化を図るためのプランのフォローアップ（測定指標②）を実施しました。 また、多様な資金調達手段等を提供するため、市場を通じた企業への成長資金・リスクマネー供給の強化に向けた施策（測定指標⑤）を実施するなど、すべての測定指標で目標を達成することができたことから、「A」としました。
	【必要性】 市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されるためには、インベストメント・チェーンを構成する各主体への効果的な働きかけや、市場を通じたスタートアップ企業等への成長資金・リスクマネー供給の強化、また、清算機関・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性確保、市場利便性の向上の促進が必要です。
施策の分析	【有効性】 コーポレートガバナンス改革や、資産運用サービスの高度化、アセットオーナーの機能向上等の取組は、インベストメント・チェーンを強固にし、企業・経済の持続的な成長と国民の安定的な資産形成に貢献するため、施策としての有効性が認められます。 市場を通じた企業への成長資金・リスクマネー供給の強化に向けた制度の見直し等は、多様な資金調達手段等の提供等を通じた我が国資本市場の一層の機能発揮に資するため、施策としての有効性が認められます。 清算・振替機関等における財務基盤・システムの安定性の確保に向けた態勢整備、及び市場の利便性を向上するための取組は、市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保に資するため、施策としての有効性が認められます。 特定金融指標に係る施策については全銀協 TIBOR 運営機関及び QUICK ベンチマークスとも連携し、TIBOR 及び TORF の頑健性等向上に向けた着実な取組を効果的に促すことができました。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 これまでのコーポレートガバナンス改革に向けた取組のフォローアップを行い、引き続き、企業と投資家における改革に向けた取組の着実な実践を促すための施策を進める必

	要があります。 また、利用者目線に立った市場機能及び金融仲介機能の向上に向けて、投資家保護にも留意しつつ、スタートアップや事業の再構築等に資する成長資金供給のあり方について検討を進めてまいります。加えて、市場の国際競争力を高めるため、非上場有価証券を含む多様な金融商品が円滑・安定的に取引されていくよう、市場インフラ機能の向上について検討する必要があります。 そのほか、資産運用業・アセットオーナーシップの改革に向けた取組を継続し、家計金融資産等の運用を担う資産運用業の高度化及びアセットオーナーの機能強化を引き続き推進する必要があります。 【施策】 上記の課題等を踏まえ、市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備に向けて、引き続き、測定指標①～⑦までに係る取組を進めていきます。 【測定指標】 全ての施策について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。
--	--

主な事務事業の取組内容・評価	
① コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組	・「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム2025」（令和7年6月公表）を踏まえ、企業と投資家との間での緊張感ある信頼関係に基づく対話を促進するため、コーポレートガバナンス・コードの改訂に向けた検討を行うとともに、投資家への適切な情報提供の後、十分な期間において株主総会が開催され、質の高い議論が行われるよう、関係省庁と連携して制度面の課題も検討しました。 ・資産運用会社やアセットオーナーに対して、スチュワードシップ責任に関する活動の実質化に向けた取組を促しました。 ・有価証券報告書におけるコーポレート・ガバナンスに関する開示について、「記述情報の開示の好事例集」において株式の保有状況に関する開示の好事例を取りまとめるとともに、有価証券報告書レビューにおける審査結果等を取りまとめ、公表しました。
② 国際金融センターの実現に向けた、新規参入支援の拡充等	・「拠点開設サポートオフィス」において、登録手続に付随するプロセス（登録後の監督含む）の英語によるワンストップ対応を継続し、東京以外の金融・資産運用特区も含めた日本への新規参入を支援しました。 ・日本への新規参入を目指す海外金融事業者に対し、「金融創業支援ネットワーク（モデル事業）」による創業支援を実施しました。また、支援内容等の改善や効率化につなげるべく、参入済み事業者との間で参入障壁や支援施策の課題等に関する意見交換を実施しました。 ・資産運用立国及び国際金融センターの実現に向けた施策や日本市場の魅

	力に関する認知向上を図るため、対外情報発信を充実させました。 (1)国内外金融事業者や投資家等とのコミュニケーション強化のためのイベントを集中して開催する Japan Weeks を、官民で協力し、令和 7 年 10 月に実施しました。加えて、新規開拓分を含む国内外プロモーションイベントに参加し、海外投資家等への情報発信を積極的行いました。 (2)金融・資産運用特区 4 地域（北海道・東京・大阪・福岡）への金融・資産運用業者の新規参入を促進すべく、4 地域と連携して金融・資産運用特区の認知向上のためのプロモーション施策を実施し、情報発信や関係者間の対話を充実させました。 ・更に、金融・資産運用特区 4 地域の取組を支援するため、スタートアップへの投資機会や成長資金の供給拡充を目的とした新たな規制緩和を実施しました。 ・資産運用会社が販売会社と投資信託の情報をやりとりする公販ネットワークについて、関係者と連携しつつ、システムベンダーに対し、令和 7 年度内を目途に互換性を確保するよう促しました。 ・AI 翻訳サービスの活用を進め、金融行政の英語化に貢献しました。 ・内閣官房において、資産運用立国の取組を更に発展させた「成長投資を促進するための金融戦略-資産運用立国のアップグレード-」が策定されました。（令和8年7月21日）
③ 資産運用サービスの高度化、アセットオーナーの機能向上	・資産運用会社や信託銀行、生命保険会社等のサービスの提供者を横断的にモニタリングし、その結果を取りまとめて公表しました。 ・日本投資顧問業協会と投資信託協会の統合を着実に実施し（令和 8 年 4 月）、資産運用立国の実現に向けた業界の健全な発展を後押ししました。 ・大手金融機関グループにおいて、資産運用ビジネスの経営戦略上の位置付けを明確にし、運用力向上やガバナンス改善・体制強化を図るためのプランを策定・公表しており、各社の取組をフォローアップするとともに、各社に継続的な取組の深化を求めました。 ・プロダクトガバナンスの実効性を高める観点から、金融商品を購入した顧客属性を検証するための組成会社と販売会社間の情報連携の枠組みに基づく、各社の取組状況をフォローアップしました。 ・投資運用業に係るミドル・バックオフィス業務（法令遵守・計理）を外部委託できる「投資運用関係業務受託業」の登録を円滑に進めました。 ・新興運用業者促進プログラム（日本版 EMP）について、金融機関グループ等における取組事例の把握を継続し、必要に応じて取組事例の更新を行うとともに、金融機関グループ等による新興運用業者の積極的な活用を推進しました。また、アセットオーナー・プリンシプルを踏まえ、アセッ

	トオーナーにおける EMP に関する取組状況について把握しました。 ・国内外資産運用会社とのコミュニケーション強化を図るべく、「資産運用フォーラム」における、資産運用業界の更なる改革に向けた議論等をサポートしました。また、令和 7 年 10 月に策定されたステートメント等の内容も踏まえながら、更なる資産運用立国の推進に向けた課題等を資産運用業界等と議論しました。 ・アセットオーナーの運用やガバナンス、リスク管理に係る共通原則である「アセットオーナー・プリンシプル」について、関係省庁と緊密に連携して、その受入れをアセットオーナーに働きかけました。
④ 市場の機能強化に向けた環境整備	・令和 8 年 6 月に「ベンチャーキャピタルに関する有識者会議」を開催し、令和 6 年に策定・公表された「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項」について、より一層投資家とベンチャーキャピタル運営者の間の対話に活用されるよう、業界団体を含めた関係者に対するアンケート調査結果に基づきフォローアップを行い、見直しのための検討を行いました。 ・令和 7 年 12 月に「スタートアップへの成長資金供給に関するラウンドテーブル」を開催し、スタートアップへの資金供給を支える各プレイヤーの間で、目指すべきエコシステムの方向性について認識共有を図りました。 ・証券会社による非上場株式の勧誘が原則禁止されている自主規制規則について、投資家保護に留意しつつ、市場関係者のニーズ等を踏まえ、原則勧誘禁止から一定の取引制度（投資者保護を考慮して制度設計された取引制度）に基づき勧誘・取引を行う規制体系へ転換する方向で、日本証券業協会において自主規制規則の改正を行いました（令和 8 年 6 月）。 ・投資信託等を通じた非上場株式投資を活性化するため、資産運用業協会において自主規制規則の改正を行い、投資信託への非上場株式の組入れ比率に係る上限超過時の対応を柔軟化しました（令和 8 年 4 月）。また、非流動性資産への投資に特化した新たな投資信託の組成・販売の枠組の検討に向けて、海外の制度の実態把握のために委託調査を実施しました（令和 8 年 2 月～5 月）。 ・投資者保護の要請を踏まえつつ、スタートアップ企業等への資金供給の拡大に資するよう、有価証券届出書の提出免除基準を 1 億円から 5 億円に引き上げること、特定投資家私募の相手方の範囲を潜在的特定投資家（特定投資家要件を満たし、高い情報分析能力を有するものの、特定投資家への移行手続を行っていない者）に拡大すること、非上場会社等によるものも含め、株式報酬としての株式の交付に伴う勧誘を「募集」から除外することについて検討を進め、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告を取りまとめました（令和 7 年 12 月 26 日公表）。

	・当該報告の提言を踏まえ、「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」を第 221 回国会に提出し（令和 8 年 4 月）、同国会において成立しました（令和 8 年 7 月）。 ・「サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ」やサステナブルファイナンス有識者会議における議論を通じて得られた示唆を踏まえて、サステナビリティ投資を選好する投資家における認知・理解の向上や、サステナビリティ投資商品の組成・提供に関する更なる取組が進むよう、関係者との意見交換を通じて取組状況をフォローしました。 ・銀証ファイアーウォール規制について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」を踏まえ、関係部署との連携を図りつつ、引き続き検討を行いました。 ・東京証券取引所と連携しつつ、スタートアップ企業等が上場する同取引所の「グロース市場」の上場前後の企業への支援を充実させることで、より早く、より大きな成長が実現できる環境の整備を進めました。具体的には、上場会社が成長の実現に向けて参考にすべきガイダンスの策定や、上場会社と機関投資家との接点づくりといった同取引所における取組についてフォローしました。 ・株式決済期間の T+1 化について、海外市場の動向を注視しながら、市場関係者と連携し、実務的な検討を進めました。
⑤	市場の安定性等確保に向けた監督の実施等 ・市場インフラにおける財務基盤・システムの安定性の確保に向けた態勢整備、及び市場の利便性を向上するための取組状況をフォローしました。その際、関係者の意見を反映するための協議を行う仕組みが機能するよう注視しました。 ・危機管理グループ会合や監督カレッジへの参加等を通じて、外国清算機関の母国当局と一層の連携強化を図りました。 ・取引情報報告制度の報告項目の拡充について、適正に報告が行われるよう、各金融機関の対応をサポートするとともに、当庁の取引情報報告・蓄積システムの整備を実施しました。
⑥	金融指標の頑健性・信頼性・透明性の維持・向上 ・TORF について、QUICK ベンチマークス社による TORF の頑健性・信頼性・透明性向上に向けた施策の検討等の取組を引き続きフォローアップしました。 ・TIBOR についても、頑健性・信頼性・透明性向上に向けた全銀協 TIBOR 運営機関による取組を引き続きフォローアップしました。 ・TIBOR 及び TORF の欧州域内利用に関して、欧州委員会との間で、将来の安定的な利用を確保するための方策について協議を継続しました。

施策の	区 分	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
-----	-----	------	------	------	------

予算額・執行額等	予算の状況 (百万円)	当初予算	94	71	89	113
		補正予算	192	280	331	-
		繰越等	▲94	▲81		
		合計	192	270		
	執行額(百万円)		153	158		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取(令和8年6月19日～7月3日)
-----------------	-----------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標①】 「東証上場会社における独立社外取締役の選任状況及び指名委員会報酬委員会の設置状況」(東京証券取引所 令和7年7月18日) 「スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関投資家のリスト」(令和7年12月31日時点) 「記述情報の開示の好事例集2025」(令和7年12月25日公表、令和8年3月27日最終更新) - 有価証券報告書レビュー及び大量保有報告書等のレビューについて(令和8年度) 【測定指標③】 「経済財政運営と改革の基本方針2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現」(令和5年6月16日閣議決定) 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」(令和5年6月16日閣議決定)・「成長戦略等のフォローアップ」(令和5年6月16日閣議決定) - 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書(令和5年12月12日公表) 「資産運用立国実現プラン」(令和5年12月13日公表) 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」(令和6年6月21日閣議決定) 「経済財政運営と改革の基本方針2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」(令和6年6月21日閣議決定) 「資産運用立国実現プランの進捗状況のフォローアップと今後の予定」(令和6年6月21日公表) - 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ報告書」(令和6年7月2日公表) 「アセットオーナー・プリンシプル」(令和6年8月28日公表) 「2024事務年度金融行政方針」(令和6年8月30日公表) 「顧客本位の業務運営に関する原則」(令和6年9月26日公表) - 第1回資産運用立国推進分科会 会議関係資料(令和7年3月26日公表) - 令和6年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等に関する
---------------------------	--

	パブリックコメントの結果等について（令和 7 年 3 月 28 日公表） 【測定指標⑤】 ・「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会 報告書（2025 年 9 月報告）」（令和 7 年 9 月 5 日公表） ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」（令和 7 年 12 月 26 日公表） ・スタートアップへの成長資金供給に関するラウンドテーブル（令和 7 年 12 月 2 日開催） ・金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（令和 8 年 4 月 10 日国会提出） ・「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正に係る意見募集の結果について（資産運用業協会令和 8 年 4 月 15 日公表） ・第 4 回ベンチャーキャピタルに関する有識者会議（令和 8 年 6 月 15 日開催） ・「特定投資家等に対する店頭有価証券の取引に関する規則」の制定等について（日本証券業協会令和 8 年 6 月 16 日公表） 【測定指標⑥】 ・「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第 4 条第 1 項で定める作成・保存・報告事項ガイドライン」（令和 5 年 11 月 21 日改正） 【測定指標⑦】 ・TORF の運営態勢の定期的な見直し結果について（株式会社 QUICK ベンチマークス 令和 7 年 9 月 30 日公表） ・全銀協 TIBOR の運営態勢の定期的な見直し結果について（一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関 令和 8 年 3 月 31 日公表）
--	---

担当部局名	企画市場局 市場課、企業開示課 総合政策局 総合政策課 監督局 銀行第一課、証券課、資産運用課
-------	---

政策評価実施時期	令和 8 年 8 月
----------	------------

令和 7 年度 実績評価書

金融庁令 7(施策Ⅲ-2)

施策名	企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施
施策の概要	企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた制度・環境整備を図るとともに、適正な情報開示、会計監査の確保のためのモニタリングを実施する。
達成すべき目標	企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること
目標設定の考え方・根拠	資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成を実現する観点から、投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示を促進していくことが重要である。 【根拠】 ・金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」中間論点整理（令和 7 年 7 月 17 日） ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（令和 7 年 12 月 26 日） ・金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」報告（令和 8 年 1 月 8 日） ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定） ・2025 事務年度金融行政方針（令和 7 年 8 月 29 日）

測定指標		
指標①	〔主要〕企業情報の開示の充実に向け、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（30 年 6 月 28 日、4 年 6 月 13 日、4 年 12 月 27 日）、「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」中間論点整理（7 年 7 月 17 日）を踏まえた取組の促進	【達成】
7 年度目標	企業情報の開示の充実に向けた取組の促進（サステナビリティ情報を含む）	
7 年度実績	・東証プライム市場上場会社の全部又は一部を対象に、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が定めるサステナビリティ開示基準と機能的な整合性が確保された国内基準に基づく開示を義務付けること、当該開示に対する第三者保証を義務付けること等について検討を進め、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」中間論点整理（令和 7 年 7 月 17 日公表）及び金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」報告（令和 8 年 1 月 8 日公表）を取りまとめました。	

		・当該中間論点整理を踏まえ、一定規模以上の東証プライム市場上場会社に対して SSBJ 基準の適用を義務付けるため、内閣府令の改正を行いました（令和 8 年 2 月 20 日公布・施行）。 ・また、当該報告の提言を踏まえ、「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出し（令和 8 年 4 月）、同国会において成立しました（令和 8 年 7 月）。 ・このほか、第三者保証に関しては、同報告書の提言を踏まえ令和 8 年 4 月、企業会計審議会の下に「国際基準と整合性が確保された基準のあり方について必要な審議・検討を行うこと」を審議項目としたサステナビリティ情報保証部会を設置し、同部会において国際基準と同等な保証基準等のあり方等について幅広い観点から議論を行いました。 ・有価証券報告書におけるコーポレートガバナンス及びサステナビリティ開示等の好事例を取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集 2025」を公表しました（令和 7 年 12 月公表、令和 8 年 3 月最終更新）。また、記載内容の適正性の確保に努めるため、有価証券報告書レビューを実施し、識別された課題及び留意事項等並びにサステナビリティや政策保有株式等に関する開示の課題対応にあたって参考となる開示例集の公表を行いました（令和 8 年 3 月）。あわせて、企業等に対する開示充実のためのセミナー等に参加し、取組の発信を行いました。
指標②	金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性を確保するための施策の実施状況	【達成】
	7 年度目標	ディスクロージャーの適正性を確保するための施策を実施
	7 年度実績	・法令及び「企業内容等の開示に関する留意事項（開示ガイドライン）」等に基づき、適正な情報開示を確保するとともに行政対応の透明性・予測可能性の向上に努めました。 ・有価証券届出書等の発行開示書類については、記載内容の適正性が確保されるよう、開示ガイドライン等を使用し、各財務局等を通じた記載内容等に関する事前相談や受理時における審査等を行いました。 ・有価証券報告書レビューを実施し、識別された課題及び留意事項等並びにサステナビリティや政策保有株式等に関する開示の課題対応にあたって参考となる開示例集の公表を行いました（令和 8 年 4 月）。 ・公開買付制度や大量保有報告制度に係る開示書類については、法令等に基づく適切な記載内容の審査等、制度の適正な運用を行いました。 ・有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対し、13 件の課徴金納付命令の決定を行いました。
指標③	〔主要〕我が国において使用される会計基準の品質向上	【達成】
	7 年度目標	IFRS の任意適用企業の拡大促進
	7 年度実績	・IFRS 任意適用企業数（適用予定企業数を含む）は、令和 7 年度（3 月末時点）で 320 社（令和 6 年度末 300 社）、全上場企業の時価総額（3 月末時点）

	に占める IFRS 任意適用上場企業の時価総額の割合は 49.9%(令和 6 年度末 48.0%)まで増加しました。 ・財務会計基準機構、企業会計基準委員会 (ASBJ)、日本公認会計士協会等の関係機関と連携しつつ、IFRS への移行を容易にするための取組を進めました。 ・金融商品に関する会計基準や後発事象に関する会計基準の見直し等、日本基準の高品質化に向けた ASBJ の取組をサポートしました。
指標④	【主要】 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施状況 【達成】
7 年度目標	会計監査に関する情報提供の充実に向けた取組を実施、監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) への積極的貢献及び海外監査監督当局との連携強化
7 年度実績	・改正公認会計士法 (令和 5 年 4 月施行) により導入された上場会社等の監査に係る登録制度の実効性を確保すべく、日本公認会計士協会による、上場会社等監査人登録審査会の運営、品質管理レビューを通じた登録上場会社等監査人としての適格性の確認、中小監査事務所への監督・指導及び支援を通じた監査品質の確保等の取組を後押ししたほか、中小を含めた監査法人との対話の機会を通じ経営課題を把握するなど、上場会社等の監査の担い手全体の品質向上に取り組みました。 ・IFIAR の組織運営に責任を有する代表理事国として、グローバルな監査品質の向上のための議論を主導しました。具体的には、監査をめぐる諸課題について IFIAR 内で機動的・的確に対応できる体制を構築し、監査法人に対するプライベート・エクイティ投資のほか、サステナビリティ情報の開示に対する第三者保証やテクノロジーの活用等について、IFIAR 内の議論・対応を牽引しました。 ・この他、国際的に重要な監査関係者や他の国際機関等の各種ステークホルダーとの積極的な対話等による、IFIAR の対外的コミュニケーション強化の取組も牽引しました。 ・また、更なる加盟国の拡大に向けて、金融庁における既存のパイプも生かしながら、アジア諸国をはじめとする IFIAR 未加盟の監査監督当局に対するアウトリーチへの積極的な貢献を行いました。 ・IFIAR の加盟当局として、全てのワーキング・グループの活動や、ワーキング・グループ及びタスクフォース内での個別プロジェクトの作業チームに積極的に参加しました。特に、監査法人に対するプライベート・エクイティ投資に関する議論を行う会議の共同リードを務めたほか、監査人及び監査に関連するリスクを議論するための会議をリードし、IFIAR の活動に貢献しました。 ・東京にある IFIAR 事務局のホスト国として、新たに着任した事務局長及び事務局員の来日支援など、円滑な事務局運営のために必要な支援を行いました。令和 8 年 6 月には、日本 IFIAR ネットワーク総会を主催し、IFIAR 事務局長も交えて財務報告エコシステムに関わる国内の関係者との意見交換を行うとともに、講演・寄稿等を通じ、IFIAR における国際的な議論について国内への還元を行いました。

指標⑤	[主要]公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督の実施状況	【達成】
7 年度目標	公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督を実施	
7 年度実績	・日本公認会計士協会が実施した品質管理レビューの内容を審査し、その審査結果等を踏まえて、監査法人等に対して検査又は報告徴収を行いました。 ・大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、定期的な報告徴収を実施したほか、中小規模監査事務所に対しては、品質管理レビューでの指摘事項に対する改善計画の実施状況等を検証するための報告徴収を実施しました（令和 7 年度における中小規模監査事務所に対する報告徴収件数は 44 件）。また、検査で指摘した不備事項の改善状況を確認するための報告徴収も実施しました。 ・検査においては、監査品質の向上に向けた監査法人等の経営層のコミットメントや業務管理体制・品質管理態勢の実効性のほか、不正リスク、収益認識、会計上の見積り等に係る監査手続の実施状況等について重点的に検証を行ったほか、改訂品質管理基準等に基づく監査法人の品質管理システムの整備・運用状況を確認しました。また、上場会社監査の担い手としての役割が増大しているほか、改正公認会計士法において上場会社等監査人登録制度が導入されたことに鑑み、中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用を行いました。 ・8 先の監査法人に対して検査を実施し、当該検査の結果把握した品質管理等の問題点等について改善を促しました。 ・1 先の監査法人に対して勧告を行いました。 ・社会的影響の大きい事案も含めて不正会計事案が増加傾向にあることや、監査業務における AI の活用が急速に進展していること等を踏まえ、監査法人に対するモニタリングについて、監査法人の業務の状況やリスクに応じてオンサイト（検査）とオフサイトをより有機的に連動させた対応を図るとともに、虚偽証明等の疑義がある監査法人に対しては、虚偽証明等の検証も行うなどの見直しについて検討を行い、方向性を示しました。（令和 8 年 7 月 17 日「監査法人に対するモニタリングの進め方の見直し」公表） ・モニタリングにより把握した監査事務所の状況については、「モニタリングレポート」や「監査事務所検査結果事例集」として取りまとめ、令和 7 年 7 月に公表したほか、関係雑誌等への寄稿など積極的な情報発信に努めました。また、モニタリングレポート等を活用し、日本監査役協会や日本公認会計士協会地域会への講演会を実施しました。 ・検査の実施に当たっては、監査法人等における監査調書の電子化等の状況を勘案の上、検査資料の閲覧等をオンラインで実施するなど、引き続き効率的・効果的な実施に努めました。 ・審査会検査と協会の品質管理レビューとが全体として最大限の効果を発揮するよう、協会の品質管理レビューの実効性等について意見交換を行いました。また、レビューア向け研修を実施しました。	

指標⑥ 優秀な会計人材確保に向けた取組の実施状況	【達成】
7 年度目標	優秀な会計人材確保に向けた取組を実施
7 年度実績	・公認会計士・監査審査会では、公認会計士試験や公認会計士を取り巻く状況を踏まえ、令和7年6月に「公認会計士試験のバランス調整について」（以下「試験のバランス調整」という。）を取りまとめ、公認会計士試験に関する諸課題に対応し、試験運営の改善を図っていくこととしました。 この試験のバランス調整の取組みとして、短答式試験において、受験者が十分に実力を発揮し、同時に、受験者の能力を的確に判定できるよう、令和8年試験より、計算問題のある科目（財務会計論・管理会計論）において、問題数を増やし、1問あたりの配点の差を縮め、それに伴い各科目の試験時間の調整を行いました。また、論文式試験において適正な競争が行われるよう、令和9年試験から3～4年かけて段階的に論文式試験の受験者を増加させることとしており、その前提として令和8年試験より短答式試験の合格者数を増加させました。 公認会計士試験の出題内容等についても、公認会計士に求められる資質・能力に応じて適切なものとなるよう検討を進めました。その一つの取組として、公認会計士の業務と英語との関わりが拡大している状況を踏まえ、令和7年12月に「公認会計士試験における英語による出題の方向性について」を公表し、令和9年第Ⅰ回短答式試験より、財務会計論・管理会計論・監査論の3科目において英語による出題を行うこと、その実施にあたっては、出題規模・出題範囲等について、受験者の負担を考慮したものとする等との考え方を示しました。（令和8年5月に、英語による出題の実施当初における受験者の負担等を考慮し、配点の割合及び出題範囲を抑えた形とする旨を公表しました。） ・公認会計士試験の運営においては、近年の自然災害の多発化・激甚化を踏まえ、これらの影響により、当日の試験実施が困難となる場合を想定した検討・準備を引き続き行いました。 また、他の資格試験等で近年不正受験事例が発生していることや、デジタル機器が発達・小型化している状況を踏まえ、令和8年第Ⅰ回短答式試験より、顔写真付き本人確認書類による本人確認や、携行品の見直しなど、不正受験の態様に応じた新たな不正受験対策を検討・実施しました。 ・令和7年試験から全ての出願においてインターネットが利用できるようシステム改修を行い、併せて出願方法をインターネット出願に一本化したところであり、受験者の利便性向上等の観点から、システム改修の検討を行いました。 また、論文式試験の受験者が増加する状況を踏まえ、既に一部の科目において導入済みのデジタル採点（答案用紙をスキャナーで取込みデジタル画像化し、PC画面上に表示して採点する採点方法）について、採点負担の軽減のため、未導入科目への拡大や、採点方法の高度化・効率化についての検討を行いました。

	・公認会計士の魅力向上による受験者の裾野拡大のための広報活動として、16 の大学において講演会を実施しました。		
指標⑦	有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）の稼働率（99.9%以上、令和 7 年度。なお、システム保守のための停止期間は稼働率の計算に含めない。）		
	基準値	実績	
	6 年度	6 年度	7 年度
	100%	100%	99.9%
参考指標			
指標①	課徴金納付命令の実績＜内容・件数＞		
	7 年度実績	・有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対して、13 件の課徴金納付命令の決定を行いました。	
指標②	開示書類の提出会社数（内国会社）		
	7 年度実績	・4,666 社（令和 6 年度 4,651 社）	
指標③	有価証券報告書、臨時報告書、大量保有報告書等の提出件数		
	7 年度実績	・41,923 件（令和 6 年度 41,297 件）	
指標④	EDINET のアクセス件数（API 経由のアクセス件数を含む）		
	7 年度実績	・79,081 千件/月（令和 6 年度 32,359 千件/月）	
指標⑤	IFRS の任意適用企業数及びその時価総額の割合		
	7 年度実績	・IFRS 任意適用企業数 320 社（令和 8 年 3 月末時点）（令和 6 年度末 300 社） ・全上場企業の時価総額に占める割合 49.9%（令和 8 年 3 月末時点）（令和 6 年度末 48.0%	
指標⑥	公認会計士等に対する行政処分の実施状況＜内容・件数＞		
	7 年度実績	・監査法人に対する処分 0 件（令和 6 年度 2 件） ・公認会計士に対する懲戒処分 5 件（令和 6 年度 9 件）	
指標⑦	監査法人等に対する検査及び勧告の実施状況＜件数＞		
	7 年度実績	・検査件数 8 件（令和 6 年度 7 件） ・勧告件数 1 件（令和 6 年度 2 件）	
指標⑧	上場会社等監査人登録事務所数		
	7 年度実績	・（新規）登録件数 7 件（令和 6 年度 104 件）	
指標⑨	公認会計士試験の出願者数		

7 年度実績	・ 22, 056 人（令和 6 年度 21, 573 人）
--------	--------------------------------

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	A（目標達成） 【判断根拠】 企業の情報開示、会計基準・会計監査の質を向上させるため、企業情報の開示の充実に向けた取組の促進（測定指標①）や IFRS の任意適用企業の拡大促進（測定指標③）、公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督（測定指標⑤）を実施するなど、すべての測定指標で目標を達成することができたことから、「A」としました。
	【必要性】 投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示を促進する観点から、企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた取組を行うことは、我が国の資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成の実現に貢献すると考えられます。 【効率性】 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施を効率的に行うべく、関係機関と連携して取組を行いました。
施策の分析	【有効性】 ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実に向けた企業の取組を促すため、「記述情報の開示の好事例集 2025」を公表しました（令和 7 年 12 月公表、令和 8 年 3 月最終更新）。加えて、企業や公認会計士等に対するセミナーへの参加実施を行いました。これらにより、投資家の適切な投資判断、及び投資家と企業との建設的な対話に資する企業情報の開示の充実のための、有効な取組を進めることができました。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 引き続き、企業の情報開示、会計基準・会計監査の質の向上に向けた取組を行う必要があります。 【施策】 企業全体の開示レベルの向上のため、上場企業等に対して記述情報の開示の充実に向けた取組について周知活動を行う必要があります。 また、会計監査に関する制度・環境整備は一定程度進捗しているものと考えられますが、会計監査の品質の持続的な向上・信頼性確保により、市場機能の発揮の基盤強化を目指します。 【測定指標】 全ての施策について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価
① 企業による情報開示の質の向上に向けた取組の実施

	・企業の負担とのバランスにも配慮しつつ、一定の東証プライム市場上場会社に対し、SSBJ 基準に従ったサステナビリティ情報の開示を求めるため、内閣府令の改正を行いました（令和 8 年 2 月 20 日公布・施行）。 ・企業に対し、企業戦略と関連付けた人材戦略やそれを踏まえた給与・報酬の考え方等の開示を求めるため、内閣府令の改正を行いました（令和 8 年 2 月 20 日公布・施行）。また、人的資本開示を行う場合に、どのような開示が企業と投資家の建設的な対話に有用であると考えられるかといった観点を中心に、人的資本可視化指針を改訂しました。 ・ISSB のサステナビリティ開示基準設定に対し、SSBJ 等の関係者と連携しながら、国際的な議論への参画や意見発信などの取組を進めました。具体的には、人的資本に関する ISSB のリサーチプロジェクトについて、投資家のニーズを充足した基準開発に貢献すべく、人的資本可視化指針（改訂版）を英訳し、意見発信を行うなど、国内の関係者と連携しながら、国際的な議論への参画を進めました。 ・また、IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスの活動についても、国内関係者と連携して引き続きサポートを行いました。 ・令和 7 年度当初予算において、サステナビリティ基準設定に関して我が国として効果的な意見発信等に係る事務を、高度な専門知識を有する者に委託し、実施しました。 ・令和 8 年度当初予算において、国際監査・保証基準審議会（IAASB）及び国際会計士倫理基準審議会（IESBA）を監視する公益監視委員会（PIOB）に対する拠出を通じ、監査に関する国際的な基準設定及びサステナビリティ情報の信頼性を確保するための第三者による保証に関する国際的な基準設定に貢献しました。 ・有価証券報告書におけるコーポレートガバナンス及びサステナビリティ開示等の好事例及び有価証券報告書レビューの審査結果等を取りまとめて公表しました。あわせて、企業等に対する開示充実のためのセミナー等に参加し、取組の発信を行いました。
②	金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性の確保 ・法令及び「企業内容等の開示に関する留意事項（開示ガイドライン）」等に基づき、適正な情報開示を確保するとともに行政対応の透明性・予測可能性の向上に努めました。 ・有価証券届出書等の発行開示書類については、記載内容の適正性が確保されるよう、開示ガイドライン等を使用し、各財務局等を通じた記載内容等に関する事前相談や受理時における審査等を行いました。 ・有価証券報告書等の継続開示書類については、有価証券報告書レビューを通じ、記載内容の適正性の確保に努めました。 ・公開買付制度や大量保有報告制度に係る開示書類については、法令等に基づく適切な記載内容の審査等、制度の適正な運用を行いました。

	・有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対して、課徴金制度を適切に運用しました。
③ EDINET の整備	・ EDINET については、システムの安定運用に努めるとともに、公開買付届出書及び大量保有報告書の見直しに関する制度改正に対応するため、EDINET における書類の提出機能の改修を行いました。 ・ サステナビリティ情報の開示を求めるための制度整備に対応するため、令和 8 年 4 月に事業者と契約したクソノミの改修を進めています。 ・ EDINET の稼働率は、目標値である 99.9%以上を達成しました。 ・ こうした取組により、EDINET による投資者に対する投資判断に必要な情報提供に資することができました。
④ 我が国において使用される会計基準の品質向上	・ 我が国において使用される会計基準の品質向上を図るため、引き続き日本基準の高品質化に取り組みました。 ・ 国際会計基準審議会（IASB）における国際会計基準（IFRS）の基準開発プロジェクトに関して、我が国の考え方を IFRS に反映する等の取組を行いました。また、国内においては、IFRS の任意適用企業の拡大を促進しました。 ・ のれんの会計基準のあり方の検討については、財務会計基準機構において多様な関係者による深度ある丁寧な議論が行われるようフォローしました。
⑤ 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施	・ 企業会計審議会監査部会を開催し、「継続企業の前提」及び「不正」に係る我が国の監査基準等の改訂について審議を行いました。 ・ 上場会社等監査については、日本公認会計士協会と連携し、監査の担い手全体の品質向上に取り組み、改正公認会計士法（令和 5 年 4 月施行）により導入された上場会社等の監査に係る登録制度の実効性を確保しました。 ・ IFIAR の代表理事国という IFIAR の組織運営を主導する立場から、IFIAR がより機動的かつ的確に諸課題に対応できるような体制の整備や、積極的な対外発信や様々なステークホルダーとの対話による IFIAR の対外的コミュニケーションの強化を推進しました。また、こうした取組により、グローバルな監査品質の向上に一段と貢献するほか、アジア諸国をはじめとする IFIAR 未加盟国の監査監督当局に対するアウトリーチを一層強化しました。 ・ 東京に本部事務局を誘致したホスト国として、事務局の円滑な運営に資する支援を継続したほか、「日本 IFIAR ネットワーク」等を通じ、国内の関係者と IFIAR 事務局との直接の対話の機会を確保しました。また、

	IFIAR における議論の国内への発信を行うとともに、国内における監査を巡る課題意識を聴取し IFIAR での議論に活用しました。 ・また、IFIAR の枠組み外においても、二国間の意見交換や他の監査監督当局が主催する会合等の機会を通じて、各国の監査監督当局との連携を一層強化しました。
⑥ 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督	・公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会が行う品質管理レビューに係る審査を適切に行うとともに、当該審査の結果等に基づき、監査法人等に対する検査等を的確に実施しました。検査の結果、必要があると認めるときは、金融庁に行政処分等の勧告を行いました。 ・検査を実施する際には、上場会社監査の担い手としての役割が増大していることに鑑み、引き続き中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用を行いました。 ・検査においては、監査の品質の向上に向けた監査法人等の経営層のコミットメント、業務管理態勢・品質管理態勢の実効性、改訂品質管理基準への対応、監査調書の管理の状況等について重点的に検証しました。個別監査業務についても、不正リスク、収益認識、会計上の見積りに係る監査手続の実施状況等を確認・検証しました。 ・モニタリングの実施方法については、対面とリモートとの併用により、引き続き効率的・効果的な実施に努めました。 ・モニタリングにより把握した情報等については、発信の充実に努めるとともに、分かりやすい情報提供を行いました。 ・監査品質の向上のため、監査法人に対するモニタリングのあり方について検討を行うとともに、日本公認会計士協会の品質管理レビューと公認会計士・監査審査会のモニタリングが全体として最大限の効果を発揮するよう、深度ある連携に努めました。
⑦ 優秀な会計人材確保に向けた取組の推進	・公認会計士試験の実施においては、試験問題の作成、全国各地の試験会場の適切な運営及び合格者の決定など一連の試験業務について、必要な見直しを行いながら、引き続き適切に取り組みました。 ・よりの確に受験者の能力を判定できるよう、公認会計士試験や公認会計士を取り巻く状況を踏まえ、令和 7 年 6 月に「公認会計士試験のバランス調整について」を公表し、令和 8 年第 I 回短答試験より 1 問あたりの配点及び試験時間等の調整を行ったほか、短答式試験と論文式試験の合格率の調整や出題内容等の見直しについて、その具体的な実現に向けた検討を進めました。 ・引き続き、公認会計士試験受験者の増加・裾野拡大のために、大学生等向けの講演を実施しました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	110	119	139	169
		補正予算	-	18	▲1	-
		繰越等	1	▲12		
		合 計	111	124		
	執行額 (百万円)		107	97		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和 8 年 6 月 19 日～7 月 3 日）
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標①】 ・金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」中間論点整理の公表について（令和 7 年 7 月 17 日公表） ・金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」報告の公表について（令和 8 年 1 月 8 日公表） ・「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等の公布及びパブリックコメントの結果について（令和 8 年 2 月 20 日公表） ・「記述情報の開示の好事例集 2025」（令和 7 年 12 月 25 日公表、令和 8 年 3 月 27 日最終更新） ・「有価証券報告書レビュー及び大量保有報告書等のレビューについて（令和 8 年度）」（令和 8 年 3 月 27 日公表） 【測定指標②】 ・「有価証券報告書レビュー及び大量保有報告書等のレビューについて（令和 8 年度）」（令和 8 年 3 月 27 日公表） 【測定指標⑤】 ・「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」の公表について（令和 5 年 4 月 7 日公表） ・「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について（令和 5 年 6 月 30 日公表） ・「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」及び「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」の公表について（令和 6 年 3 月 27 日公表）
---------------------------	--

担当部局名	企画市場局 企業開示課 総合政策局 IFIAR 戦略企画室、審判手続室
-------	--

	公認会計士・監査審査会 総務試験課、審査検査課
--	----------------------------

政策評価実施時期	令和8年8月
----------	--------

令和 7 年度 実績評価書

金融庁令 7(施策Ⅲ-3)

施策名	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化
施策の概要	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化に対応するため、フォワード・ルッキングかつ機動的な市場監視を行い、その結果、法令違反等が認められた場合には、課徴金納付命令勧告、行政処分勧告、犯則事件としての告発等を行い、厳正に対応する。これら市場監視機能の更なる強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図る。
達成すべき目標	市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資すること
目標設定の考え方・根拠	市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、資本市場の健全な発展及び国民経済の持続的な成長に必要不可欠である。 【根拠】 ・金融商品取引法第 26 条、第 56 条の 2、第 177 条、第 187 条、第 210 条 等 ・証券取引等監視委員会 中期活動方針（第 12 期：2026 年～2028 年）～時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために～（令和 8 年 1 月 16 日） ・2025 事務年度金融行政方針（令和 7 年 8 月 29 日） ・令和 7 事務年度証券モニタリング基本方針（令和 7 年 8 月 1 日）

測定指標		
指標① [主要]有用情報の収集		【達成】
7 年度目標	市場全体について幅広い有用な情報の収集や市場監視の過程で得られた有用な情報や知見の集約・分析・蓄積	
7 年度実績	・証券監視委の市場監視業務にとって情報は要であり、市場全体について幅広く有用な情報を収集しました。 ・市場監視の過程で得られた有用な情報や知見を集約・分析・蓄積し、市場監視全般に多面的・複線的に活用しました。	
指標② [主要]市場の変化等の適切な把握・分析		【達成】
7 年度目標	国内外の市場環境の変化を適時に把握・分析することで、問題の未然防止や早期発見等に向けて取り組む	
7 年度実績	・不正アクセス行為を手段とした不公正取引について、日本取引所自主規制法人等から情報を収集し、分析等を行った結果、刑事告発に至りました。	
指標③ [主要]証券モニタリングの適切な実施		【達成】

7 年度目標	金融商品取引業者等における適合性原則等を踏まえた適切な内部管理態勢の構築状況及び業務運営状況の検証
7 年度実績	・証券モニタリングにおいて、適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況、サイバーセキュリティ対策の十分性やデジタル化の進展に伴うシステムリスク管理の対応状況、ビジネスモデルの変化とそれに対応した内部管理態勢の構築等の検証を実施しました。
指標④ [主要]不公正取引や開示規制違反への迅速な対応	
【達成】	
7 年度目標	課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の迅速な実施による不公正取引や開示規制違反の実態解明及び海外当局等との連携
7 年度実績	・不公正取引に対しては、早期に本格調査に着手するとともに、機動的・弾力的な調査チームの編成に努めたほか、高度な技術を要するデータ保全は情報技術専門官を活用する等して、効果的・効率的な調査を実施し、課徴金納付命令勧告を行いました。 ・クロスボーダー取引による不公正取引に対しては、海外当局と連携の上 MMoU 等も活用しつつ、取引の実態解明を行い、課徴金納付命令勧告を行いました。 ・開示規制違反に対しては、深度ある情報収集・分析を行うとともに、検査への迅速な着手や検査体制の機動的な運用などを行うことによって事案に応じた効果的・効率的な検査を実施し、課徴金納付命令勧告や訂正報告書等提出命令勧告を行いました。
指標⑤ [主要]重大・悪質事案への告発等による厳正な対応	
【達成】	
7 年度目標	違反行為のうち重大で悪質なものについて犯則調査の権限の行使
7 年度実績	・重大で悪質な事案については、捜査当局等関係機関とも連携の上、的確に刑事告発を行うなど、厳正に対応しました。
指標⑥ [主要]投資者被害事案に対する積極的な取組	
【達成】	
7 年度目標	「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」（令和 7 年 6 月公表）も踏まえた無登録で金融商品取引業を行う者及び無届で有価証券の募集等を行う者の排除のための、裁判所への禁止命令等の申立て等。また、投資者被害の未然防止等に資する注意喚起等の情報発信の強化
7 年度実績	・無登録業者による投資者被害の拡大を防止するため、無登録で金融商品取引業を行っている者について、金融商品取引法違反行為に関する裁判所への禁止命令等の申立て等を行うとともに、ウェブサイト等を通じ、投資者被害の未然防止に資する注意喚起等の情報発信を行いました。
指標⑦ [主要]非定型・新類型の事案等に対する対応力の強化	
【達成】	
7 年度目標	市場を取り巻く環境変化等も踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等への対応
7 年度実績	・これまで多数課徴金納付命令勧告等を行ってきた類型以外の非定型・新類型の事案等についての的確に対応しました。
指標⑧ [主要]情報発信の強化	
【達成】	

	7 年度目標	法令違反・不適切行為の未然防止や、情報提供窓口・自主規制機関等を通じた一層の情報収集の観点から、個別事案や事例集の公表等における分かりやすい情報発信
	7 年度実績	・法令違反・不適切行為の未然防止や、情報提供窓口・自主規制機関等を通じた一層の情報収集の観点から、個別の勧告事案等の公表のほか、各種事例集やウェブサイト（市場へのメッセージ）等を通じた情報発信、寄稿及び講演等を実施しました。また、投資者や市場参加者等に対する個別事案の意義・内容・問題点の解説、証券取引等監視委員会の活動状況の周知等を行い、情報発信の充実に努めました。
指標⑨ [主要] デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化		【達成】
	7 年度目標	取引監視システム等における一層のデジタル化やデータ処理力の更なる向上、デジタルフォレンジック技術の一層の向上及び情報システムの高度化の推進
	7 年度実績	・市場監視業務の高度化・効率化を図るため、取引監視システム等における一層のデジタル化やデータ処理力の更なる向上に向けた取組を行いました。 ・情報通信技術の多様化・複雑化に対応するための技術向上を目的とし、デジタルフォレンジックに関する他の法執行機関等との意見交換等を実施しました。 ・多様化・大容量化するデータをより迅速かつ効率的に分析するため、デジタルフォレンジックに使用するシステムの更改に向けた仕様検討を実施し、同システムの調達手続きに着手しました。
指標⑩ [主要] 財務局との協働・連携の推進		【達成】
	7 年度目標	財務局との様々な分野における更なる情報共有や意思疎通を通じた一体的な業務運営の実施
	7 年度実績	・市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に向けて、証券検査をはじめとする様々な分野において、市場監視機能の一翼を担う財務局との協働・連携の推進に努めました。
指標⑪ [主要] 不公正取引等の違反事案への抑止力の強化		【達成】
	7 年度目標	インサイダー取引規制の対象や、課徴金水準等の見直し、証券取引等監視委員会による効果的な検査等の実施に向けた措置について検討
	7 年度実績	・不公正取引等の違反事案への抑止力をより一層高めていく観点から、インサイダー取引規制の対象や、課徴金水準等の見直し、証券取引等監視委員会による効果的な検査等の実施に向けた措置を講ずる「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」を第 221 回国会に提出し（令和 8 年 4 月）、同国会において成立しました（令和 8 年 7 月）。 ・インサイダー取引規制上の「親会社」を（有価証券報告書等の記載に依拠せず）「他の会社の意思決定機関を支配している会社」とする政令・内閣府令改正を行いました（令和 8 年 5 月）。
参考指標		
指標① 取引審査実施状況<内容・件数>		

	7 年度実績	取引審査件数：907 件 (うち、インサイダー取引：886 件、価格形成：18 件、その他：3 件)
指標② 市場参加者等に対する意見交換会等の実施状況<内容・件数>		
	7 年度実績	- 意見交換会等の実施：14 件 (うち、金融商品取引所・自主規制法人：6 件、日本証券業協会：2 件、証券・金融商品あっせん相談センター：1 件、金融先物取引業協会：1 件、第二種金融商品取引業協会：1 件、投資信託協会：1 件、日本投資顧問業協会：1 件、金融経済教育推進機構：1 件) - 講演の実施：30 件、寄稿の実施：19 件
指標③ 海外当局との情報交換件数<内容・件数>		
	7 年度実績	- 海外当局への情報提供依頼件数：23 件 (うち、インサイダー取引：18 件、相場操縦：1 件、無登録金融商品取引業：4 件) - 海外当局からの情報提供依頼件数：5 件 - 海外当局への自発的情報提供件数：2 件 (うち、インサイダー取引：1 件、その他：1 件) - 海外当局からの自発的情報提供件数：105 件 (うち、インサイダー取引：57 件、相場操縦：40 件、その他：8 件)
指標④ 取引調査に係る勧告の実施状況<内容・件数>		
	7 年度実績	課徴金納付命令勧告：18 件 (うち、インサイダー取引：15 件、相場操縦：2 件、風説の流布・偽計：1 件)
指標⑤ 開示検査に係る検査終了件数、勧告の実施状況<内容・件数>		
	7 年度実績	検査終了件数：8 件 (うち、課徴金納付命令勧告：7 件)
指標⑥ 課徴金納付命令の実績<内容・件数>		
	7 年度実績	課徴金納付命令：32 件 (うち、不公正取引：19 件、有価証券報告書等の虚偽記載等：13 件)
指標⑦ 犯則事件の告発の実施状況<内容・件数>		
	7 年度実績	告発件数：7 件 (うち、インサイダー取引：4 件、有価証券届出書等の虚偽記載：1 件、相場操縦：2 件)
指標⑧ 証券モニタリングに係る検査終了件数、勧告の実施状況<内容・件数>		
	7 年度実績	検査終了件数：90 件 (うち、勧告：4 件(第一種金融商品取引業者：1 件、投資運用業者：1 件、投資助言・代理業者：2 件))
指標⑨ 無登録業者等に係る裁判所への申立て件数<内容・件数>		

7 年度実績	・ 申立て件数：2 件 (うち、無登録営業（ファンドの募集、売買の媒介及び運用）の禁止等：1 件、無登録営業（ファンドの募集の取扱い、投資一任契約の締結の媒介）の禁止等：1 件)
指標⑩ デジタルフォレンジックの実施状況＜調査・検査件数＞	
7 年度実績	・ デジタルフォレンジックを実施した調査・検査件数：41 件

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	B（相当程度進展あり）
	【判断根拠】 幅広く収集した有用な情報を活用し、取引審査を実施したほか、不正アクセス行為を手段とした不公正取引について、日本取引所自主規制法人等から情報を収集し、分析等を行った結果、刑事告発に至りました（測定指標①②）。 証券モニタリングの適切な実施に加え、検査終了件数ベースで令和 6 年度と同水準の検査を実施し、問題が認められた場合には、行政処分勧告等を行ったほか、投資者被害事案に対し積極的に取り組みました（測定指標③⑥）。 不公正取引や開示規制違反について迅速に対応し、適切に課徴金納付命令勧告を行ったほか、重大・悪質事案についての的確に告発を行うなど厳正に対応しました（測定指標④⑤）。 また、市場を取り巻く環境変化等を踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新タイプの事案等に対応しました（測定指標⑦）。 法令違反・不適切行為の未然防止や、情報提供窓口・自主規制機関等を通じた一層の情報収集の観点から、情報発信の強化に取り組み、各種事例集を公表するとともに、市場参加者等との意見交換会等、講演及び寄稿を実施しました（測定指標⑧）。 デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化及び財務局との協働・連携の推進に取り組みました（測定指標⑨⑩）。 不公正取引等の違反事案への抑止力をより一層高めていく観点から、インサイダー取引規制の対象や、課徴金水準等の見直し、証券取引等監視委員会による効果的な検査等の実施に向けた措置を講ずる「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」を第 221 回国会に提出し（令和 8 年 4 月）、同国会において成立しました（令和 8 年 7 月）。 また、インサイダー取引規制上の「親会社」を（有価証

	券報告書等の記載に依拠せず)「他の会社の意思決定機関を支配している会社」とする政令・内閣府令改正を行いました(令和8年5月)(測定指標⑪)。 また、インサイダー取引規制上の「親会社」を(有価証券報告書等の記載に依拠せず)「他の会社の意思決定機関を支配している会社」とする政令・内閣府令改正を行いました。(令和8年5月)(測定指標⑪) しかしながら、金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化の中、我が国の市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資するため、中期活動方針等に基づく市場監視機能の強化に引き続き取り組む必要があることから、測定結果は「B」としました。
施策の分析	【必要性】 市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図るため、的確・適切な市場監視を実施することは、資本市場の健全な発展及び国民経済の持続的な成長に必要不可欠と考えます。 【効率性】 国内外の関係機関との連携や、機動的・弾力的なチームの編成、デジタル技術を活用した情報収集・分析や調査・検査の実施等により、効率的な市場監視を行いました。
	【有効性】 デジタル技術の活用や財務局との協働・連携を進めるとともに、自主規制機関や海外の市場監視当局等の関係機関とも連携しながら、有用情報の収集や市場の変化等の適切な把握・分析、効果的・効率的な調査・検査を通じた市場監視を行いました。
	【今後の課題】 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に加え、今後生じうる新たな環境変化に対応するため、市場監視機能の一層の充実に向けて引き続き取り組んでいきます。 【施策】 上記の環境変化の中で、市場に対する幅広い監視、課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査や証券検査といった行政機能の迅速な発揮、重大・悪質な事案に対する厳正な対処等の市場監視機能を引き続き適時適切に活用していきます。 【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価	
① 市場監視に係る取組	・証券取引等監視委員会の市場監視業務にとって情報は要であり、市場全体について幅広く有用な情報を収集しました。 ・市場監視の過程で得られた有用な情報や知見を集約・分析・蓄積し、市場監視全般に多面的・複線的に活用しました。 ・市場や上場企業、金融商品取引業者等の市場関係者を取り巻く環境変化

や制度見直し等を踏まえつつ、新たな商品・取引や監視の目の行き届きにくい商品等に関する分析等を行いました。

- ・証券監督者国際機構（IOSCO）等の国際的な枠組みを通じた情報共有を進め、情報収集力を強化するとともに、グローバルな市場監視に貢献しました。また、海外当局との積極的な連携を通じて、法執行事例等の情報や市場監視に係る問題意識等を共有し、市場監視に活用しました。
- ・金融商品取引業者等について、監督部局や財務局等と連携しつつ、リスクベースで検査先を選定し、顧客の最善の利益を勘案した誠実かつ公正な業務が遂行されているかなどの観点に基づく検証や問題点の指摘に努めました。また、検査の結果、問題が認められた事例については、深度ある議論を通じて、事案の全体像の把握や根本原因を究明した上で、行政処分勧告等を行うにとどまらず、実効性のある内部管理態勢の構築等を促すことにより、再発防止・未然防止につなげました。
- ・課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の迅速な実施により、不公正取引や開示規制違反の実態を解明しました。また、事案の全体像を把握し、根本原因を究明した上で、当事者等との深度ある議論を通じて、再発防止・未然防止につなげました。
- ・クロスボーダー取引に対しては、複数の海外当局と連携しつつ、事案の特質に応じた調査・検査を行い、不公正取引の実態を解明しました。
- ・違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応しました。その際、捜査・訴追当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的に行いました。
- ・一層複雑化・巧妙化する投資詐欺等について、「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」（令和 7 年 6 月公表）も踏まえ、無登録で金融商品取引業を行う者及び無届で有価証券の募集等を行う者を排除するため、裁判所への禁止命令等の申立て等に積極的に取り組みました。また、投資者被害の未然防止等に資するよう、投資者への注意喚起等の情報発信を行いました。
- ・証券監視委として過去に勧告・告発等を行った類型にも引き続き対応しつつ、市場を取り巻く環境変化等も踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等についても、積極的に対応しました。
- ・意図せざるものを含む法令違反・不適切行為の未然防止や、情報提供窓口・自主規制機関等を通じた一層の情報収集を図る観点から、個別事案や事例集の公表等において、事案の意義、内容及び問題点を明確にした、具体的で分かりやすい情報発信を行いました。
- ・市場監視業務の高度化・効率化を図るため、取引監視システム等における一層のデジタル化やデータ処理力の更なる向上を図るとともに、デジタルフォレンジック技術の一層の向上及び情報システムの高度化を推

	進しました。 ・市場の公正性・透明性の確保や投資者保護の実現には、各地において市場監視機能の一翼を担う財務局との協働・連携が不可欠であり、証券検査をはじめとする様々な分野において情報共有を進め、意思疎通を確保し、一体的な業務運営を図りました。 ・不公正取引等の違反事案への抑止力をより一層高めていく観点から、インサイダー取引規制の対象や、課徴金水準等の見直し、証券取引等監視委員会による効果的な検査等の実施に向けた措置を講ずる「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」を第 221 回国会に提出し（令和 8 年 4 月）、同国会において成立しました（令和 8 年 7 月）。 ・インサイダー取引規制上の「親会社」を（有価証券報告書等の記載に依拠せず）「他の会社の意思決定機関を支配している会社」とする政令・内閣府令改正を行いました（令和 8 年 5 月）。
--	--

施策の 予算額・執行額等	区 分		5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
	予算の状況 （百万円）	当初予算	154	153	154	166
		補正予算	▲0	1	-	-
		繰越等	-	-		
		合 計	154	154		
	執行額（百万円）		117	111		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和 8 年 6 月 19 日～7 月 3 日）
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標①～⑪】 ・証券取引等監視委員会中期活動方針（第 12 期）（令和 8 年 1 月 16 日公表） ・2025 事務年度金融行政方針（令和 7 年 8 月 29 日公表） ・令和 7（2025）年度証券取引等監視委員会の活動状況（令和 8 年 6 月 23 日公表） 【測定指標③、⑥】 ・令和 7 事務年度証券モニタリング基本方針（令和 7 年 8 月 1 日公表） 【測定指標⑧】 ・金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～（令和 8 年 6 月 23 日公表） ・証券モニタリング概要・事例集（令和 7 年 8 月 1 日公表） ・令和 7 年度開示検査事例集（令和 8 年 6 月 23 日公表）
---------------------------	---

担当部局名	証券取引等監視委員会事務局 総務課、情報解析室、IT 戦略室、市場分析審査課、国際取引等分析室、証券検査課、取引調査課、国際取引等調査室、開示検査課、特別調査課 総合政策局 総務課審判手続室 監督局 証券課 企画市場局 市場課、企業開示課
政策評価実施時期	令和 8 年 8 月

令和7年度 実績評価書

金融庁令 7(横断的施策一1)

施策名	デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応
施策の概要	デジタル技術による金融サービスの健全な発展が、我が国の社会課題の解決等に寄与するよう、官民の連携の強化等を図る。また、欧米などのグローバルな動向を踏まえつつ、我が国における金融サービス等のイノベーションの活性化や信頼ある提供に資するような政策を進める。
達成すべき目標	デジタル技術を用いた金融サービスの変革への対応を実施することにより、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大、以下同じ）を図ること。
目標設定の考え方・根拠	金融行政の目標を実現するため、暗号資産取引等の健全な発展や、決済の高度化・効率化や金融機関における AI の利活用の後押しなどを含むその他のフィンテック等の新たな展開に向け、デジタル技術を用いた金融サービスの変革への対応を実施する必要がある。 【根拠】 ・経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） ・2025 事務年度金融行政方針（令和 7 年 8 月 29 日）等

測定指標	
指標① 暗号資産に巡る制度のあり方に関する検討	【達成】
7 年度目標	測定指標に係る議論について金融審議会で検討に取り組むこと
7 年度実績	金融審議会において、暗号資産が国内外の投資家から投資対象と位置付けられている状況を踏まえ、イノベーション促進の観点にも留意しながら、利用者保護を図るための必要な制度整備を検討し、報告書を取りまとめました（令和 7 年 12 月）。当該報告書の内容も踏まえ、「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」を第 221 回国会に提出し（令和 8 年 4 月）、同国会において成立しました（令和 8 年 7 月）
指標② ステ이블コインの活用に向けた取組	【達成】
7 年度目標	測定指標に関する所要の取組の実施
7 年度実績	- 円建てステ이블コインの活用を検討する民間事業者等との丁寧かつ深度あるコミュニケーションを行いました。 - 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の創設や信託型ステ이블コインの裏付け資産の管理・運用の柔軟化等について措置した令和 7 年

	改正資金決済法について、関係政府令等の整備を行い、令和 8 年 6 月に施行しました。 ・事業者によるブロックチェーン技術の活用等による決済高度化の取組を後押しするため、「Fintech 実証実験ハブ」内に「決済高度化プロジェクト」（PIP: Payment Innovation Project）を立ち上げ、3 メガバンクによる円建てステーブルコインの共同発行と活用事例への支援を開始しました。	
指標③ 決済・取引インフラの高度化に向けた検討		【達成】
7 年度目標	具体的な検討推進	
7 年度実績	・昨今のデジタル化の進展や海外決済システムの動向を踏まえつつ、我が国の決済の更なる高度化に向けた取組を進めました。 例えば、事業者によるブロックチェーン技術の活用等による決済高度化の取組を後押しするため、「Fintech 実証実験ハブ」内に「決済高度化プロジェクト」（PIP: Payment Innovation Project）を立ち上げ、3 メガバンクによるステーブルコインの共同発行とクロスボーダー送金への活用、ブロックチェーンを活用した証券の権利移転とステーブルコイン決済の同時実現、トークン化預金の銀行間移転における決済の円滑化の取組への支援を開始しました。 また、全銀ネットに設置された「資金決済システムの将来像に関するスタディグループ」において、我が国の資金決済システムの将来像について様々な関係者と多面的・多角的な視点で議論を行いました。本スタディグループにおいては、新たな決済システムを構築することが合理的となり得るとの認識が共有され、そうした方向性の下、関係者で議論を行い、持続可能かつ競争力のある「新たな決済システム」の構築に向けた主要論点及び検討結果が取りまとめられました。	
指標④ FinTech サポートデスクや FinTech 実証実験ハブを通じたフィンテック事業者等に対する支援		【達成】
7 年度目標	FinTech サポートデスクで受け付けた相談や、FinTech 実証実験ハブで支援を決定した案件について、内容・ニーズに応じた的確に対応	
7 年度実績	・新たな金融サービスの育成普及に向けて、フィンテック事業者や金融機関に対する支援を継続的に実施しました。 ・事業者によるブロックチェーン技術の活用等による決済高度化の取組を後押しするため、「Fintech 実証実験ハブ」内に「決済高度化プロジェクト」（PIP: Payment Innovation Project）を立ち上げ、3 メガバンクによるステーブルコインの共同発行とクロスボーダー送金への活用、ブロックチェーンを活用した証券の権利移転とステーブルコイン決済の同時実現、トークン化預金の銀行間移転における決済の円滑化の取組への支援を開始しました。（再掲）	
指標⑤ [主要]国内外のフィンテック事業者や投資家等の連携・協働に向けたネットワーキングの機会創出		【達成】
7 年度目標	測定指標に関するシンポジウム・イベントの開催	

	7 年度実績	・国内外で開催されるフィンテックイベントへの参加、登壇を通じて、海外金融当局やフィンテック事業者との連携を強化しました。 ・「Japan Fintech Week 2026」やミートアップの開催等を通じて、国内外のフィンテック事業者と国内金融機関との連携強化に向けた支援を行いました。
指標⑥ AI やフィンテックに関する調査研究		【達成】
	7 年度目標	測定指標に関する調査研究の実施
	7 年度実績	・暗号資産関連業者におけるサイバーセキュリティの課題と対策に関する研究調査を実施し、監督・指導にあたっての知見の取得や国際的議論における論点整理に貢献しました。 ・令和 7 年 3 月に公表した AI ディスカッションペーパー（第 1.0 版）を踏まえ、令和 7 年 6 月～12 月に「金融庁 AI 官民フォーラム」を開催し、AI 利活用の状況、AI に関連するリスクマネジメント・ガバナンスの取組事例、規制の適用関係の明確化を必要とする場面等に関し、ディスカッションを行いました。AI 官民フォーラムで得られた知見を基に、本文書にアップデートを加え、令和 8 年 3 月に第 1.1 版として改訂しました。
指標⑦ 金融行政への活用を前提とした、アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組		【達成】
	7 年度目標	アカデミアと連携したデータ分析の実施
	7 年度実績	・金融行政上の重要な諸課題について、学者等と連携してデータ等を活用しつつ分析・研究を実施しました。例えば、金融市場及び金融行政に関する学術と実務の先端的知見の蓄積等を目的として、国立大学法人東京大学と締結した連携協力に関する基本協定に基づき、データ等を分析し、研究プロジェクトを進め、研究成果報告書を公表しました。アカデミアとの連携協定に基づいて、東京大学と共催してシンポジウムを開催しました。また、アカデミアとの更なる連携強化に向けて、一橋大学と連携協力に関する基本協定を締結し、データ等を活用した分析・研究プロジェクトの推進に向けて検討をしました。
参考指標		
指標① FinTech サポートデスクの受付状況		
	7 年度実績	・令和 7 年度においては 210 件の相談を受け付け、平均回答日数 5 営業日以内を維持するなど、引き続き、新規事業実施の支援に精力的に取り組みました。
指標② FinTech 実証実験ハブの支援実施状況		
	7 年度実績	・令和 7 年度においては、「決済高度化プロジェクト」（PIP: Payment Innovation Project）を含め、新たに、4 件の支援を決定しました。

評価結果

目標達成度合いの測定結果	A（目標達成）
	【判断根拠】 金融審議会において、暗号資産が国内外の投資家から投資対象と位置付けられている状況を踏まえ、イノベーション促進の観点にも留意しながら、利用者保護を図るための必要な制度整備を検討し、報告書を取りまとめた（令和7年12月）。当該報告書の内容も踏まえ、「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」を第221回国会に提出し（令和8年4月）、同国会において成立しました（令和8年7月）（測定指標①）。 円建てステーブルコインの活用を検討する民間事業者等との丁寧かつ深度あるコミュニケーションを行いました（測定指標②）。 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の創設や信託型ステーブルコインの裏付け資産の管理・運用の柔軟化等について措置した令和7年改正資金決済法について、関係政府令等の整備を行い、令和8年6月に施行しました（測定指標②）。 事業者によるブロックチェーン技術の活用等による決済高度化の取組を後押しするため、「Fintech 実証実験ハブ」内に「決済高度化プロジェクト」（PIP: Payment Innovation Project）を立ち上げ、3メガバンクによる円建てステーブルコインの共同発行と活用事例への支援を開始しました（測定指標②）。 昨今のデジタル化の進展や海外決済システムの動向を踏まえつつ、我が国の決済の更なる高度化に向けた取組を進めました。例えば、事業者によるブロックチェーン技術の活用等による決済高度化の取組を後押しするため、「Fintech 実証実験ハブ」内に「決済高度化プロジェクト」（PIP: Payment Innovation Project）を立ち上げ、3メガバンクによるステーブルコインの共同発行とクロスボーダー送金への活用、ブロックチェーンを活用した証券の権利移転とステーブルコイン決済の同時実現、トークン化預金の銀行間移転における決済の円滑化の取組への支援を開始しました。また、全銀ネットに設置された「資金決済システムの将来像に関するスタディグループ」において、我が国の資金決済システムの将来像について様々な関係者と多面的・多角的な視点で議論を行いました。本スタディグループにおいては、新たな決済システムを構築することが合理的となり得るとの認識が共有され、そうした方向性の下、関係者で議論を行い、持続可能かつ競争力のある「新たな決済システム」の構築に向けた主要論点及び検討結果が取りまとめられました（測定指

標③)。

新たな金融サービスの育成普及に向けて、フィンテック事業者や金融機関に対する支援を継続的に実施しました(測定指標④)。

事業者によるブロックチェーン技術の活用等による決済高度化の取組を後押しするため、「Fintech 実証実験ハブ」内に「決済高度化プロジェクト」(PIP: Payment Innovation Project)を立ち上げ、3メガバンクによるステーブルコインの共同発行とクロスボーダー送金への活用、ブロックチェーンを活用した証券の権利移転とステーブルコイン決済の同時実現、トークン化預金の銀行間移転における決済の円滑化の取組への支援を開始しました(測定指標④)。

国内外で開催されるフィンテックイベントへの参加、登壇を通じて、海外金融当局やフィンテック事業者との連携を強化しました(測定指標⑤)。

「Japan Fintech Week 2026」やミートアップの開催等を通じて、国内外のフィンテック事業者と国内金融機関との連携強化に向けた支援を行いました(測定指標⑤)。

暗号資産関連業者におけるサイバーセキュリティの課題と対策に関する研究調査を実施し、監督・指導にあたっての知見の取得や国際的議論における論点整理に貢献しました(測定指標⑥)。

令和7年3月に公表したAIディスカッションペーパー(第1.0版)を踏まえ、令和7年6月～12月に「金融庁AI官民フォーラム」を開催し、AI利活用の状況、AIに関連するリスクマネジメント・ガバナンスの取組事例、規制の適用関係の明確化を必要とする場面等に関し、ディスカッションを行いました。AI官民フォーラムで得られた知見を基に、本文書にアップデートを加え、令和8年3月に第1.1版として改訂しました(測定指標⑥)。

アカデミアとの連携強化の一環として、データ分析等を用いた学術的成果を得るための取組に関して、金融行政上の重要な諸課題について、学者等と連携して金融庁等の保有するデータ等を活用しつつ分析・研究を行うこと等を通じて、学術研究の発展に貢献し、金融行政の高度化につなげました。また、研究成果について報告書を公表しました。さらに、アカデミアとの更なる連携強化に向けて、一橋大学と連携協力に関する基本協定を締結し、データ等を活用した分析・研究プロジェクトの推進に向けて検討を進めました(測定指標⑦)

以上の通り、令和7年度に設定した全ての測定指標で目標を達成したため、「A」としました。

施策の分析	【必要性】 金融行政の目標を実現するため、暗号資産取引等の健全な発展や、決済の高度化・効率化や金融機関における AI の利活用の後押しなどを含むその他のフィンテック等の新たな展開に向け、デジタル技術を用いた金融サービスの変革への対応を実施する必要があります。 【効率性】 庁内だけではなく、事業者や海外金融当局、アカデミアなどの外部との連携を通じて、デジタル技術を用いた金融サービスの変革への対応を効率的に進めることができましたと考えています。
	【有効性】 デジタル技術を用いた金融サービスの変革等の環境変化の中で、利用者保護を確保しながら、イノベーションを促進しやすい環境を整備すること及び、新たな金融サービスの育成普及に向けたフィンテック事業者や金融機関に対する後押しを行うことは、デジタル技術を用いた金融サービスの変革への対応に有効であったと考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 デジタル技術による金融サービスの健全な発展が、我が国の社会課題の解決等に寄与することに資するような政策を進めるためには、様々な事業者等と密に意見交換を行い、取り組むべき課題の特定とその解決に努めていくことが必要です。 【施策】 上記を踏まえ、デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応を講じるため、引き続き取組を進めていきます。 【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価	
① 暗号資産取引等の健全な発展に向けた対応	・暗号資産が国内外の投資家から投資対象と位置付けられている状況を踏まえ、金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」において、暗号資産を巡る制度の在り方について検討を行い、報告書を取りまとめ公表しました（令和 7 年 12 月）。同報告書等を踏まえ、暗号資産取引に係る規制の資金決済法から金融商品取引法への移管や無登録業者等への対応の強化、情報公表規制の整備、暗号資産交換業者への規制の強化、インサイダー取引規制の創設を含む不公正取引規制の強化等を内容とする「金融商品取引法及び資金決済法に関する法律の一部を改正する法律案」を第 221 回国会に提出し（令和 8 年 4 月）、同国会において成立しました（令和 8 年 7 月）。 ・令和 8 年度税制改正において、金融商品取引法等の改正を前提に、一

	定の暗号資産取引から生じる所得を分離課税とすること等が措置されました。 ・暗号資産交換業者等に対する資産の国内保有命令、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の創設等について、関係政府令等の整備を行い、令和8年6月に施行しました。 ・新設された電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関する事務ガイドラインの作成を行いました。 ・FSB ハイレベル勧告及び IOSCO 勧告等を踏まえて、グローバルに一貫した形で実効的に規制監督枠組みが実施されるように、引き続き、国際的な議論に貢献していくとともに、海外当局と連携しました。 ・暗号資産交換業者等のサイバーセキュリティをさらに強化するため、個別業者の自助の取組及び業界全体の共助の取組を促すとともに、公助の観点から一定の支援策を講じることとし、取組方針として公表しました。
② その他のフィンテック等の新たな展開に向けた対応	【決済の高度化・効率化】 ・円建てステーブルコインの活用を検討する民間事業者等との丁寧かつ深度あるコミュニケーションを行いました。 ・新たな金融サービスの育成・普及に向けて、FinTech サポートデスクや FinTech 実証実験ハブ等を通じて、事業者の健全なイノベーションを推進しました。 ・事業者によるブロックチェーン技術の活用等による決済高度化の取組を後押しするため、「Fintech 実証実験ハブ」内に「決済高度化プロジェクト」（PIP: Payment Innovation Project）を立ち上げ、3メガバンクによるステーブルコインの共同発行とクロスボーダー送金への活用、ブロックチェーンを活用した証券の権利移転とステーブルコイン決済の同時実現、トークン化預金の銀行間移転における決済の円滑化の取組への支援を開始しました。 ・ステーブルコインの円滑な発行・流通に向けた環境整備が進むよう、仲介業である電子決済手段等取引業及び電子決済等取扱業の登録審査に関し、希望事業者との対話を円滑に実施するなど、迅速かつ適切な登録審査を進めました。 ・「手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会」（事務局：全国銀行協会）において金融機関の手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた対応状況を把握するとともに、他省庁や金融機関関係団体との連携、金融機関や事業者への周知活動等の取組を強化し、金融業界の自主行動計画の着実な進展を後押ししました。 ・昨今のデジタル化の進展や海外決済システムの動向を踏まえつつ、我が国の決済システムの更なる高度化に向けた検討を進めました。その

うえで、全銀ネットに設置された「資金決済システムの将来像に関するスタディグループ」において、我が国の資金決済システムの将来像について様々な関係者と多面的・多角的な視点で議論を行いました。本スタディグループにおいては、新たな決済システムを構築することが合理的となり得るとの認識が共有され、そうした方向性の下、関係者で議論を行い、持続可能かつ競争力のある「新たな決済システム」の構築に向けた主要論点及び検討結果が取りまとめられました。

- ・CBDCについて、関係府省庁・日本銀行連絡会議等の場において、引き続き、議論に貢献しました。
- ・金融機関における従業員のマイナンバーカードの取得に加え、利活用についても促進するとともに、金融機関における公的個人認証の活用促進を図るため、業界団体等への周知依頼等を実施しました。
- ・信託型ステーブルコインの裏付け資産の管理・運用の柔軟化、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の創設（再掲）、外国発行の信託型ステーブルコインに関する規制の明確化、国境を跨ぐ収納代行に対する資金移動業の規制の適用、資金移動業者に係る資産保全方法の多様化等について、関係政府令等の整備を行い、令和8年6月に施行しました。

【事業者支援・国際シンポジウム】

- ・新たな金融サービスの育成・普及に向けて、FinTech サポートデスクやFinTech 実証実験ハブ等を通じて、事業者の健全なイノベーションを推進しました。（再掲）
- ・事業者によるブロックチェーン技術の活用等による決済高度化の取組を後押しするため、「Fintech 実証実験ハブ」内に「決済高度化プロジェクト」（PIP: Payment Innovation Project）を立ち上げ、3メガバンクによるステーブルコインの共同発行とクロスボーダー送金への活用、ブロックチェーンを活用した証券の権利移転とステーブルコイン決済の同時実現、トークン化預金の銀行間移転における決済の円滑化の取組への支援を開始しました。（再掲）
- ・海外フィンテックカンファレンスへの参加や各国当局者との意見交換のほか、ミートアップやヒアリング、国内外のフィンテックカンファレンスへの参加等を通じて、フィンテックに係る技術・ビジネス動向の把握に努めました。
- ・多数の主催者のフィンテック関連イベントから成る「Japan Fintech Week 2026」や、「FIN/SUM」を開催し、国内外のフィンテック事業者等ステークホルダーとの連携強化に向けた支援を継続しました。
- ・AI 及びブロックチェーン技術等の活用可能性や課題に係る調査・研究

を実施し、分散型金融システムの健全の発展に貢献していくほか、国際的なカンファレンス等への積極的な参加を通じて、国際的な議論への貢献を継続しました。

- ・アカデミアと連携し、データ分析等を用いた金融行政課題に関する調査研究を行い、研究成果報告書を公表しました。

【AI】

- ・令和7年3月に公表したAI ディスカッションペーパー（第1.0版）を踏まえ、令和7年6月～12月に「金融庁 AI 官民フォーラム」を開催し、AI 利活用の状況、AI に関連するリスクマネジメント・ガバナンスの取組事例、規制の適用関係の明確化を必要とする場面等に関し、ディスカッションを行いました。AI 官民フォーラムで得られた知見を基に、本文書にアップデートを加え、令和8年3月に第1.1版として改訂しました。
- ・AI を活用し、当庁における金融セクターや金融機関のリスクの分析及び金融機関のモニタリングの高度化に取り組み、その分析結果の一部を「FSA Analytical Notes－金融庁データ分析事例集－」として公表しました。
- ・FSB、BCBS、IAIS、IOSCO、IFIAR 等の国際会議において、AI リスクや活用に関する議論が行われているところ、国内動向を踏まえた意見発信を行うとともに国際的な議論の国内への還元を行いました。

施策の 予算額・執行 額等	区 分		5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	69	80	81	88
		補正予算	8	9	10	-
		繰越等	-	▲8		
		合 計	77	81		
	執行額（百万円）		60	75		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和8年6月19日～7月3日）
-----------------	-----------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標⑥】
	・ステーブルコインの健全な発展に向けた分析調査研究報告書（令和7年6月30日公表） ・「AI ディスカッションペーパー（第1.1版）」（令和8年3月3日公表） ・「金融領域における大規模言語モデルの評価の進展と Retrieval-Augmented Generation による精度向上に向けた取り組み」（令和7年

	1 月公表)
担当部局名	総合政策局 総合政策課、研究開発室、国際室、暗号資産・ブロックチェーン・イノベーション参事官室、資金決済参事官室、マクロ・データ分析監理官室 企画市場局 信用制度参事官室、市場課 監督局 総務課、銀行第一課
政策評価実施 時期	令和 8 年 8 月

令和 7 年度 実績評価書

金融庁令 7(横断的施策－2)

施策名	サステナブルファイナンスの推進
施策の概要	サステナブルファイナンスを推進するため、企業開示の充実、市場機能の発揮、金融機関の機能発揮等を促す。
達成すべき目標	サステナブルファイナンスの推進を通じ、GXを含む経済・社会の変革・成長を金融面から支援する取組を幅広く支援するとともに、関係省庁・地方公共団体・民間事業者と連携し、我が国の様々な取組・貢献について、国際的に積極的な発信を行う
目標設定の考え方・根拠	気候変動などの社会・環境課題の重要性が増す中、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）の推進が不可欠となっている。 【根拠】 ・経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） ・サステナブルファイナンス有識者会議第五次報告書（令和 7 年 6 月 30 日公表）

測定指標		
指標① [主要]企業開示の充実		【達成】
7 年度目標	企業のサステナビリティ開示の充実と信頼性の確保	
7 年度実績	・ISSB のサステナビリティ開示基準設定に対し、SSBJ 等の関係者と連携しながら、国際的な議論への参画や意見発信などの取組を進めました。具体的には、人的資本に関する ISSB のリサーチプロジェクトについて、投資家のニーズを充足した基準開発に貢献すべく、人的資本可視化指針（改訂版）を英訳し、意見発信を行うなど、国内の関係者と連携しながら、国際的な議論への参画を進めました。【再掲（施策Ⅲ－2）】 ・東証プライム市場上場会社の全部又は一部を対象に、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が定めるサステナビリティ開示基準と機能的な整合性が確保された国内基準に基づく開示を義務付けること、当該開示に対する第三者保証を義務付けること等について検討を進めました。 ・第三者保証に関しては、より詳細に議論を行うため、令和 7 年 2 月、「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」の下に「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」を新たに設置し、サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方等について議論を行い、検討を進め、金融審議会「サステナビリティ	

	情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」中間論点整理（令和7年7月17日公表）及び金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」報告（令和8年1月8日公表）を取りまとめました。 ・当該中間論点整理を踏まえ、一定規模以上の東証プライム市場上場会社に対してSSBJ基準の適用を義務付けるため、内閣府令の改正を行いました（令和8年2月20日公布・施行）。【再掲（施策Ⅲ－2）】 ・また、当該報告の提言を踏まえ、「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出し（令和8年4月）、同国会において成立しました（令和8年7月）。【再掲（施策Ⅲ－2）】 ・このほか、第三者保証に関しては、同報告書の提言を踏まえ令和8年4月、企業会計審議会の下に「国際基準と整合性が確保された基準のあり方について必要な審議・検討を行うこと」を審議項目としたサステナビリティ情報保証部会を設置し、同部会において国際基準と同等な保証基準等のあり方等について幅広い観点から議論を行いました。 ・有価証券報告書におけるコーポレートガバナンス及びサステナビリティ開示等の好事例を取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集2025」を公表しました（令和7年12月公表、令和8年3月最終更新）。また、記載内容の適正性の確保に努めるため、有価証券報告書レビューを実施し、識別された課題及び留意事項等並びにサステナビリティや政策保有株式等に関する開示の課題対応にあたって参考となる開示例集の公表を行いました（令和8年3月）。あわせて、企業等に対する開示充実のためのセミナー等に参加し、取組の発信を行いました。【再掲（施策Ⅲ－2）】	
指標②　【主要】市場機能の発揮		【達成】
7年度目標	透明性の高いデータ基盤の整備	
7年度実績	・文部科学省・農林水産省・国土交通省・環境省と共同で「気候変動関連データ活用と適応に関する実践パネル」を開催し、データの利活用を含む関係者の取組事例や課題感等を共有しつつ、協働の可能性等を議論すべく、検討を進めました。 ・「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」の受入れを表明した評価機関等リストを更新・公表しました（令和6年7月・令和7年2月）。また、「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」に賛同したESG評価・データ提供機関における態勢整備の状況等について実態把握を行い、さらなる対応の要否等について検討を行いました。	
指標③　【主要】金融機関の機能発揮		【達成】
7年度目標	金融機関による脱炭素に向けた企業支援等の推進	

7 年度実績	・リソースやノウハウ等が不足する中堅・中小企業における脱炭素の取組を支援するため、関係省庁と連携し、補助事業の展開支援等を進めました。 ・「カーボン・クレジットの取扱いに関するQ&A」を改訂し、GX リーグにおける超過削減枠が、各業法の業務範囲規制における算定割当量「その他これに類似するもの」に該当する旨等を明確化しました（令和 6 年 6 月）。 ・カーボン・クレジット取引の透明性・健全性の確保に向けて、各種論点に係る制度・論点の調査を行いました。 ・「アジア GX コンソーシアム」における議論内容について、令和 6 年 10 月にハイレベル対面会合を行い、トランジション・ファイナンスの推進に取り組みました。 ・国際会議への参加を含む幅広い情報収集を通じて、国内外の関係当局及び金融機関における脱炭素に向けた役割や取組の動向を把握するとともに、それを基に国際会議の場において、日本のアプローチや考え方の反映に取り組みました。 ・NGFS シナリオに関する調査を行い、解説文書を公表しました。
指標④ [主要] その他の横断的課題	
【達成】	
7 年度目標	インパクト投資の実践・拡大
7 年度実績	・「インパクトコンソーシアム」において、以下の 4 つの分科会を開催し、参加者の自主的な課題設定・議論を軸とし、特に官民が協働して議論を進めることが有効な事項について議論を行いました。 ✓ データ・指標分科会：事業者・投資家から関心の高い 3 分野（環境・ヘルスケア・インフラ）に関わるデータ・指標について、既存のデータベース・省庁の公表物等をもとに、民間事業者等の具体的な取組事例等とも紐づけた「インパクト指標集」の策定を行いました。 ✓ 市場調査・形成分科会：上場市場におけるインパクト投資やインパクト評価を企業価値向上につなげる企業戦略のあり方についてとりまとめました。 ✓ 地域・実践分科会：地域でのインパクト投資に係るファイナンス手法の事例共有やフィールドワークを通じ、地域におけるインパクト投資の機運醸成・裾野拡大のあり方について議論を行いました。 ✓ 官民連携促進分科会：インパクトスタートアップと地方公共団体の連携による社会課題の解決の促進のあり方についてとりまとめました。

評価結果	
目標達成度合い	A（目標達成）

の測定結果	【判断根拠】 改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」（5年1月施行）を踏まえた対応を行う等、企業におけるサステナビリティ情報開示の充実を図りました（測定指標①）。また、「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」の受入れを表明した評価機関等リストを更新・公表するとともに、海外規制動向の調査・市場関係者からの本規範への遵守状況のヒアリング事項等の実態把握調査を取りまとめた報告書、市場関係者の好事例・課題事例を整理した対応事例集を公表しました（測定指標②）。加えて、カーボン・クレジット取引の透明性・健全性の確保に向けて、各種論点に係る制度・論点の調査や「アジア GX コンソーシアム」を通じたトランジション・ファイナンスの推進等、金融機関による脱炭素に向けた企業支援等を推進しました（測定指標③）。さらに、「インパクトコンソーシアム」において地域の取組事例や投資手法をとりまとめる等、インパクト投資の実践・拡大を図りました（測定指標④）。 上記の結果のとおり、主要な測定指標において目標を達成したため、「A」としました。
施策の分析	【必要性】 国際動向も踏まえつつ、気候変動をはじめとした環境・社会の課題への対応において金融の役割への期待が高まっており、日本のサステナブルファイナンス推進に向けて対応を更に進める必要があると考えています。 【効率性】 サステナブルファイナンスの推進に係る取組については、検討会等での議論を整理し、関係省庁と密接に連携を図ることで効率的な業務実施を行いました。 【有効性】 サステナブルファイナンスの推進は、金融を通じて社会経済の解決を促すことで、わが国経済の持続可能性向上に有効であると考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 経済社会の持続可能性確保に向けた取組の重要性は高まっており、サステナブルファイナンスについて一層の推進が必要です。 【施策】 サステナブルファイナンスを推進するため、企業開示の充実を図り、トランジション・ファイナンスやインパクト投資等について議論を深めるなど、包括的に施策を進めていきます。 【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じ指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価	
① 企業のサステナビリティ開示の充実と信頼性の確保	・企業の負担とのバランスにも配慮しつつ、一定の東証プライム上場会社に対し、SSBJ 基準に従ったサステナビリティ情報の開示を求めるため、

	内閣府令の改正を行いました（令和 8 年 2 月 20 日公布・施行）。【再掲（施策Ⅲ－2）】 ・企業に対し、企業戦略と関連付けた人材戦略やそれを踏まえた給与・報酬の考え方等の開示を求めるため、内閣府令の改正を行いました（令和 8 年 2 月 20 日公布・施行）。また、人的資本開示を行う場合に、どのような開示が企業と投資家の建設的な対話に有用であると考えられるかといった観点を中心に、人的資本可視化指針を改訂しました。【再掲（施策Ⅲ－2）】 ・ISSB のサステナビリティ開示基準設定に対し、SSBJ 等の関係者と連携しながら、国際的な議論への参画や意見発信などの取組を進めました。具体的には、人的資本に関する ISSB のリサーチプロジェクトについて、投資家のニーズを充足した基準開発に貢献すべく、人的資本可視化指針（改訂版）を英訳し、意見発信を行うなど、国内の関係者と連携しながら、国際的な議論への参画を進めました。【再掲（施策Ⅲ－2）】 ・令和 8 年度当初予算において、国際監査・保証基準審議会（IAASB）及び国際会計士倫理基準審議会（IESBA）を監視する公益監視委員会（PIOB）に対する拠出を通じ、監査に関する国際的な基準設定及びサステナビリティ情報の信頼性を確保するための第三者による保証に関する国際的な基準設定に貢献しました。【再掲（施策Ⅲ－2）】 ・有価証券報告書におけるコーポレートガバナンス及びサステナビリティ開示等の好事例及び有価証券報告書レビューの審査結果等を取りまとめて公表しました。あわせて、企業等に対する開示充実のためのセミナー等に参加し、取組の発信を行いました。【再掲（施策Ⅲ－2）】
② 透明性の高いデータ基盤の整備	・文部科学省・農林水産省・国土交通省・環境省と共同で「気候変動関連データ活用と適応に関する実践パネル」を開催し、データの利活用を含む関係者の取組事例や課題感等を共有しつつ、協働の可能性等を実践的に議論しました。 ・「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」の受入れを表明した評価機関等リストを原則、半期毎に更新・公表しました。また、「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」に賛同した ESG 評価・データ提供機関における態勢整備の状況等について実態把握を行い、さらなる対応の要否等について検討を行いました。
③ 金融機関による脱炭素に向けた企業支援等の促進	・リソースやノウハウ等が不足する中堅・中小企業における脱炭素の取組を支援するため、関係省庁と連携し、補助事業の展開支援等を進めました。 ・カーボン・クレジット取引の透明性・健全性の確保に向けて、各種論点

	に係る制度・論点の調査を行いました。 ・「アジア GX コンソーシアム」における議論内容について、令和 7 年 10 月にハイレベル対面会合を行い、トランジション・ファイナンスを推進しました。 ・国際会議への参加を含む幅広い情報収集を通じて、国内外の関係当局及び金融機関における脱炭素に向けた役割や取組の動向を把握するとともに、それを基に国際会議の場において、日本のアプローチや考え方の反映に取り組みました。 ・NGFS シナリオに関する調査を行い、解説文書を公表しました。
④ インパクト投資の実践・拡大	・「インパクトコンソーシアム」において、以下の 4 つの分科会を開催し、参加者の自主的な課題設定・議論を軸とし、特に官民が協働して議論を進めることが有効な事項について議論を行いました。 ① データ・指標分科会：事業者・投資家から関心の高い 3 分野（環境、ヘルスケア、インフラ）に関わるデータ・指標について、既存のデータベース・省庁の公表物等をもとに、具体的な取組事例等と紐づけつつ、「インパクト指標集」の策定を行いました。 ② 市場調査・形成分科会：上場市場におけるインパクト投資やインパクト評価を企業価値向上につなげる企業戦略のあり方について議論を行いました。 ③ 地域・実践分科会：地域でのインパクト投資に係るファイナンス手法の事例共有やフィールドワークを通じ、地域におけるインパクト投資の機運醸成・裾野拡大のあり方について議論を行いました。 ④ 官民連携促進分科会：インパクトスタートアップと地方公共団体の連携による社会課題の解決の促進について議論を行いました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	38	31	67	35
		補正予算	147	140	129	-
		繰越等	▲47	▲138		
		合 計	139	34		
	執行額（百万円）		170	73		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和 8 年 6 月 19 日～7 月 3 日）
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・サステナブルファイナンス有識者会議 【測定指標①】 ・金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワ
---------------------------	--

	ーキング・グループ」中間論点整理の公表について（令和7年7月17日公表） ・金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」報告の公表について（令和8年1月8日公表） ・「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等の公布及びパブリックコメントの結果について（令和8年2月20日公表） ・「記述情報の開示の好事例集 2025」（令和7年12月25日公表、令和8年3月27日最終更新） ・有価証券報告書レビュー及び大量保有報告書等のレビューについて（令和8年度） 【測定指標②】 ・「第1回 気候変動関連データの活用と適応に関する実践パネル」の開催について ・「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」の受入れを表明した評価機関等リストの公表について（令和6年12月31日時点） ・「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」への市場関係者における対応状況等に関する実態把握調査結果について（令和8年6月30日） 【測定指標③】 ・カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会 ・「海外におけるカーボン・クレジット等の実態把握等に関する調査」報告書の公表について（令和8年6月19日） ・「アジア GX コンソーシアム」ハイレベル会合 2025 の開催について（令和7年10月24日） ・「NGFS（気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク）の長期シナリオ（第5版）および短期シナリオに関する調査」報告書の公表について（令和8年3月24日） 【測定指標④】 ・インパクトコンソーシアム
--	--

担当部局名	総合政策局 総合政策課、総務課国際室 企画市場局 企業開示課
-------	--

政策評価実施時期	令和8年8月
----------	--------

令和 7 年度 実績評価書

金融庁令 7(横断的施策－3)

施策名	業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応
施策の概要	大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立のため、金融庁の業務継続計画の見直しや関係機関と連携した実践的な訓練の実施により、自らの業務継続体制の強化を図るとともに、金融機関等に対しても業務継続計画の検証等により、業務継続体制の実効性の向上を促していく。近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナへの対応として、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」及び「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則」（以下これらを総称して「自然災害被災者債務整理ガイドライン」という。）の活用を促進するとともに、金融機関に対して、生活や事業の再建の支援等、金融面での対応を促していく。 また、金融機関のサイバーセキュリティ管理態勢や IT ガバナンスの有効性について、検査を含めたモニタリングを通じて検証し、サイバーセキュリティ及び IT ガバナンスの強化を促していく。
達成すべき目標	大規模災害等発生時の金融システム全体における業務継続体制の確立を図るとともに、近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナによる影響を受けた事業者等の生活や事業の再建に資すること 金融機関のサイバーセキュリティ及び IT ガバナンスの強化に向けた取組を推進すること
目標設定の考え方・根拠	「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等において、行政機能の中核を担う中央省庁には業務継続計画の策定等を通じて業務継続性の確保を図ることが求められていることを踏まえ、金融庁として、業務継続性の確保に係る取組を進める必要がある。また、大規模災害発生時において、金融サービス等の機能停止により、商取引に甚大な影響が発生する事態が生じないよう、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促す必要がある。 また、近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナによる影響を受けた事業者等の生活や事業の再建を速やかに進めることが重要である。 政府としてサイバーセキュリティに関する取組を一層強化する中、金融市場インフラや金融商品取引所を含めた金融業界全体のサイバーレジリエンス向上を図ることが重要である。 このほか、決済機能をはじめとする金融システムの維持に必要な業

	務や多くの利用者が頻繁に利用するサービスについては、サービスの中断を未然に防ぐことや、代替手段等を通じた早期復旧や影響範囲の軽減が重要である。 【根拠】 ・主要行等向けの総合的な監督指針 ・東日本大震災からの復興の基本方針（平成 23 年 7 月 29 日） ・新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定） ・政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成 26 年 3 月 28 日閣議決定） ・新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（平成 26 年 3 月 31 日） ・首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定） ・平成 30 年 7 月豪雨生活・生業再建支援パッケージ（平成 30 年 8 月 2 日） ・被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ（令和元年 11 月 7 日、2 年 7 月 30 日） ・令和 3 年 7 月 1 日からの大雨に係る支援策とりまとめ（令和 3 年 7 月 30 日） ・令和 4 年福島県沖を震源とする地震に係る支援策とりまとめ（令和 4 年 4 月 8 日） ・国土強靱化基本計画（令和 5 年 7 月 28 日閣議決定） ・被災者の生活と生業支援のためのパッケージ（令和 6 年 1 月 25 日） ・金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン（令和 6 年 10 月 4 日） ・第 1 次国土強靱化実施中期計画（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定） ・国土強靱化年次計画 2025（令和 7 年 6 月 6 日国土強靱化推進本部決定） ・2025 事務年度金融行政方針（令和 7 年 8 月 29 日）
--	---

測定指標		
指標①	〔主要〕 災害等発生時における金融行政の継続性確保のための取組	【達成】
	7 年度目標	「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」等を踏まえ金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを実施
	7 年度実績	・「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」等の実効性を検証し、非常時優先業務等マニュアルについて必要な見直しを実施しました。
指標②	〔主要〕 災害等発生時に備えた訓練	【達成】

	7 年度目標	金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施
	7 年度実績	・関係機関と連携して実践的な訓練を実施することにより、金融庁業務継続計画等の実効性を検証しました。
指標③ [主要] 業界横断の業務継続訓練の実施		【達成】
	7 年度目標	訓練の実施
	7 年度実績	・銀行業界における横断的訓練及び三市場（外国為替市場、証券市場及び短期金融市場）合同の横断的訓練を実施しました。
指標④ 自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援		【達成】
	7 年度目標	自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報
	7 年度実績	・金融機関に対し、住宅ローン等の債務を抱えた被災者の生活・事業再建の支援施策として、自然災害被災者債務整理ガイドラインの活用を促しました。 ・本ガイドラインに基づく債務整理を行う場合における弁護士等の登録支援専門家による手続支援に要する経費等の補助を行いました。 ・本ガイドラインの活用促進に関し、政府広報オンラインによる周知や金融機関等へのリーフレット配布による周知広報を実施しました。
指標⑤ 被災者からの相談を受け付ける相談ダイヤルを活用した各種災害時における被災者からの相談等の受付		【達成】
	7 年度目標	各種災害が発生した際に、被害状況等を踏まえ、必要に応じて相談ダイヤルを設置
	7 年度実績	・新たな相談ダイヤルの設置実績はないが、令和 6 年 1 月に設置した「令和 6 年能登半島地震金融庁相談ダイヤル」により、被災者等からの金融機関との取引に関する相談等を受け付けました。
指標⑥ 情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施状況		【達成】
	7 年度目標	金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供を実施
	7 年度実績	・金融庁・日本銀行において、地域金融機関・保険会社・証券会社等向けの点検票に基づく自己評価結果を収集・分析し、他の金融機関対比での位置付けや改善すべき領域に関する情報を還元することで、これらの金融機関の自主的なサイバーセキュリティの強化を促しました。
指標⑦ 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の参加金融機関数		【達成】
	7 年度目標	177 社
	7 年度実績	・金融業界全体のインシデント対応能力の更なる向上を図るため、最新のサイバー攻撃の脅威動向を反映したシナリオの下、金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall2025）を実施し、177 の金融機関が参加しました。
指標⑧ IT ガバナンス（システムの統合・更改プロジェクトの管理態勢を含む）の強化を促すモニタリングの実施		【達成】
	7 年度目標	検査やアンケート調査を含めたモニタリングの実施

7 年度実績	・金融機関の IT ガバナンスについて、検査を含めたモニタリングを通じ、その強化を促しました。また、一部の地域銀行を対象に、アンケート調査やヒアリング等による実態把握を行い、金融機関の IT ガバナンスの高度化に資する論点や参考事例を整理しました。
--------	---

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	A（目標達成） 【判断根拠】 上記測定指標に記載のとおり、全ての項目において目標を達成しており、達成すべき目標に掲げた内容を満たしていることから、評価結果は「A」としました。
施策の分析	【必要性】 金融システム全体における業務継続体制の確立、金融機関のサイバーセキュリティ及び IT ガバナンス強化(以下「業務継続体制の確立等」という。)は、金融システムの維持において重要であるため、引き続き取組を行っていく必要があります。 また、被災地の速やかな復旧・復興を進めていく観点から、「自然災害被災者債務整理ガイドライン」等の活用を促進するとともに、金融機関が被災地における取引企業のニーズへのきめ細かな対応を行うよう促していく必要があります。
	【効率性】 施策の実施において、現状を把握・分析した上で、必要性に応じて取組を実施するなど、効率的に取組を行いました。
	【有効性】 業務継続体制の確立等に係る取組は、金融庁や金融機関における対策の実効性の向上に資するなど有効であると考えています。 また、災害への対応については、自然災害による被災者の生活・事業の再建に一定の役割を果たしており、有効であると考えています。
今後の課題・ 次期目標等への 反映の方向性	【今後の課題】 業務継続体制の確立等について、金融庁や金融機関における対策の実効性の更なる向上等に向けて、これまでの取組の結果や金融を取り巻く環境の変化等を踏まえつつ、訓練・演習や金融機関との対話等の取組を継続的に実施する必要があります。 また、災害への対応については、被害の状況等に応じて、自然災害による被災者の生活・事業の再建に資する取組を、適時適切に実施する必要があります。 【施策】 上記のとおり、これまでの取組の結果や金融を取り巻く環境の変化、被害の状況等を踏まえて、必要な取組を実施します。 【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価	
① 災害等発生時における金融行政の継続性確保	・「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」等の実効性を検証し、必要な見直しを実施しました。 ・関係機関と連携して実践的な訓練を実施することにより、金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要な見直しを行いました。
② 金融機関等の業務継続体制の実効性の向上	・金融業界全体として横断的に業務継続体制の確保を図るため、取引所や金融機関等と合同で業務継続体制に係る訓練を実施しました。 ・令和6事務年度に実施したアンケート調査等を踏まえ、金融機関の災害等に係る業務継続体制の整備を引き続き促しました。
③ 災害への対応	・災害の発生時には、被災地の実情を踏まえ、財務局と緊密に連携し「金融上の措置」の要請を行う等、金融機関による迅速かつ的確な被災者支援を促しました。 ・令和6事務年度以前に発生した自然災害への対応を含め、自然災害等の影響を受けて住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった個人・個人事業主に向けて、自然災害被災者債務整理ガイドラインの周知広報を行うとともに、同ガイドラインに基づく債務整理を通じた生活・事業の再建を支援しました。 ・被災者からの相談を受け付ける相談ダイヤルを設置し、被災者等からの各種金融機関の窓口の問い合わせや金融機関等との取引に関する相談に応じました。
④ 金融機関のサイバーセキュリティ及びITガバナンス強化	・金融庁のサイバーセキュリティに関する考え方を発信するため、説明会や講演を継続的に実施しました。また、サイバー攻撃の発生状況を踏まえ、監督指針や事務ガイドラインの改正を実施しました。 ・サイバーセキュリティに関する自己評価（サイバーセキュリティセルフアセスメント；CSSA）において、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」（令和6年10月策定）と整合させる形で設問を改訂し評価を実施しました。 ・金融機関の業務委託先等サードパーティへのサイバー攻撃の発生状況を踏まえ、サードパーティのサイバーセキュリティリスク管理等の強化のために諸外国の制度の実態や制度に対応するための取組事例等を調査しました。 ・量子計算機技術の進展に伴い、現在広く利用されている公開鍵暗号の安全性が著しく低下すると予想されているため、関係省庁とも連携し、金融機関向けの耐量子計算機暗号（PQC）移行実証実験に着手するなど移行

を推進しました。

- ・金融業界全体のインシデント対応能力の更なる向上を図るため、最新のサイバー攻撃の脅威動向を反映したシナリオの下、金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall 2025）を実施しました。また、演習結果について分析し、業界に還元しました。
- ・金融機関のサイバーレジリエンスを強化するため、金融機関において実施した脅威ベースのペネトレーションテスト（TLPT）に関する情報を収集・分析し、共通する課題及び好事例等を還元しました。
- ・国際的に影響を及ぼすサードパーティやサプライチェーンのリスクの顕在化や地政学的な動向を踏まえ、G7 サイバー・エキスパート・グループ（CEG）をはじめとする国際的な議論に参画し、脅威・リスク動向、サイバーセキュリティに関する先進事例及び課題について把握し、国内金融セクターのサイバーセキュリティ強化に向けた施策に活用するとともに、サイバーインシデントに備え、主要国当局との連携強化を図りました。また、国際通貨基金（IMF）による金融セクター評価プログラム（FSAP）の結果を踏まえて国内施策を実施しました。
- ・3メガバンクに対しては、引き続き、①グループベース及びグローバルベースでのサイバーセキュリティに関するリスク管理態勢の強化、②サイバーレジリエンスの強化、③サードパーティリスク管理の高度化等を主要テーマに、日本銀行と連携し、通年検査の一環としてサイバーセキュリティ管理態勢を検証しました。
- ・地域金融機関等に対しては、規模・特性等に応じて、リスクベースで検査を含めたモニタリングを実施し、サイバーセキュリティ管理態勢の実効性を検証しました。
- ・主要な金融市場インフラ事業者に対しては、日本銀行と連携して、令和6事務年度に把握した実態を踏まえた検証を行いました。
- ・金融機関のITガバナンスについて、一部の地域銀行を対象に、アンケート調査やヒアリング等による実態把握を行い、金融機関のITガバナンスの高度化に資する論点や参考事例を整理・公表しました。
- ・デジタルバンク等からの免許申請について、システム稼働の安定性を確保する態勢が整っているかなどの観点から支援を行いました。
- ・クラウドサービスの利用に関するシステムリスク管理上の課題等について、クラウド事業者等との対話やインシデント対応に関する共同検討を継続しました。
- ・金融機関の重要なシステムの統合・更改プロジェクトについて、近年の動向（システム障害の傾向、技術の導入状況（例えば、オープン化やクラウドサービスへの移行））を踏まえ、プロジェクトの難度に応じ、リスクベースで検査を含めたモニタリングを行うことにより、本番稼働後

	の安定的な運用を確保するための態勢整備を促しました。 ・システム障害については、サードパーティに起因するものを含め、監督局と連携し、原因、顧客対応及び再発防止策の実効性を検証（重大インシデントに対しては、必要に応じて報告徴求命令や検査等の実施を通じて、重点的に検証）しました。 ・フロンティア AI によるサイバー脅威の変化を踏まえ、官民連携会議及びその作業部会を開催し、金融業界と IT 企業、政府・日本銀行等の官民の連携強化を図るとともに、所管金融機関等に短期的な対応を要請し、経営トップを含めた経営層の直接関与の下で、迅速なパッチ適用や多層防御の強化等、必要な対応を促しました。
--	--

施策の 予算額・執行額等	区 分		5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	187	159	163	157
		補正予算	150	69	467	—
		繰越等	▲139	108		
		合 計	199	337		
	執行額 (百万円)		276	261		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和 8 年 6 月 19 日～7 月 3 日）
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	総合政策局 総務課、IT サイバー・経済安全保障監理官室、金融サービス利用者相談室企画市場局 市場課 監督局 監督調査室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、証券課
-------	---

政策評価実施時期	令和 8 年 8 月
----------	------------

令和 7 年度 実績評価書

金融庁令 7(横断的施策－4)

施策名		その他の横断的施策
施策の概要		基本政策（政策Ⅰ～Ⅲ）に横断的に関係する施策のうち、「横断的施策－1（デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応）」、「横断的な施策－2（サステナブルファイナンスの推進）」及び「横断的な施策－3（業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応）」以外の施策の実施。
達成すべき目標		基本政策に横断的に関係する施策（「横断的施策－1」、「横断的施策－2」及び「横断的な施策－3」に該当するものを除く）の実施により、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大、以下同じ）を図ること
目標設定の考え方・根拠		金融行政の目標を実現するため、国際的なネットワークの強化やマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化、規制・制度改革等の推進、事前確認制度の適切な運用、金融行政における IT の活用、許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進、経済安全保障上の対応等といった横断的な施策を実施する必要がある。 【根拠】 ・「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026 年度）」（令和 6 年 4 月 17 日マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議決定） ・FATF 第 4 次対日相互審査報告書（令和 3 年 8 月 30 日公表） ・「規制改革実施計画」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） ・総合的な TPP 等関連政策大綱（令和 2 年 12 月 8 日 TPP 等総合対策本部決定） ・デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定） ・2025 事務年度金融行政方針（令和 7 年 8 月 29 日公表） ・自由で開かれたインド太平洋（FOIP）のための新たなプラン（令和 5 年 3 月 20 日公表）

測定指標		
指標① [主要] 国際的なネットワークの強化		【達成】
7 年度目標	国際的なネットワークの強化に取り組む	
7 年度実績	・金融システムの強化に向け、金融分野の主要課題について、国際的な議論に貢献しました。また、アジア・ハイレベル金融規制当局者フォーラム、グローバル金融連携センター（GLOPAC）による研修や二国間金融協力の会議等を通じ、国際的なネットワーク構築の一層の強化を図りました。	
指標② [主要] マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化		【達成】

	7 年度目標	マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化に取り組む
	7 年度実績	・FATF 関係会合での国際的な議論に積極的に参画すると共に、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」等の議論を通じ、関係省庁と連携して、我が国のマネロン等対策に関する施策を実行しました。
指標③ 規制・制度改革等の推進		【達成】
	7 年度目標	「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な措置を実施
	7 年度実績	・「規制改革実施計画」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）等に盛り込まれた規制・制度改革事項について検討を進め、金融を巡る状況の変化に対応した様々な規制・制度改革を推進しました。これにより、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業展開できる環境の整備が、着実に推進したものと考えます。
指標④ 経済安全保障上の対応		【達成】
	7 年度目標	経済安全保障推進法に基づく基幹インフラ制度の円滑な運用
	7 年度実績	・基幹インフラ制度の円滑な運用を図るため、関係機関との連携のほか、「基幹インフラ制度に関する相談窓口」を通じて関係事業者との丁寧な対話に努めました。 ・経済安全保障推進法に基づく基幹インフラ制度に関し、事業者からの事前相談に対応するとともに、届出審査を行いました。

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	B（相当程度進展あり）
	【判断根拠】 アジア地域の新興国や先進国等との国際的なネットワーク強化等を行いました（測定指標①）。 金融機関等のマネロン等対策の高度化に向けて、マネロン等対策に関する検査・監督などを実施しました（測定指標②）。 「規制改革実施計画」に盛り込まれた規制・制度改革事項について検討を進め、必要な措置を実施しました（測定指標③）。 経済安全保障推進法に基づく基幹インフラ制度に関し、事業者からの事前相談に対応するとともに、届出審査を行いました。（測定指標④） 上記の結果の通り、全ての測定指標において目標を達成することが出来ましたが、引き続きマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化等に取り組んでいく必要があることから、「B」としました。

施策の分析	【必要性】 世界の金融システムが健全性を維持しつつ、実体経済を支えられるよう、国際的な協調が必要と考えています。 マネロン等のリスク環境の変化に応じ、国際的議論にも整合的な対応が求められる中、FATF 第5次対日相互審査を見据えて、引き続きマネロン等対策の強化が必要と考えています。 【効率性】 当局間での情報交換や問題意識の共有を、継続的かつ時宜を得て行ったことで、効率的な金融行政の遂行に貢献しました。 新興国の金融監督当局者への研修は、当局間の情報交換で得た相手国の関心事項や国際的な動向も踏まえて実施しており、効率的な運営を行っていると考えています。 関係省庁との緊密な連携やマネロン等対策に関する検査・監督などは、金融機関等のマネロン等対策の改善に直接つながるものであり、効率的であったと考えます。
	【有効性】 世界の金融システムの安定と発展に貢献する取組は、我が国経済の持続的な成長、世界経済の安定・発展に有効であると考えています。 また、金融機関等に対し、マネロン等対策に関する検査・監督などを行うことは、我が国における金融業界のマネロン等対策の高度化に非常に有効であったと考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 国際的に協調した対応は、世界の金融システムが健全性を維持しつつ、実体経済を支えることにつながり、国益に資すると考えているところ、引き続き積極的に取り組む必要があります。 また、アジア・ハイレベル金融規制当局者フォーラムの開催や GLOPAC の取組は、アジア諸国等の金融当局との政策対話の活性化・連携強化につながり、我が国の国際的な政策推進力の向上に資すると考えているところ、引き続き積極的に取り組む必要があります。 加えて、第5次対日相互審査も見据えつつ、引き続きマネロン等対策の強化に取り組む必要があります。 【施策】 引き続き、国際的に協調した対応や世界共通の課題への対応、国際的な議論への貢献、国際的な当局間のネットワーク・協力の強化を図ります。 また、FATF 第4次対日相互審査の指摘事項を踏まえ、引き続き、金融機関等のマネロン等対策に関する検査・監督を実施してまいります。 【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価	
① 国際的なネットワークの強化	・金融システムの強化に向け、金融分野の主要課題について、国際的な議論に貢献

	しました。特に、AI を含むデジタル技術の利用に伴うリスクや気候関連金融リスクへの対応について、FSB や基準設定主体等における議論に貢献しました。 ・アジア・ハイレベル金融規制当局者フォーラムを、2025 年は「アジア・デー」として開催し、我が国を含むアジア地域への投資促進に向けて、意見交換や情報発信を行いました。更に、二国間金融協力の会議を通じて連携強化等に努める。こうした取組を通じて、我が国の金融プレゼンス向上に向けた国際的な政策推進力を高めました。 ・グローバル金融連携センター（GLOPAC）による研修では、アジア諸国等の金融当局者との協力関係強化を目的に、金融規制の枠組み、検査・監督実務に関する講義に加え、金融市場に関連する政策課題に関する対話型の講義も実施しました。 ・海外当局や要人との意見交換・面会、監督カレッジや危機管理グループの会合の開催により、各国当局との連携を強化しました。
② マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化	・「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」や、令和 7 年 3 月に公表した「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」及び事例集に基づき、有効性検証に係る対話を順次実施し、金融機関における対策の高度化を促しました。 ・足許の金融機関を取り巻く環境変化等を踏まえ、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」及び「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」を改正しました。 ・令和 10 年にオンサイト審査が予定されている FATF 第 5 次対日相互審査も見据え、関係省庁・業界団体等と連携し、「行動計画」も踏まえ、官民一体でマネロン等対策の高度化を図りました。 ・利用者のマネロン等対策への更なる理解の向上に資するため、官民一体となって、効果的な周知・広報等を実施しました。 ・金融機関に対するアウトリーチ活動については、外部講演、勉強会の機会を活用し、積極的な情報発信により、金融機関の理解を促しました。 ・業態横断フォーラム等、地域における情報連携の枠組を定着させ、金融機関同士のネットワーク構築やノウハウ共有をさらに促進しました。 ・FATF が 2025 年 6 月に最終化した、クロスボーダー送金の透明性向上に関する改訂勧告 16 を、我が国として円滑に国内実施の準備をするため、民間セクターとの丁寧な対話に努めました。また、FATF において勧告改訂やガイダンスなどを担当する政策企画部会の共同議長としても、ガイダンス案のとりまとめや関連アウトリーチ会合の開催等の作業でも主導的な役割を果たし、国際的なマネロン等対策等の課題解決に貢献しました。 ・暗号資産に関しては、FATF 暗号資産コンタクトグループの共同議長として、トラベルルールを含む勧告 15 の実施促進や、ステーブルコイン、P2P 取引や DeFi を含む新たなリスクへの対応に関する議論を主導するとともに、報告書の取り纏めにも貢献しました。

③ 規制・制度改革等の推進	金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業展開できる環境を整備すべく、金融サービスの提供者・利用者の声をよく把握しながら、我が国が豊かで活力ある国で在り続けることに資する規制・制度改革等を進めていくとともに、金融を巡る状況の変化に対応した規制・制度のあり方を検討しました。
④ 経済安全保障上の対応	- 基幹インフラ制度の円滑な運用を図るため、関係機関との連携のほか、「基幹インフラ制度に関する相談窓口」を通じて関係事業者との丁寧な対話に努めました。 - 基幹インフラ制度に関し、引き続き、事業者からの事前相談に対応するとともに、届出審査を行いました。 - また、サイバー対処能力強化法が2026年10月1日から施行される予定であるため、国家サイバー統括室と連携しながら、特別社会基盤事業者に対して、同法で届出が必要となる特定重要電子計算機（サイバーセキュリティが害された場合に、特定重要設備の機能が低下し、又は低下するおそれがある一定の電子計算機）の予備調査等を行いました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	
	予算の状況 （百万円）	当初予算	395	330	337	342	
		補正予算	24	396	318	－	
		繰 越 等	448	▲141			
		合 計	867	586			
	執行額（百万円）		759	308			

学識経験を有する者の 知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和8年6月19日～7月3日）
---------------------	-----------------------------------

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	
-----------------------------------	--

担当部局名	総合政策局
	総合政策課、国際室、金融犯罪対策室、IT サイバー・経済安全保障監理官室
	企画市場局
	総務課
	監督局
総務課	

政策評価実施時期	令和8年8月
----------	--------

令和 7 年度 実績評価書

金融庁令 7(金融庁の行政運営・組織の改革－1)

施策名	金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化
施策の概要	金融行政の質を不断に向上させていく観点から、金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を図る。
達成すべき目標	金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を通じた金融行政の質の向上
目標設定の考え方・根拠	金融の急激な変化に遅れをとることなく、国民の期待や信頼に応えていくためには、金融庁自身を、常に課題を先取りし、絶えず自己変革できる組織へと変革することで、金融行政の質を不断に向上させていくことが必要である。そのため、有識者や外部からの意見等を金融行政に継続的かつ的確に反映するための取組等、金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を図る。 【根拠】 ・当面のガバナンス基本方針（平成 30 年 7 月 4 日） ・2025 事務年度金融行政方針（令和 7 年 8 月 29 日）

測定指標		
指標①	〔主要〕各種有識者会議の積極的活用	【達成】
7 年度目標	有識者からの提言等を金融行政へ継続的かつ的確に反映	
7 年度実績	・政策評価有識者会議を開催し、有識者から頂いたご意見・ご提言について、各担当部署において施策の検討等に活用するなど、金融行政の参考としました。 ・サステナブルファイナンス等の各分野における個別の課題について、各種有識者会議等を活用し、外部有識者の意見が継続的に行政に反映される枠組みを確保しました。	
指標②	〔主要〕金融庁・財務局のモニタリングに対する意見聴取、並びに 検査先職員及び金融庁・財務局職員アンケートによる品質評価を実施	【達成】
7 年度目標	内外からの意見等を金融行政へ継続的かつ的確に反映	
7 年度実績	・検査・監督の品質管理の観点から、金融庁・財務局幹部による被検査先経営陣との意見交換を実施しました。 ・また、外部専門家に委託し、検査先職員及び金融庁・財務局のモニタリング担当職員に対するアンケート調査（令和 8 年 2 ～ 3 月に実施）に関して分析・評価を行いました。	
指標③	〔主要〕新しいデータ収集・管理の枠組み（共同データプラットフォーム）の整備	【達成】

	7 年度目標	定期収集を開始した高粒度データの精度向上等
	7 年度実績	・共同データプラットフォーム（高粒度データの収集・管理の枠組み）で収集した高粒度データの精度を継続的に確認したほか、データ提出にかかるオペレーションの効率化を進めるなど、データの精度向上等の取組を進めました。
指標④	【主要】金融システムの脆弱性等に係るデータ分析の深化と分析結果の可視化、ツール化 【達成】	
	7 年度目標	金融機関との対話・モニタリングの高度化の検討
	7 年度実績	・個別金融機関の経営状況、金融システム全体の脆弱性・強靱性、市場動向に関する実態把握を進めるため、貸出明細等の高粒度データを含む多様なデータを用いた分析を深化・充実させ、分析事例の公表や金融機関と対話を行いました。また、こうした分析結果の可視化・ツール化を進めました。
指標⑤	金融サービスの利用者から寄せられた情報の多角的な分析と実態把握 【達成】	
	7 年度目標	モニタリング部門への結果還元
	7 年度実績	・利用者トラブルに関する情報の多角的な分析と実態把握を行い、当該結果についてモニタリング部門へ還元して、深度あるモニタリング等に活用しました。
指標⑥	【主要】データ分析における研修の実施・専門家による支援 【達成】	
	7 年度目標	データ分析プロジェクトの質の向上
	7 年度実績	・データ分析基礎研修の実施や、金融経済分析の学識経験者による支援等を通じて金融庁内のデータ分析プロジェクトの質の向上に取り組みました。
指標⑦	金融庁ウェブサイト（日本語版・英語版）へのアクセス件数 【達成】	
	7 年度目標	当庁の施策等について、ウェブサイトを通じた、タイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信の実施
	7 年度実績	・5 億 6662 万件
指標⑧	金融庁公式 X（旧 Twitter）（日本語版アカウント、英語版アカウント）のフォロワー数。その他 SNS での情報発信強化 【達成】	
	7 年度目標	当庁の施策等について、X（旧 Twitter）等の SNS を通じた、タイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信の実施
	7 年度実績	・フォロワー数：202,159（日英合算） ※日：199,924／英：2,235（8 年 6 月時点）
指標⑨	【主要】財務局とのさらなる連携・協働の推進に向けた取組状況 【達成】	
	7 年度目標	財務局とのさらなる連携・協働の推進
	7 年度実績	・引き続き、モニタリング上の金融庁と財務局の連携・協働を深め、一体的・効果的な行政運営を推進するとともに、金融庁と財務局との間での率直な意見交換を通じて、監督当局全体としての質の向上を図りました。市場監

	視の分野においても、財務局とのさらなる連携・協働に取り組みました。 ・モニタリング内容や人的サポート等に関し、金融庁・財務局が密に連携し、効率的・効果的なモニタリングを実施しました。 ・財務局の意見・要望を踏まえ、財務局との会議に関し運営の効率化を図ることや、財務局向け説明会を継続して実施し、財務局長会議を4回開催したほか、財務局とともに地域金融機関等に対する業務説明会を34回開催しました。	
金融行政への活用を前提とした、アカデミアとの連携強化による 指標⑩ データ分析等を用いた学術的成果を得るための取組【再掲（横断的施策－1）】		【達成】
7年度目標	アカデミアと連携したデータ分析の実施	
7年度実績	・金融行政上の重要な諸課題について、学者等と連携してデータ等を活用しつつ分析・研究を実施しました。また、金融市場及び金融行政に関する学術と実務の先端的知見の蓄積等を目的として、国立大学法人東京大学と締結した連携協力に関する基本協定に基づき、データ等を分析し、研究プロジェクトを進め、研究成果報告書を公表しました。 ・アカデミアとの連携協定に基づいて、東京大学と共催してシンポジウムを開催しました。さらに、アカデミアとの更なる連携強化に向けて、一橋大学と連携協力に関する基本協定を締結し、データ等を活用した分析・研究プロジェクトの推進に向けて検討をしました。 ・また、金融のみならず、幅広い分野の第一線で活躍する学者や経営者等からの有益な知見を得るべく、昼休み講演会や金融経済学勉強会を引き続き積極的に開催しました。	
参考指標		
指標① 金融行政モニターへの意見申出件数		
7年度実績	・金融行政モニター受付：56件	
指標② 各種サポートデスクへの相談件数		
7年度実績	・FinTech サポートデスク：210件 ・拠点開設サポートオフィス：127件 ・FinTech 実証実験ハブ：4件	
指標③ 意見申出制度への意見申出件数		
7年度実績	・0件	
指標④ 報道発表件数		
7年度実績	・580件	
指標⑤ 英語ワンストップサービスの対応件数		
7年度実績	・540件	

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	B（相当程度進展あり）
	【判断根拠】 金融行政の質を不断に向上させていく観点から、各種有識者会議の開催や外部評価を実施し、有識者等からの意見等を踏まえ施策を検討するなど、積極的に活用しました（測定指標①、②）。 データ活用の高度化を進めていく観点から、共同データプラットフォームの整備を進めたほか、金融機関からの徴求データと企業個社に関する外部データ等を組み合わせた分析を行うなど多面的な実態把握を推進し、こうした分析のツール化・可視化を通じたモニタリングの高度化を検討・実施しました（測定指標③、④）。 金融サービスの利用者から寄せられた情報を分析し、深度あるモニタリングに活用しました。また、金融機関などが金融行政に対して率直かつ不安なく批判や要望を言えるよう、金融行政モニター制度や意見申出制度、各種サポートデスク、金融機関からの相談対応を着実に実施しました（指標⑤）。 金融庁の施策等の内容について、金融庁ウェブサイトやSNSを活用し、タイムリーかつ、分かりやすい情報発信を行いました。 金融庁ウェブサイトに関しては、AI 翻訳機能を導入し、英語による情報発信の強化を図ったほか、ユーザーが必要な情報に効率的にアクセスできるよう、サイトのデザインルールや情報分類を統一しました。結果として、特設サイトを含む金融庁ウェブサイトへのアクセス件数は、令和7年度は5億6662万件（前年度比39.6%増）となりました（測定指標⑦）。 金融庁公式Xでの投稿に関しては、前年度に引き続き、原則、ウェブサイト公表と同時の投稿とする運用としたほか、一定期間開催するようなイベントについては、日々のイベントの告知や開催結果について連日投稿を行うなど周知を図りました。また、機械的に公表案件の見出しのみを投稿するのではなく、投稿内容を工夫し、分かりやすい情報発信となるよう積極的に働きかけました。結果として、フォロワー数は日英計202,159アカウント（同9.2%増）となり、より共感を得られやすい情報発信につながりました（測定指標⑧）。 アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組に関して、金融行政上の重要な諸課題について、学者等と連携してデータ等を活用しつつ分析・研究を行うことを通じて、学術研究の発展に貢献し、金融行政の高度化につなげました（測定指標⑩）。 上記の結果のとおり、全ての測定指標で目標を達成することができましたが、引き続き有識者等の意見・提言、批判等

	が継続的かつ的確に反映されるよう、各種有識者会議等を積極的に活用するほか、金融行政におけるデータ活用の高度化や金融行政に関する広報の更なる充実に取り組んでいく必要があることから、「B」としました。
施策の分析	【必要性】 金融庁のガバナンスの改善のためには、引き続き、外部からの意見等を金融行政に継続的かつ的確に反映させつつ、金融行政のPDCAの実施に取り組む必要があると考えています。 また、データに基づく政策立案機能の強化のため、金融行政におけるデータ活用の高度化に向けた取組を進める必要があると考えています。 【効率性】 金融庁のガバナンスの改善に向けて、庁内における検討・議論にとどまらず、有識者や外部からの意見等を積極的に受け入れ、施策の検討等に活用したことや、金融行政におけるデータ活用の高度化に向けた取組を進めたことは、金融行政自体の効率性の向上にも資するものだと考えております。
	【有効性】 金融行政に関する広報の充実、学術的成果の金融行政への導入等は、金融庁のガバナンスの改善に有効であると考えています。 また、金融行政におけるデータ活用の高度化に向けた取組は、データに基づく政策立案機能の強化に有効であると考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 金融行政の質を不断に向上させていく観点から、引き続き、金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を図る必要があります。 【施策】 有識者等の意見・提言、批判等が継続的かつ的確に反映されるよう、引き続き、各種有識者会議等を積極的に活用するほか、金融行政に関する戦略的な広報に取り組んでいきます。また、金融行政におけるデータ活用の高度化に向けた取組を推進します。更に、金融行政への活用を前提とした、アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組について、データガバナンスの整備等、引き続き具体的な取組を推進します。【再掲（横断的施策－1）】 【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価	
① 金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善）	・政策評価有識者会議において、政策評価にとどまらず、金融全体を俯瞰した観点から、金融行政として取り組むべき重要な課題等についての議論を定期的実施し、会議での議論を金融行政に反映しました。 ・サステナブルファイナンス等の各分野における個別の課題について、各種

	有識者会議等を活用し、外部有識者の意見が継続的に行政に反映される枠組みを確保しました。 ・金融庁のモニタリングに対する意見聴取及び職員アンケートによる自己評価を実施し、検査・監督の質の向上につなげました。 ・金融機関及び金融サービスの利用者等との対話を促進しました。また、金融機関などが金融行政に対して率直かつ不安なく批判や要望を言えるよう、金融行政モニター制度や意見申出制度、各種サポートデスク、金融機関からの相談対応を着実に実施しました。
② 金融行政におけるデータ活用的高度化	・各種データ等を活用した分析を実施するとともに、分析人材の育成を進めつつ、継続的に分析手法の開発・改善に取り組みました。また、実施した分析については、「FSA Analytical Notes－金融庁データ分析事例集－」等の形で公表する等により庁外からの知見を得ることで、分析の改善や金融庁・財務局のモニタリングの高度化に活かしました。また、分析結果の可視化・ツール化（ダッシュボード化）を進め、庁内や財務局におけるモニタリングに活かしました。 ・共同データプラットフォームで収集した高粒度データの精度を継続的に確認したほか、データ提出にかかる金融機関の負担軽減や、金融庁・日本銀行でのデータクレンジング（データの確認・修正等正確性の向上作業）の短期化・効率化を図る観点から、形式的なエラー等を検知・修正可能なツールについて、開発を行い、金融機関へ提供するなどデータの精度向上等の取組を進めました。 ・金融サービスの利用者から寄せられた情報の多角的な分析を進め、その結果を適時にモニタリング等に活用しました。 ・令和6年6月に更改を実施した、金融機関のモニタリングに利用するシステムの安定的な稼働に努めました。
② 金融行政に関する情報発信の充実	・金融庁ウェブサイトのほか、SNSをはじめとする情報発信ツールについて、一般国民向けや金融関係者など異なるターゲットを念頭において有効活用するとともに、英語による情報量の増加や、海外関係者にも伝わる効果的な発信方法の工夫などにより、国内外に対する情報発信力強化に取り組みました。 ・組織として効果的・効率的な政策広報・報道対応に取り組みました。 ・外部とのネットワークの構築や、それにより得られる知見の蓄積に努め、政策広報・報道対応に関する当庁職員の能力・知見の向上を図りました。
④ アカデミアとの連携強化	・研究者との共同研究の実施などアカデミアとの連携を一層強化し、金融行政に関する先端的な研究成果について行政現場での活用を図りました。既存の研究プロジェクトの円滑な進捗のサポートに加え、庁内応募のあった

	研究プロジェクトについて、研究テーマや研究活動のレビューを行い、担当する研究員の採用等を実施しました。 ・また、アカデミアとの連携協定に基づいて、東京大学と共催してシンポジウムを開催しました。 ・さらに、アカデミアとの更なる連携強化に向けて、一橋大学と連携協力に関する基本協定を締結し、データ等を活用した分析・研究プロジェクトの推進に向けて検討をしました。 ・また、金融のみならず、幅広い分野の第一線で活躍する学者や経営者等からの有益な知見を得るべく、昼休み講演会や金融経済学勉強会を引き続き積極的に開催しました。
--	--

⑤ 財務局とのさらなる連携・協働の推進

	・モニタリング上の金融庁と財務局の連携・協働をさらに深め、一体的・効果的な行政運営を推進するとともに、金融庁と財務局との間での率直な意見交換を通じて、監督当局全体としての質の向上を図りました。市場監視の分野においても、財務局とのさらなる連携・協働に取り組みました。 ・モニタリング内容や人的サポート等に関し、金融庁・財務局が密に連携し、効率的・効果的なモニタリングを実施しました。 ・財務局の意見・要望を踏まえ、財務局との会議に関し運営の効率化を図ることや、財務局向け説明会を継続し、財務局長会議や財務局とともに地域金融機関等に対する業務説明会を開催するなど、引き続き、財務局と丁寧なコミュニケーションに努めました。
--	--

施策の 予算額・執行額等	区 分		5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	-	-	-	-
		補正予算	-	-	-	-
		繰越等	-	-		
		合 計	-	-		
	執行額 (百万円)		-	-		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和8年6月19日～7月3日）
-----------------	-----------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標⑧】 ・金融庁公式X（日本語アカウント） (https://x.com/fsa_JAPAN) ・金融庁公式X（英語アカウント） (https://x.com/JFSA_en)
---------------------------	--

担当部局名	総合政策局 総合政策課、研究開発室、総務課、広報室、秘書課、情報化統括室、マクロ・データ分析監理官室、検査監理官室、コンダクト監理官室、
-------	--

	暗号資産・ブロックチェーン・イノベーション参事官室 企画市場局 総務課 監督局 総務課 証券取引等監視委員会事務局 総務課
--	---

政策評価実施時期	令和8年8月
----------	--------

令和 7 年度 実績評価書

金融庁令 7(金融庁の行政運営・組織の改革－2)

施策名	検査・監督の質の向上
施策の概要	金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善する。
達成すべき目標	金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくこと
目標設定の考え方・根拠	金融庁は、不良債権処理や利用者保護上の問題の解消といった発足当初の優先課題に対応するため、個別の資産査定や法令等遵守状況の事後的なチェックを中心とした検査・監督手法を確立した。しかし、金融行政にとっての環境や優先課題が変わる中で、従前の手法では金融行政の目標は十分に達成できなくなってきた。 金融を取り巻く環境変化に適切に対応し、金融行政の目標を実現するため、金融行政の視野を「形式から実質へ」（規制の形式的な遵守の確認に留まらず、実質的に良質な金融サービスの提供やリスク管理等ができているか）、「過去から未来へ」（過去の一時点の健全性の確認ではなく、将来に向けた健全性が確保されているか）、「部分から全体へ」（特定の個別問題への対応に集中するのではなく、真に重要な問題への対応ができているか）と広げていくことが重要である。 こうした新しい検査・監督の基本的な考え方と進め方等について整理・公表した「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（平成 30 年 6 月 29 日）を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくことが必要である。 【根拠】 ・「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（平成 30 年 6 月 29 日） ・2025 事務年度金融行政方針（令和 7 年 8 月 29 日）

測定指標		
指標①	〔主要〕「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」に沿った、検査・監督への移行のための個別分野ごとの「考え方と進め方」及び時々の重要な課題や着眼点等の整理・公表の進捗状況。検査・監督の品質管理の実施状況	【達成】

7 年度目標	新しい考え方に沿った検査・監督の実践						
7 年度実績	[モニタリング成果の整理] ・モニタリング成果の整理に向けて、下記のレポート等を公表しました。 (対象期間：7 年 7 月～8 年 6 月) <table border="1"> <tr> <td>令和 7 年 7 月</td><td>「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果（2024 事務年度）」</td></tr> <tr> <td rowspan="3">令和 8 年 3 月</td><td>「2025 年保険モニタリングレポート」</td></tr> <tr> <td>「地域銀行における仕組貸出モニタリングレポート（2026）」</td></tr> <tr> <td>「マネロン等対策の有効性検証に関する事例集」の改訂版</td></tr> </table> ・検査・監督の品質管理の観点から、検査実施先及び金融庁・財務局の検査・監督部門の職員を対象として、モニタリングの運営方法や有益性等に係るアンケート調査を実施し、検査・監督の質の向上につなげました。 [モニタリングスキームの改善] ・金融機関に対する検査については、金融機関との意思の疎通と適切な認識共有を目指し、オンサイトとオフサイトの手法を組み合わせるとともに、金融機関の負担に配慮した検査運営を行いました。 ・日本銀行との連携については、令和 3 年 3 月に公表した「金融庁・日本銀行の更なる連携強化に向けた取り組み」に基づき、検査・考査の実施先に関する計画調整や規制報告の一元化、重要課題についての共同調査などの取り組みを一層進めました。 [組織的な人材育成] ・モニタリング職員の能力向上を図るため、金融実務知識・スキルを習得するためのオンデマンド動画研修の一層の充実を図るとともに、階層別・テーマ別に事例・検証手法の研究や、課題解決思考力を養うための参加体験型グループ学習（ワークショップ）を開催するなど、組織的な人材育成プログラムを推進しました。また、夏・冬期のモニタリング研修では、対面・オンライン形式を併用し、多数の受講者を受け入れるなど、効果的・効率的な研修を実施しました。 [組織再編] ・協同組織金融機関については、令和 7 年度に「協同組織金融モニタリング室」を設置し、財務局との緊密な連携により、実効性の高い検査等のモニタリングを実施しました。 ・各金融監督上の新たな課題に対応し、きめ細かく効率的・効果的な監督業務を進めていくため、「資産運用・保険監督局」及び「銀行・証券監督局」の設置等を行う組織再編を実施することとしました。	令和 7 年 7 月	「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果（2024 事務年度）」	令和 8 年 3 月	「2025 年保険モニタリングレポート」	「地域銀行における仕組貸出モニタリングレポート（2026）」	「マネロン等対策の有効性検証に関する事例集」の改訂版
令和 7 年 7 月	「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果（2024 事務年度）」						
令和 8 年 3 月	「2025 年保険モニタリングレポート」						
	「地域銀行における仕組貸出モニタリングレポート（2026）」						
	「マネロン等対策の有効性検証に関する事例集」の改訂版						

評価結果	
目標達成度合い	B（相当程度進展あり）

の測定結果	【判断根拠】 検査・監督の手法の見直しに関して、これまで検討を進めてきた個別分野ごとの「考え方と進め方」及び重要な課題や着眼点等について整理・公表を行うなど、掲げた目標に向けて着実に取組を進めてきました（測定指標①）。 一方で、金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえて、検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善する必要があることから「B」としました。
施策の分析	【必要性】 金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善することが必要であると考えています。 【効率性】 検査・監督の方向性を明らかにする必要がある個別分野について、分野別の検査・監督の考え方と進め方やその時々の重要な課題に関する今後の課題や着眼点等について整理・公表を行うことにより、効率的な取組を進めることができたと考えています。
	【有効性】 検査・監督の品質管理の観点から、金融庁・財務局の検査・監督部門の職員を対象として、モニタリングの実践等に係るアンケート（自己評価）を実施した結果、モニタリングの質の向上等の取組が有効的であったことを確認できたと考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善するため、更なる取組を進めていく必要があります。 このため、金融機関と双方向の対話を行いながら、各分野の「考え方と進め方」のモニタリング現場へ定着を図りつつ、事例を蓄積するとともに、そこで得られた重要な課題や着眼点等について整理・公表を行い、必要に応じて「考え方と進め方」に反映させるといった PDCA サイクルを実践・定着していく必要があります。 また、金融機関における不正事案については、事案が発生した真因の分析、再発防止策の策定や実施状況等を確認し、悪質な事案は法令に基づく厳正な処分を行うとともに、類似事案の発生を未然に防ぐためのモニタリングの高度化に取り組む必要があります。 【施策】 検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善するため、更なる取組を進めていきます。 【測定指標】 次期についても、この指標を維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価

① 検査・監督の質の向上（モニタリングの在り方）

[モニタリング成果の整理]

- ・モニタリング成果の整理に向けて、下記のレポート等を公表しました。
(対象期間：7年7月～8年6月)

令和7年7月	「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果（2024事務年度）」
	「2025年保険モニタリングレポート」
令和8年3月	「地域銀行における仕組貸出モニタリングレポート（2026）」
	「マネロン等対策の有効性検証に関する事例集」の改訂版

- ・検査・監督の品質管理の観点から、検査実施先及び金融庁・財務局の検査・監督部門の職員を対象として、モニタリングの運営方法や有益性等に係るアンケート調査を実施し、検査・監督の質の向上につなげました。

[モニタリングスキームの改善]

- ・金融機関に対する検査については、金融機関との意思の疎通と適切な認識共有を目指し、オンサイトとオフサイトの手法を組み合わせるとともに、金融機関の負担に配慮した検査運営を行いました。
- ・日本銀行との連携については、令和3年3月に公表した「金融庁・日本銀行の更なる連携強化に向けた取り組み」に基づき、検査・考査の実施先に関する計画調整や規制報告の一元化、重要課題についての共同調査などの取り組みを進めています。金融機関の負担軽減と質の高いモニタリングの実現に向けて、こうした取組を更に深化させました。

[組織的な人材育成]

- ・モニタリング職員の能力向上を図るため、金融実務知識・スキルを習得するためのオンデマンド動画研修の更なる充実を図るとともに、階層別・テーマ別に事例・検証手法の研究や、課題解決思考力を養うための参加体験型グループ学習（ワークショップ）を開催するなど、組織的な人材育成プログラムを推進しました。また、モニタリング研修の企画・立案に当たり、対面形式での実施とともに、オンライン形式の併用を行うなど、効果的・効率的な研修を継続して実施しました。

[組織再編]

- ・各金融監督上の新たな課題に対応し、きめ細かく効率的・効果的な監督業務を進めていくため、「資産運用・保険監督局」及び「銀行・証券監督局」の設置等を行う組織再編を実施することとしました。
- ・以上の取組などにより「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を踏まえた検査・監督を実践しました。

施策の	区 分	5年度	6年度	7年度	8年度
-----	-----	-----	-----	-----	-----

予算額・執行額等	予算の状況 (百万円)	当初予算	-	-	-	-
		補正予算	-	-	-	-
		繰越等	-	-		
		合計	-	-		
	執行額(百万円)		-	-		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和8年6月19日～7月3日）
-----------------	-----------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	総合政策局 検査監理官室、秘書課管理室
-------	------------------------

政策評価実施時期	令和8年8月
----------	--------

令和 7 年度 実績評価書

金融庁令 7(金融庁の行政運営・組織の改革－3)

施策名	質の高い金融行政を支える人事戦略・働き方改革
施策の概要	将来にわたって質の高い金融行政サービスを提供し、常に進化を続ける組織を作るため、金融行政の目標についての共通理解を深めるとともに、職員の能力・資質の成長を促し、誰もが働きやすく良い仕事ができる環境の整備に取り組む。
達成すべき目標	①金融行政の目標についての全庁一丸の共通理解の深化、②職員の能力・資質の成長の促進、③誰もがのびのびと働きやすく良い仕事ができる環境の整備を図り、金融行政を担う組織としての力を高めること。
目標設定の考え方・根拠	金融を巡る内外の環境が大きく変化し、国民のニーズも多様化する中、金融行政に求められる役割や機能も時代に応じて変化している。金融庁は、これまで自らの改革に取り組んできたが、求められる役割を適切に果たすため、組織及び職員の政策立案・実行能力を継続的に向上させていくことが必要である。 【根拠】 ・金融庁の改革について（平成 30 年 7 月 4 日） ・当面の人事基本方針（平成 30 年 7 月 4 日、令和 4 年 3 月 28 日改訂） ・2025 事務年度金融行政方針（令和 7 年 8 月 29 日）

測定指標		
指 標	① [主要] 金融行政の目標についての全庁一丸の共通理解の深化に向けた取組状況	【達成】
7 年度目標	金融行政の目標についての全庁一丸の共通理解の深化に向けた職員との対話や議論	
7 年度実績	・金融行政の目標について、庁内の共通理解を深めるため、金融庁 20 年委員会を設置し、金融庁のバージョンアップに向け、以下をはじめとする取組を実施しました。 ✓ 金融行政の目標と自らの業務との結びつきの理解を今一度深める取組 ✓ 象徴的かつ簡潔なスローガンの策定	
指 標	② [主要] 職員の能力・資質の成長の促進に向けた取組状況	【達成】
7 年度目標	職員の能力・資質の成長を後押しする環境のさらなる整備	
7 年度実績	・職員の能力・成長を組織として後押ししていくため、以下をはじめとする取組を実施しました。 ✓ 人事担当者との直接の対話等による職員のキャリア形成支援	

		✓ データ等を活用して多面的に実態を把握する力の向上につながる取組 ✓ 国内外・官民を問わないネットワークの構築 ✓ 国内外で政策を立案・実行できる人材の育成 ✓ 外部人材の採用や専門的な知識・貢献の蓄積・伝承ができる環境づくり	
指 標	③	【主要】誰もがのびのびと働きやすく良い仕事ができる環境の整備に向けた取組状況	【達成】
	7 年度目標	働きやすく良い仕事ができる環境のさらなる整備	
	7 年度実績	・誰もが柔軟かつ合理的・効率的に働いて能力を最大限発揮できるよう、以下をはじめとする取組を実施しました。 ✓ オフィス改革を含めた職場環境の整備 ✓ 子育て・介護と仕事の両立支援 ✓ AI 統括責任者（CAIO Chief AI Officer）及び AI・トランスフォーメーション・オフィサーのもと、生成 AI を活用した業務改革 ✓ 幹部のマネジメント方針の職員への見える化や、幹部への重点的な研修の実施 ✓ 自らの所掌事務にかかわらず自主的な政策提言を職員に促す枠組みである「政策オープンラボ」に多くの職員が積極的に参加できる環境づくり ✓ 下意上達を促進する取組	
参考指標			
指 標	①	職員満足度調査結果	
	7 年度実績	・令和 7 年 12 月～令和 8 年 1 月にかけて実施した職員満足度調査では、全体的な満足度のスコアは、4.09/5.00（令和 6 年度は 4.10）でした。今後も定期的な検証を通じて組織としての課題を抽出し、さらなる改善につなげていきます。	

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	A（目標達成）
	【判断根拠】 金融を巡る環境が大きく変化する中、金融行政そのものを進化させていくため、金融庁のバージョンアップに取り組み、金融行政の目標についての全庁一丸の共通理解の深化に向けた職員との対話や議論（測定指標①）を行いました。また、全ての職員のやる気と能力を最大限に高め、金融行政を担う組織としての力を高める取組として、職員の能力・資質の成長を後押しする環境のさらなる整備（測定指標②）や、働きやすく良い仕事ができる環境のさらなる整備（測定指標③）を行い、全ての測定指標で目標を達成することができたことから、「A」としました。

施策の分析	【必要性】 金融行政に求められる役割や機能も時代に応じて変化している中、将来にわたって質の高い金融行政サービスを提供していくためには、金融庁のバージョンアップを行い、組織及び職員の政策立案・実行能力を継続的に向上させていく必要があります。
	【効率性】 諸施策について、できるものから順次実行したうえで、効率的かつ有効な取組を進めています。
	【有効性】 諸施策の実効性が確保されるように不断の見直しを行っています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 組織文化の変革には相応の時間がかかることから、人材育成や職場環境の改善等に継続して取り組む必要があります。
	【施策】 令和7年度に検討した施策について、できるものから順次取り組むとともに、既の実施した施策について、不十分な点があれば改め、さらなる改善につなげていきます。
	【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価	
① 金融行政の目標の全庁一丸の共通理解	- 金融庁が将来にわたって質の高い金融行政サービスを提供し続けていけるよう、金融庁20年委員会を中心に全庁で金融庁のバージョンアップに取り組みました。組織改革に関する「金融庁の改革について」を取りまとめた2018年から7年が既に経過した今、幹部職員から若手職員までの幅広い職員が金融行政の目標について、自らの業務との結びつきの理解を今一度深めました。 - この際、職員が金融行政の目標をより身近に感じる契機として、象徴的かつ簡潔なスローガンを全職員に意見を聴き、策定しました。 - 上記の取組を以下に述べる職員の成長の促進、業務効率化等と一体的に進めることで、職員の意欲（モチベーション）を更に高め、優秀な人材の採用にもつなげました。
② 職員の能力・資質の成長	- 職員のキャリア形成や人事配置に関して、人事担当者と一人ひとりの職員の直接の対話を、特に若手職員について重点的に進めました。さらに、専門分野に関するヒアリングを始めとする各種ヒアリングを通じて、職員の希望する専門分野を把握し、その経験や適性等を踏まえ、入庁10年目以上の職員については専門分野の特定を進めました。また、現在金融庁で不足している、又は将来必要となると予想されるスキル・知見の確保に向けた対応を引き続き行いました。 - タレントマネジメントシステムを活用すること等によって職員の人事情

報をきめ細かく把握し、より適切な人材配置や人材育成につなげました。

- ・金融行政官としての基礎を習得するために見直した研修プログラムについて、内容の拡充や運用方法の改良を検討しました。
- ・モニタリング業務を担う職員に対するオンデマンド動画研修の更なる充実を継続的に実施したほか、グループ学習等のモニタリング中央研修のプログラムを企画・立案し、効果的・効率的な研修を実施しました。
- ・モニタリング部門の中核・専門人材の持続的育成の一環として、検査官派遣やトレーニー制度による財務局支援を継続的に実施したほか、信用リスク勉強会・市場リスク勉強会などについては、受講生の知見・経験やモニタリングの実態に即した内容で実施しました。
- ・業務上必要となるデータ収集・分析力の向上やデータ活用的高度化を図るため、職員のニーズ・課題、レベル等に合わせた研修等の実施やデータ分析プロジェクト等を通じた専門家による支援等に取り組むなど、着実に体制整備や職員のスキル向上を進めました。
- ・環境変化に応じて的確に政策を立案・実行していけるよう、データ等を活用して多面的に実態を把握する力の向上につながる取組を実施しました。この際、他省庁との密接な連携に加え、国内外・官民を問わないネットワークを構築しました。
- ・市場・経済がグローバルに相互に関連している状況を踏まえ、国内外の状況の両方を理解して国内外で政策を立案・実行できる人材の育成に取り組みました。
- ・アカデミアの知見を活用し、職員の政策立案実行能力を継続的に向上させるため、職員が個人論文等を作成・公表する際のサポートを継続しました。アカデミアとの連携協定に基づいて、東京大学と共催してシンポジウムを開催しました。さらに、アカデミアとの更なる連携強化に向けて、一橋大学と連携協力に関する基本協定を締結しました。

また、金融のみならず、幅広い分野の第一線で活躍する学者や経営者等からの有益な知見を得るべく、昼休み講演会や金融経済学勉強会を引き続き積極的に開催しました。

- ・職員にも自らのキャリアを考える機会を与えるための取組として、庁内からポストの公募を実施しました。
- ・市場監視人材の育成と組織の充実化を図るため、短期 OJT 研修を継続実施したほか、複雑化・高度化する市場に対応した職員の専門性向上に資する効果的な研修等を企画・実施して知識の習得機会を提供しました。
- ・上記のほか、各種 OJT や研修・訓練の実施、大学院を含む外部機関への職員派遣等を通じ、職員のスキル向上を図りました。また、最新かつ高度の専門的知見を金融行政に絶えず取り入れることができるよう、外部人材の採用を行ったほか、その専門的な知見や貢献を組織として蓄積・伝承できる環境づくりを行いました。

③ 誰もがのびのびと働きやすく良い仕事ができる環境の整備

- ・誰もが柔軟かつ合理的・効率的に働いて、能力を最大限発揮できるよう、オフィス改革を含めた職場環境の整備を更に進めるほか、子育て・介護と仕事の両立を支援するなど、ライフステージに応じた支援の取組を行いました。また、日々の業務の合理化・効率化の徹底、令和7年1月に導入したGSSによるテレワーク・オンライン会議を行いやすい環境の提供、RPA等を活用した定型業務の効率化、定型的な庶務業務の外部委託等の業務見直しを推進しました。
- ・生成AIの活用は、こうした取組を飛躍的に加速させる可能性を秘めており、令和7年夏に設置したAI統括責任者（CAIO Chief AI Officer）及びAI・トランスフォーメーション・オフィサーが、庁内における生成AIを活用した業務改革の陣頭指揮を執り、推進しました。
- ・上記に加えて、システム更改等のプロジェクト管理を適切に行い、新しい技術の利用促進やクラウドの積極的利用を推進するとともに、より高い水準の情報セキュリティを確保するために関係規定の改定を行いました。
- ・質の高いマネジメントに基づく業務運営と職場環境の改善に資するよう、職員満足度調査や360度評価の見直しを行い、マネジメント力向上に向けた取組を拡充しました。また、幹部のマネジメント方針の職員への見える化を継続しつつ、幹部への重点的な研修を新たに導入しました。
- ・自らの所掌事務にかかわらず自主的な政策提言を職員に促す枠組みである「政策オープンラボ」について、新たな発想やアイデアを積極的に取り入れ、新規性・独自性のある政策立案へとつなげるという制度趣旨等を踏まえつつ、利用しやすさの観点などから応募期間を限定しないなど、多様なプロジェクトが行われ、多くの職員が積極的に参加できる環境づくりを行いました。
- ・若手職員による主体的な金融行政の企画・立案を図るため、「金融行政に関する政策提言」について、公募の実施や提言の実行等を着実に進めました。
- ・職員が自由闊達に議論できる職場環境づくりを進めるため、下意上達を促進する取組を更に進めました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		5年度	6年度	7年度	8年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	-	-	-	-
		補正予算	-	-	-	-
		繰越等	-	-		
		合 計	-	-		
	執行額（百万円）		-	-		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取(令和8年6月19日～7月3日)
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
担当部局名	総合政策局 組織戦略監理官室、秘書課、開発研修室、管理室、情報化統括室、国際室、IFIAR 戦略企画室、総合政策課、研究開発室、リスク分析総括課 証券取引等監視委員会事務局 総務課
政策評価実施時期	令和8年8月

(巻末参考) 金融庁における政策評価への取組み

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
13 年 1 月	- 中央省庁等改革に合わせて政策評価制度導入 「政策評価に関する標準的ガイドライン」策定（13 年 1 月政策評価各府省連絡会議了承）	
3 月		「金融庁における政策評価の実施要領」策定（13 年 3 月 28 日）
6 月	「行政機関が行う政策評価に関する法律」制定（13 年法律第 86 号）	
10 月		「平成 13 事務年度の政策評価の運営方針」策定（13 年 10 月 31 日）
12 月	「政策評価に関する基本方針」(13 年 12 月閣議決定)	
14 年 4 月	「行政機関が行う政策評価に関する法律」施行（13 年法律第 86 号）	「金融庁における政策評価に関する基本計画」策定（14 年 4 月 1 日） 「事後評価の実施計画」（計画期間 14 年 4 月～6 月末）策定（14 年 4 月 1 日）
7 月		「事後評価の実施計画」（計画期間 14 年 7 月～15 年 6 月末）策定（14 年 8 月 6 日）
9 月		「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（14 年 9 月 13 日）
11 月		「第 1 回政策評価に関する有識者会議」開催（14 年 11 月 12 日）
12 月		政策評価（平成 13 年度実績評価）の実施、評価結果の公表（14 年 12 月 26 日）
15 年 4 月		「平成 13 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（15 年 4 月 17 日）
6 月	「政策評価結果の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関	「第 2 回政策評価に関する有識者会議」開催（15 年 6 月 12 日）

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
	する報告」(15 年 6 月国会報告)	
7 月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正 (15 年 7 月 1 日) ・「平成 15 年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間 15 年 7 月～16 年 6 月末)策定 (15 年 7 月 1 日)
8 月		・「第 3 回政策評価に関する有識者会議」開催 (15 年 8 月 5 日) ・政策評価(平成 14 年度実績評価等)の実施、評価結果の公表 (15 年 8 月 29 日)
16 年 4 月		・「第 4 回政策評価に関する有識者会議」開催 (16 年 4 月 21 日) ・「平成 14 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表 (16 年 4 月 23 日)
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(16 年 6 月国会報告)	・「第 5 回政策評価に関する有識者会議」開催 (16 年 6 月 18 日)
7 月		・「平成 16 年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間 16 年 7 月～17 年 6 月末)策定 (16 年 7 月 7 日) ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正 (16 年 7 月 7 日)
8 月		・「第 6 回政策評価に関する有識者会議」開催 (16 年 8 月 5 日) ・政策評価(平成 15 年度実績評価等)の実施、評価結果の公表 (16 年 8 月 31 日)
17 年 4 月		・「平成 15 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表 (17 年 4 月 27 日)

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（17 年 6 月国会報告）	
7 月		・「第 7 回政策評価に関する有識者会議」開催（17 年 7 月 5 日） ・「平成 17 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 17 年 7 月～18 年 6 月末）策定（17 年 7 月 26 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（17 年 7 月 26 日）
8 月		・「第 8 回政策評価に関する有識者会議」開催（17 年 8 月 9 日） ・政策評価（平成 16 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（17 年 8 月 31 日）
12 月	・「政策評価に関する基本方針の改定について」（17 年 12 月閣議決定） ・「政策評価の実施に関するガイドライン」（17 年 12 月政策評価各府省連絡会議了承）	
18 年 4 月		・「平成 16 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（18 年 4 月 28 日）
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（18 年 6 月国会報告）	・「第 9 回政策評価に関する有識者会議」開催（18 年 6 月 20 日）
7 月		・「平成 18 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 18 年 7 月～19 年 6 月末）策定（18 年 7 月 10 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（18 年 7 月 10 日）

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
8 月		・「第 10 回政策評価に関する有識者会議」開催（18 年 8 月 3 日） ・政策評価（平成 17 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（18 年 8 月 31 日）
19 年 3 月	・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」（13 年政令第 323 号）の一部改正（規制の事前評価の義務付け） ・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（19 年 3 月閣議決定）	
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（19 年 6 月国会報告）	・「第 11 回政策評価に関する有識者会議」開催（19 年 6 月 13 日） ・「平成 17 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（19 年 6 月 14 日）
7 月		・「平成 19 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 19 年 7 月～20 年 6 月末）策定（19 年 7 月 3 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（19 年 7 月 3 日）
8 月	・「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」策定（19 年 8 月政策評価各府省連絡会議了承）	・「第 12 回政策評価に関する有識者会議」開催（19 年 8 月 2 日） ・政策評価（平成 18 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（19 年 8 月 30 日）
20 年 6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（20 年 6 月国会報告）	・「平成 18 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（20 年 6 月 10 日） ・「第 13 回政策評価に関する有識者会議」開催（20 年 6 月 11 日）

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
7 月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間 20 年 7 月～24 年 3 月末）策定（20 年 7 月 3 日） ・「平成 20 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 20 年 7 月～21 年 6 月末）策定（20 年 7 月 3 日）
8 月		・「第 14 回政策評価に関する有識者会議」開催（20 年 8 月 6 日） ・政策評価（平成 19 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（20 年 8 月 29 日）
21 年 2 月		・「第 15 回政策評価に関する有識者会議」開催（21 年 2 月 26 日）
3 月		・「平成 21 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 21 年 4 月～22 年 3 月末）策定（21 年 3 月 31 日）
5 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（21 年 5 月国会報告）	・「平成 19 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（21 年 5 月 22 日）
8 月		・「第 16 回政策評価に関する有識者会議」開催（21 年 8 月 5 日） ・政策評価（平成 20 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（21 年 8 月 31 日）
22 年 3 月		・「第 17 回政策評価に関する有識者会議」開催（22 年 3 月 17 日） ・「平成 22 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 22 年 4 月～23 年 3 月末）策定（22 年 3 月 31 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（22 年 3 月 31 日）

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
5月	・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」（13年政令第323号）の一部改正（22年5月閣議決定） ・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（22年5月閣議決定） ・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（22年5月政策評価各府省連絡会議了承） ・「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」策定（22年5月政策評価各府省連絡会議了承） ・「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」策定（22年5月政策評価各府省連絡会議了承）	
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（22年6月国会報告）	・「平成20年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（22年6月4日）
8月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（22年8月24日） ・「第18回政策評価に関する有識者会議」開催（22年8月25日） ・政策評価（平成21年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（22年8月31日） ・「平成22年度金融庁政策評価実施計画」一部改正（22年8月31日）
23年6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（23年6月国会報告）	・「平成21年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（23年6月17日） ・「平成23年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間23年4月～24年3月末）策定（23年6月24日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（23年6月

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
		24 日)
9 月		・「第 19 回政策評価に関する有識者会議」開催 (23 年 9 月 27 日) ・政策評価(平成 22 年度実績評価等)の実施、評価結果の公表 (23 年 9 月 30 日) ・「平成 23 年度金融庁政策評価実施計画」一部改正 (23 年 9 月 30 日)
24 年 3 月	・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更 (24 年 3 月政策評価各府省連絡会議了承) ・「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(24 年 3 月政策評価各府省連絡会議了承)	
5 月		・「第 20 回政策評価に関する有識者会議」開催 (24 年 5 月 21 日) ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」(計画期間: 24 年 4 月～29 年 3 月) 策定 (24 年 5 月 31 日) ・「平成 24 年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間: 24 年 4 月～25 年 3 月) 策定 (24 年 5 月 31 日)
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(24 年 6 月国会報告)	・「平成 22 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表 (24 年 6 月 8 日)
8 月		・「第 21 回政策評価に関する有識者会議」開催 (24 年 8 月 10 日)
9 月		・政策評価(平成 23 年度実績評価等)の実施、評価結果の公表 (24 年 9 月 7 日)
25 年 4 月	・「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」の一部変更 (25 年 4 月政策評価各府省連絡会議了承)	

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(25 年 6 月国会報告)	・「第 22 回政策評価に関する有識者会議」開催(25 年 6 月 7 日) ・「平成 23 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(25 年 6 月 21 日) ・「平成 25 年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間:25 年 4 月～26 年 3 月末)策定(25 年 6 月 28 日)
8 月		・政策評価(平成 24 年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(25 年 8 月 30 日)
12 月	・「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」改正(25 年 12 月 20 日政策評価各府省連絡会議了承)	
26 年 5 月		・「第 23 回政策評価に関する有識者会議」開催(26 年 5 月 30 日)
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(26 年 6 月国会報告)	・「平成 24 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(26 年 6 月 13 日)
7 月		・「平成 26 年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間:26 年 4 月～27 年 3 月末)策定(26 年 7 月 1 日公表)
8 月		・政策評価(平成 25 年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(26 年 8 月 29 日)
27 年 3 月	・「政策評価に関する基本方針」の一部変更(27 年 3 月閣議決定)	
4 月	・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更(27 年 4 月政策評価各府省連絡会議了承)	
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(27 年 6 月国会報告)	・「平成 25 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(27 年 6 月 12 日) ・「第 24 回政策評価に関する有識者会議」開催(27 年 6 月 29 日)

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
8 月		・政策評価(平成 26 年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(27 年 8 月 31 日公表) ・「平成 27 年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間:27 年 4 月～28 年 3 月末)策定(27 年 8 月 31 日公表)
28 年 5 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(28 年 5 月国会報告)	・「平成 26 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(28 年 5 月 20 日)
6 月		・「第 25 回政策評価に関する有識者会議」開催(28 年 6 月 8 日)
8 月		・「平成 28 年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間:28 年 4 月～29 年 3 月末)策定(28 年 8 月 12 日公表) ・政策評価(平成 27 年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(28 年 8 月 31 日公表)
29 年 6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(29 年 6 月国会報告)	・「平成 27 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(29 年 6 月 23 日) ・「第 26 回政策評価に関する有識者会議」開催(29 年 6 月 26 日)
7 月	・「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更(29 年 7 月政策評価各府省連絡会議了承)	
8 月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」(計画期間:29 年 4 月～33 年 3 月末)策定(29 年 8 月 1 日公表) ・政策評価(平成 28 年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(29 年 8 月 31 日公表)
12 月		・「平成 29 年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間:29 年 4 月～30 年 3 月末)策定(29 年 12 月 15 日公表)

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
30 年 1 月		・「政策評価に関する有識者会議」開催（30 年 1 月 31 日）
5 月		・「政策評価に関する有識者会議」開催（30 年 5 月 21 日）
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（30 年 6 月国会報告）	・「平成 28 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（30 年 6 月 13 日） ・「政策評価に関する有識者会議」開催（30 年 6 月 22 日）
7 月		・政策評価（平成 29 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（30 年 7 月 17 日公表）
9 月		・「政策評価に関する有識者会議」開催（30 年 9 月 13 日）
12 月		・「平成 30 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：30 年 4 月～31 年 3 月末）策定（30 年 12 月 3 日公表）
31 年 2 月		・「政策評価に関する有識者会議」開催（31 年 2 月 15 日）
元年 6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（元年 6 月国会報告）	・「平成 29 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（元年 6 月 10 日） ・「政策評価に関する有識者会議」開催（元年 6 月 13 日）
8 月		・「政策評価に関する有識者会議」開催（元年 8 月 1 日） ・政策評価（平成 30 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（元年 8 月 30 日公表）
12 月		・「令和元年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月末）策定（元年 12 月 24 日公表）
2 年 2 月		・「政策評価に関する有識者会議」開催（2 年 2 月 28 日）

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（2 年 6 月国会報告）	・「平成 30 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（2 年 6 月 3 日） ・「政策評価に関する有識者会議」開催（2 年 6 月 23 日）
9 月		・政策評価（令和元年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（2 年 9 月 17 日公表）
11 月		・「令和 2 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：2 年 4 月～3 年 3 月末）策定（2 年 11 月 27 日公表）
3 年 6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（3 年 6 月国会報告）	・「令和元年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（3 年 6 月 7 日）
7 月		・「政策評価に関する有識者会議」開催（3 年 7 月 1 日）
8 月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：4 年 4 月～9 年 3 月末）策定（3 年 8 月 31 日公表） ・政策評価（令和 2 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（3 年 8 月 31 日公表）
10 月		・「令和 3 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：3 年 4 月～4 年 3 月末）策定（3 年 10 月 29 日公表）
4 年 6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（4 年 6 月国会報告）	・「政策評価に関する有識者会議」開催（4 年 6 月 1 日） ・「令和 2 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（4 年 6 月 6 日）
8 月		・政策評価（令和 3 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（8 月 31 日公表）
11 月		・「令和 4 年度金融庁政策評価実施計画」策定（11 月 22 日公表）

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
5年3月	・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（3月28日） ・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部改正（3月31日）	
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（6月国会報告）	・「政策評価に関する有識者会議」開催（6月1日） ・「令和3年度政策評価結果の政策への反映状況」公表（6月7日）
8月		・政策評価（令和4年度実績評価等）の実施、評価結果の公表
12月		・「令和4年度金融庁政策評価実施計画」の策定（12月5日）
6年3月	・「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」の一部改正（3月15日） ・「効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン」策定（3月15日）	
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（6月国会報告）	・「政策評価に関する有識者会議」開催（6月4日）
7月		・「令和4年度政策評価結果の政策への反映状況」公表（7月11日）
8月		・政策評価（令和5年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（8月30日）
12月		・「令和6年度金融庁政策評価実施計画」の策定（12月18日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（6年12月18日）
7年6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（6月国会報告） ・「効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン」の最終改定（6月27日）	・「政策評価に関する有識者会議」開催（6月3日）

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
7 月		・「令和 5 年度政策評価結果の政策への反映状況」公表（7 月 7 日）
8 月		・政策評価（令和 6 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（8 月 29 日）
12 月		・「令和 7 年度金融庁政策評価実施計画」の策定（12 月 12 日）
8 年 6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（6 月国会報告）	・「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：8 年 7 月～13 年 6 月末）策定（8 年 6 月 19 日公表） ・「政策評価に関する有識者会議」開催（6 月 23 日）
7 月	・「効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン」の最終改定（7 月 21 日）	・「令和 6 年度政策評価結果の政策への反映状況」公表（7 月 10 日）
8 月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（8 年 8 月 7 日） ・政策評価（令和 7 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（9 月 4 日）